

平成27年 9 月宮崎県定例県議会  
総務政策常任委員会会議録  
平成27年 9 月17日～18日・24日

場 所 第2委員会室



平成27年 9 月 17 日 (木曜日)

---

午前10時 1 分開会

---

会議に付託された議案等

- 議案第 1 号 平成27年度宮崎県一般会計補正  
予算 (第 2 号)
- 議案第 3 号 宮崎県税条例の一部を改正する  
条例
- 議案第 4 号 職員の退職手当に関する条例及  
び職員の再任用に関する条例の  
一部を改正する条例
- 議案第 5 号 宮崎県個人情報保護条例の一部  
を改正する条例
- 議案第 6 号 宮崎県防災対策推進条例の一部  
を改正する条例
- 議案第10号 宮崎県まち・ひと・しごと創生  
総合戦略の策定について
- 報告事項
  - ・県が出資している法人等の経営状況について  
公益財団法人宮崎県立芸術劇場  
公益財団法人宮崎県私学振興会
  - ・宮崎県中山間地域振興計画に基づいて行った  
主な施策 (平成26年度) について
- 総合政策及び行財政対策に関する調査
- その他報告事項
  - ・平成27年度政策評価の結果について
  - ・宮崎県長距離フェリー航路利用促進協議会の  
設立について
  - ・宮崎県山村振興基本方針の変更について
  - ・大隅地域半島振興計画の変更について
  - ・宮崎県過疎地域自立促進方針 (素案) につい  
て
  - ・ミラノ国際博覧会宮崎県出展について
  - ・みやざき女性の活躍推進会議の設立について

- ・宮崎県教育、学術、文化及びスポーツの振興  
に関する施策の大綱の策定について
- ・伊東マンショ肖像画所有者訪問について
- ・宮崎県個人番号の利用等に関する条例 (仮称)  
の制定について
- ・宮崎県森林環境税条例の施行状況及び今後の  
方針等について
- ・宮崎県総合防災訓練について
- ・宮崎大学との協定に基づいた県防災救急ヘリ  
「あおぞら」による医師現場投入活動の実施  
について

---

出席委員 (8 人)

委 員 長	清 山 知 憲
副 委 員 長	島 田 俊 光
委 員	坂 口 博 美
委 員	星 原 透
委 員	丸 山 裕 次 郎
委 員	満 行 潤 一
委 員	新 見 昌 安
委 員	来 住 一 人

欠席委員 (なし)

委員外委員 (なし)

---

説明のため出席した者

総合政策部

総 合 政 策 部 長	茂 雄 二
総 合 政 策 部 次 長 (政策推進担当)	金 子 洋 士
総 合 政 策 部 次 長 (県民生活担当)	興 梶 正 明
部 参 事 兼 総 合 政 策 課 長	井 手 義 哉
秘 書 広 報 課 長	中 原 光 晴
広 報 戦 略 室 長	菊 池 修 一
統 計 調 査 課 長	奥 野 厚 子

総合交通課長	野口和彦
中山間・地域政策課長	石崎敬三
フードビジネス 推進課長	黒木義博
生活・協働・ 男女参画課長	村上悦子
交通・地域安全対策監	壹岐幸啓
文化文教課長	神菊憲一
人権同和対策課長	吉田信夫
情報政策課長	青出木和也

事務局職員出席者

議事課主幹	鬼川真治
総務課主任主事	日高真吾

○清山委員長 ただいまから、総務政策常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。お手元の日程案につきましては御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○清山委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、議案第4号に対する人事委員会の意見についてであります。

お手元に配付してある資料をごらんください。

人事委員会委員長から、条例案に対する意見について、この表記については異議ありませんという。これは、地方公務員法第5条第2項の規定に基づいて、議会は人事委員会の意見を聞くことになっておりますので、その回答であります。参考までにお配りしております。

それでは、執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時2分休憩

午前10時4分再開

○清山委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等について部長の概要説明を求めます。

○茂総合政策部長 おはようございます。総合政策部でございます。本日はどうぞよろしくお願いたします。

まず初めに、ミラノ国際博覧会における宮崎県出展につきましては、県議会からも星原議長を初め、島田副委員長、丸山委員、多数の議員の皆様にご臨席を賜り、まことにありがとうございました。

また、今回のイタリア訪問では、伊東マンションの肖像画を所有するトリブルツィオ財団を訪問し、理事長と会談する機会を得まして、来年、県立美術館で計画している肖像画展のために、肖像画を借り受けることを快諾いただいたところでございます。この場をおかりしまして、厚くお礼を申し上げます。

それでは、今回提案をしております議案等につきまして、その概要を御説明いたします。

お手元の委員会資料の1ページをごらんください。

今回お願いしております議案は、議案第1号平成27年度「宮崎県一般会計補正予算(第2号)」であります。

総合政策部の一般会計補正額は、一般会計の表の一番下にありますように、合計で1,820万6,000円の増額であります。これは、後ほど御説明いたします東九州新幹線調査事業等の補正であります。

補正後の総合政策部の一般会計予算額は、その一番右端の欄にありますように130億9,989万9,000円となります。

目次にお戻りいただきたいと思ひます。

Ⅱの特別議案であります、議案第10号「宮崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について」の議案審議をお願いいたします。

これは、まち・ひと・しごと創生法に基づき、本県の実情に応じた施策の基本的な計画を定めるものであります。

以上が議案の概要であります、詳細は担当課長から御説明いたしますので、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

次に、Ⅲの報告事項についてであります。

県が出資している法人等の経営状況について、総合政策部所管の公益財団法人宮崎県立芸術劇場、公益財団法人宮崎県私学振興会の2法人について報告いたします。

宮崎県中山間地域振興計画に基づいて行った主な施策については、宮崎県中山間地域振興条例第7条第2項に基づき、昨年度実施した主な施策を報告するものであります。

なお、その他の報告事項につきまして、目次に記載のとおり10件の報告事項がございます。

詳細につきましては、後ほど担当課長から御説明いたします。

私からの説明は以上であります。

**○野口総合交通課長** 総合交通課でございます。

総合交通課の補正予算につきまして御説明をいたします。

お手元の平成27年度9月補正歳出予算説明資料の3ページをお願いをいたします。

当課の補正額は、左から2列目の欄にありますように500万円の増額補正をお願いしております。

補正後の額は、右から3列目、9億128万7,000円となります。

内訳といたしましては、1枚おめくりをいた

だきまして5ページをごらんください。

今回、補正をお願いしているものは、事項欄に広域交通ネットワーク推進費の説明欄がございます東九州新幹線調査事業費負担金でございます。

内容につきましては、お手元の常任委員会資料で御説明をいたします。

常任委員会資料の2ページをお願いいたします。

東九州新幹線調査事業費負担金についてでございます。

1の事業の目的にありますとおり、東九州新幹線は、昭和48年に計画路線となったものの、計画は凍結されたままであり、進展がない状況でございます。今後、東九州新幹線の整備に向けて、整備計画路線への格上げを図るためには、県民や関係機関の機運の醸成を図るとともに、九州内でのコンセンサスの形成等が必要でありますことから、その基礎資料とするため、東九州新幹線鉄道建設促進期成会が実施します調査へ負担金を支出するものでございます。

次に、2の事業の概要でございます。

(1)の予算額といたしまして500万円を計上いたしております。

なお、全体の調査予算につきましては、本県と大分県におきまして、それぞれ500万円ずつを負担し、合計1,000万円を予定しております。

(2)の財源といたしましては、一般財源でございます。

(3)の事業期間につきましては、平成27年度内を予定しております。

(4)の事業内容につきましては、地域間の所要時間、整備に要する費用、需要の予測、経済波及効果などを予定しております。

3の事業の効果であります。

東九州新幹線の整備には、息の長い取り組みが必要であります。今回、その基礎資料となる調査を行い公表することにより、県内の機運醸成や九州内でのコンセンサスの形成等に資するものと考えております。

東九州新幹線の整備につきましては、今回の調査の結果を活用しながら、今後とも積極的な活動を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、3ページをごらんください。

参考といたしまして、全国の状況等について記載をいたしております。

上の図は、全国新幹線鉄道網の現状についてでございます。現在、全国では北海道、北陸、九州新幹線長崎ルート<sup>①</sup>の3路線4区間で新幹線の整備が進められております。

九州新幹線長崎ルートにつきましては、平成34年度の開業を目指して、武雄温泉から長崎までの整備が進められております。

なお、平成42年度に予定されております北海道新幹線の開業をもって、現在の整備新幹線の計画は終了する見込みとされております。

次に、下の表でございますけれども、全国新幹線鉄道の基本計画につきましては、東九州新幹線を含めて11路線ございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

**○石崎中山間・地域政策課長** それでは、中山間・地域政策課の補正予算について御説明いたします。

お手元の平成27年度9月補正歳出予算説明資料の7ページをお開きください。

当課の補正予算額は、左から2列目の欄にありますとおり640万6,000円の増額補正で、補正後の額は右から3番目の列、5億1,354万3,000円となります。

9ページをお開きください。

補正いたしますのは、(目)計画調査費の(事項)移住・定住促進費であります。

説明欄の1、新規事業「12県合同「いいね!地方の暮らしフェア」開催事業」であります。事業の内容につきましては、別冊の常任委員会資料で説明いたします。

常任委員会資料の4ページをお開きください。

1の事業目的でございますが、日本創生のための将来世代応援知事同盟の共同事業として、同盟に参加する12県が合同でイベントを開催し、首都圏の若い世代に地方暮らしの魅力をアピールするとともに、本県の住まい、仕事等の情報を発信し、移住先としての本県の魅力をPRするものであります。

なお、日本創生のための将来世代応援知事同盟につきましては、下の米印に記載しておりますが、人口減少の緩和と東京一極集中の是正を目指す地方創生を推進するため、当初、子育て同盟を発展的に解消して立ち上げられた同盟でありまして、九州では宮崎県のみが加盟しております。

2の事業概要であります。予算額は640万6,000円です。このうち400万円が、イベント開催のための各県共通の負担金となります。残額の240万6,000円が、イベント開催に必要なパンフレット等、あるいは県職員等の旅費などになっております。

財源は、全額を地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金、いわゆる地方創生交付金の上乘せ交付金の活用を予定しております。

事業期間につきましては、平成27年度内というところで、事業内容は、主催は知事同盟でございますけれども、現在、長野県が幹事県となっております。

開催時期は、平成28年1月から3月のうちの1日間、土日または祝日ということで検討されております。

開催場所は東京都内ということで、内容といたしましては、ステージイベント、相談ブースの設置、特産品販売、パネル等の展示、マスメディアを活用した首都圏でのPR等を行う予定としております。

3の事業効果でございますが、この知事同盟、マスメディアにも取り上げられておりますが、12県連携の取り組みとすることで、情報発信の強化が図られ、さらには、九州では本県のみが参加いたしますので、本県の露出度が高まり、都市圏在住の若い世代に、地方での暮らしの魅力や本県独自の魅力を十分発信することができ、本県への移住・U I Jターンにつながることを期待できます。

また、単県では実施できないPR等を実施することで、本県の認知度の向上を図ることができるものと考えております。

中山間・地域政策課の補正予算の説明は以上でございます。

**○村上生活・協働・男女参画課長** 生活・協働・男女参画課の補正予算について御説明いたします。

お手元の平成27年度9月補正歳出予算説明資料の11ページをお開きください。

当課の補正額は680万円の増額で、補正後の額は、右から3番目の欄の4億4,021万5,000円となります。

補正の内容につきましては、13ページをごらんください。

中ほどの(事項)消費者行政活性化基金事業費につきまして、680万円の増額をお願いしております。これは、国からの消費者行政推進交付

金を活用するものです。

内容につきましては、委員会資料で御説明をさせていただきます。

常任委員会資料の5ページをお開きください。

「消費者行政活性化事業」でございます。

1の事業の目的・背景ですが、消費者を取り巻く環境が急激に変化する中、悪徳商法やインターネット関連の被害が後を絶たない状況にあります。特に、高齢者や若年者は、自分自身で被害に遭っていることに気がつかなかったり、被害に遭っても、みずから相談をしなかつたりするため、発見がおくれ、被害が拡大する傾向にあります。

こうしたことから、国からの交付金を活用いたしまして、高齢者や若年者の見守り者を対象とした啓発を行うものです。

2の事業概要の(4)の事業内容ですが、まず、①の高齢者の見守り者向けといたしましては、高齢者に多い消費者被害の未然防止等に役立つ情報を掲載したハンドブックを作成し、消費生活センターの出前講座の教材とするとともに、社会福祉協議会や包括支援センター等に配付することとしております。

また、②の若年者の見守り者向けといたしましては、SNS等の仕組みやトラブル防止のために必要な情報を収録したDVDを作成し、市町村や教育委員会に配付するとともに、消費生活センターにおいて保護者への貸し出しやホームページを通じた動画配信を行うこととしております。

これらによりまして、3の事業効果にありますように、高齢者や若年者の消費者被害の未然防止や早期発見ができるようになり、安心して消費生活を営むことができるようになるものと考えております。

当課の補正予算の御説明は以上であります。

○井手総合政策課長 総合政策課から、特別議案、議案第10号宮崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について説明をさせていただきます。

議案そのものについては、本冊を議案として皆様のお手元にお配りをしております。

この委員会におきましては、委員会資料で説明をさせていただこうと思っております。

委員会資料の7ページをごらんいただきたいと思っております。

まず、1の策定の根拠でございますが、国のまち・ひと・しごと創生法の第9条によりまして、都道府県はそれぞれまち・ひと・しごと創生総合戦略を定めるように努めることとされております。

この法に基づきまして策定を進めてきたわけでございますが、2の策定の経緯でございますように、県市町村連携推進会議、また、産学官金労言で成ります宮崎県地方創生推進懇話会等で御意見を聞きながら、4行目になりますけれども、6月の定例県議会のこの委員会、さらには7月の閉会中の常任委員会等で御説明を申し上げ、御意見を伺いながら策定を進めてきたところでございます。そして、今般の9月の定例県議会に議案として提出をさせていただいております。

その内容でございますが、3番のまず構成からでございます。

これは、国の創生総合戦略を勘案しまして、人口ビジョン編と総合戦略編から構成をしております。

(1)の人口ビジョン編でございますが、この内容につきましては、本県の人口の現状の分析、そして、将来の方向と将来展望を示したも

のでございます。

(2)の総合戦略編でございますが、この人口ビジョン編を踏まえまして、今年度から5年間、平成31年度までに講ずべき施策を取りまとめたものでございます。

その内容につきまして、8ページと9ページで説明をさせていただきたいと思っております。

この両ページの上段のほうは人口ビジョン編、そして、下段のほうは総合戦略編をあらわしたものでございます。

人口ビジョンにつきましては、左方にご覧いただけますように、これまでも説明させていただきましたけれども、本県の自然動態と社会動態を分析しております。

まず左方、自然動態ですけれども、合計特殊出生率は、近年全国2位ということで、高い傾向を示しております。

しかしながら、下段の棒グラフをごらんいただければわかるとおり、出生数そのものは、やはり減少傾向にあると。これは、1人の女性が産む子供の数としては高い傾向にありますけれども、そもそもその母数となる女性の数が少なくなっていると分析をしております。

少なくなっている原因というのが、やはり社会動態のほうにあらわれてきておりまして、15歳から24歳の世代で大幅な社会減、人口流出が起きていると分析されます。

このような状況を踏まえた上で、本県の人口の推計を行ったのが、その右側でございます。総合計画でも、同じようなシミュレーションをしております。①から④まで4つのケースのシミュレーションをしております。

この中で一番下の、低位推計というのは、②のパターン2、日本創生会議の推計でございます。一番右側、2010年が113万5,000人だった

本県人口が、一番右側の一番下でございますが、2060年には65万5,000人、そこまで下がっていくと。これを④のケース2でございますが、2030年までに合計特殊出生率を2.07に上げ、若年層の流出を30%、段階的に抑制していくことを実現すれば、一番上の推計値80万2,000人まで持っていけると。その差が14万7,000人ほど出てくるということになります。

こういうシミュレーションを踏まえた上で、その下の段、基本目標と数値目標でございますが、基本目標を人口の減少に対応した社会づくりと「新しいゆたかさ」の実現と置きまして、数字目標的には、県人口を2060年に80万人超、29歳以下の若者人口の割合を30%以上とすることとしました。

そのためにこの5年間、どういうことをしていくかということでございます。

その推進の考え方を中段の右側のほうに書いておりますが、本県の特徴であります高い合計特殊出生率、そして、恵まれた子育て環境、こういう潜在力を軸に、仕事の場づくりという産業の活性化、雇用の確保など、効果的な社会減対策を行いまして、若者世代を増加させると。それによりまして、出生数を増加させ、自然減対策を行う。この2つの相乗効果を、うまく好循環をさせていって、人口の減少に歯どめをかけると、そういう推進の考え方でございます。

このために4つの施策目標をつくっております。その下の段でございますが、目標の①しごとを「興す」、そして、目標の②ひとを「育てる」、目標の③まちを「磨く」、目標の④資源を「呼び込む」という4つの柱でございます。本県の特色や優位性を最大限に生かした施策群を組んでいこうと考えております。

そのために、それぞれ、しごとを「興す」に

しましても、ひとを「育てる」にしましても、息の長い取り組みをしなければならないと考えております。ただ、この総合戦略は5年間で動かすということで、まず、この施策群を大きく展開していくための端緒となる取り組みをプロジェクトとしてまとめました。それが、右側にありますみやざき創生始動プロジェクトでございます。

内容としましては、中山間地域対策であります世界ブランドのふるさとみやざきプロジェクト、そして、移住U I Jターン対策であります2つのふるさとづくりプロジェクト、そして、経済活性化・所得向上対策でございますみやざき新時代チャレンジ産業プロジェクトの3つから成っております。

この内容につきましては、10ページ、11ページで御説明をさせていただきます。

みやざき創生始動プロジェクトのまず1番目ですが、(2)の概要の(ア)世界ブランドのふるさとみやざきプロジェクトでございます。

このプロジェクトにつきましては、高千穂郷・椎葉山地域の世界農業遺産でありましたり、神楽のユネスコ無形文化遺産、また、綾のユネスコエコパーク、さらに、今後取り組んでいきます祖母傾のユネスコエコパーク、そして、霧島の世界ジオパークへの取り組みと。このような世界ブランドたり得る本県の中山間地域の生活を貴重な地域活動と捉えて生かしていきます。それを地域活性化にうまく結びつけ、中山間地域に人を残していく、そして、将来に継承していく。そのためにも中山間地域の所得向上、そして人財育成を積極的に展開していこうというものでございます。

したがいまして、プロジェクトの内容としましては、固有の地域価値の発信強化でありまし

たり、次代につなぐための持続可能な地域づくり、そして、人財育成の3つから成っております。

次に、(イ)でございます。2つのふるさとづくりプロジェクトでございます。

これは、移住U I Jターンを進めるために、まず、県外出身者には、本県を新たなふるさととして、そして、県外に住む本県出身者には心のふるさととして認識していただき、U I Jターンを進めていこうとするものでございます。

11ページの右上、プロジェクトの内容でございますけれども、県外出身者を対象とした移住等の促進ということで、本年度設置しましたひなた暮らしU I Jターンセンターを初めとする移住等の施策を推進してまいります。そして、同じように、本県出身者を対象としたUターン促進も図っていくと。

最後に、大都市との連携、川崎との連携協定を結んでおりますけれども、この連携協定等を生かして、大都市と人の対流づくりに取り組んでいこうとするものでございます。

3番目の(ウ)みやざき新時代チャレンジ産業プロジェクトでございます。

これにつきましては、フードビジネスでありましたり、メディカルバレー構想等によって進めてまいりました本県の成長産業づくり、これをさらに進めてまいり、県外から「外貨」を稼ぐ産業群をつくっていく。そして、県内で生産性の向上が課題となっている産業に、本県の製品や技術を還流させて、地域内の経済も活性化させていこうというものでございます。

プロジェクトの内容としましては、新時代を牽引する産業づくり、そして、県内産業の生産性向上、高付加価値化、さらには国内外とつながる物流ネットワークの構築を掲げております。

以上、3つの始動のプロジェクトで、この政策を進めていこうとしております。

12ページと13ページに4つの施策目標の中身を示しております。

これも、(2)の概要でございますが、まず、しごとを「興す」ということで、フードビジネスなどの成長産業の一層の振興と地域経済を牽引する中核的な企業の育成による外貨獲得、そして、地域内循環を図り、経済を拡大させようというものでございまして、先ほどのプロジェクトの3とほぼ軌を同じくしているものでございます。

指標については、ここに置いてますように、15歳以上人口に占める就業者の割合でありましたり、29歳以下の若者人口の割合等を置いております。

基本的方向につきましては、それぞれ農林水産産業を核とした成長産業の育成でありましたり、製造・サービス産業の育成、また、地域産業の資本・経営力等の強化等を掲げております。

その次が、2番のひとを「育てる」でございまして、この中身は、結婚、出産、子育てなど、ライフステージに応じた支援、また、女性の就労支援により、子供を産み、育てやすい環境の創出、そして、郷土愛と挑戦力を持った人財育成でございます。

この指標は、この総合戦略の大もとになりまして総人口でありましたり、合計特殊出生率の指標を置いております。

それぞれ平成31年を目標値にしているところでございます。

内容としましては、子育て支援などの少子化対策でありましたり、ワーク・ライフ・バランス等の就業環境づくりでございまして、13ページの上になりますけれども、人財の育成とい

う形になります。

なお、人財につきましては、それぞれの本県の産業を担う中核的人財ということで、農林水産業の担い手でありましたり、医療・福祉産業また建設業の担い手等の育成も、ここのところであたっているところでございます。

3番目のまちを「磨く」でございしますが、これは、地域の宝を磨いて、将来にわたって誇りを持って個性を発揮するまちやむらづくりを進めるものでございます。

指標としましては、交流人口の延べ数でありましたり、都市部との連携事業数を置いております。

施策の基本方向としましては、自立した地域づくりと交流環境の整備ということで、自立の仕組みづくり等を進めていくということでございます。

②としまして、地域における暮らしの維持・充実、そして、安全・安心の確保、そこに人が住み続けるための医療・福祉サービスでありましたり、教育・スポーツ環境の維持・充実に上げています。

3番目が地域連携でございまして、地域間連携による課題の解決、また、都市部との連携の推進等を上げております。

最後に、4番目の資源を「呼び込む」でございします。

これは、そのとおり本県に戻り、移り住む、さらには本県にとどまってもらう若者等を初めとする人口の移動の抑制を進めようとするもので、ともすれば都市に向かう資源、これは、人、物、金、情報、その全てをいっておりますけれども、この流れを本県に呼び込みたいというものでございます。

指標としましては、移住世帯数でありました

り、新企業の立地数を置いております。

施策の基本的方向でございしますが、魅力ある就業・就学の場づくり、若者の地元定着の促進でありましたり、企業活動の地方展開の促進ということで、国内外からの技術や投資の呼び込みを図っていこうというもの。そして、最後に、みやざきへの移住・U I J ターンの促進でございします。

以上、4つの柱を掲げて、今後5年間、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

説明は以上でございします。

○**清山委員長** 執行部の説明が終了しました。

まず、議案について質疑はございませんか。

○**来住委員** 東九州新幹線の事業費の負担金として、調査の500万円が出されまして、本会議でもいろいろ議論をされてきたところですが、まず、基本的にお聞きしたいのは、金額は500万円ですけれども、本会議における知事の発言では、とにかく東九州新幹線を実際に誘致する、または、その建設を実際に進めるという立場からこの500万円の調査費は出すという意味だったと思うんですが、これは、間違いないんでしょうか。つまり、行おうという立場から。

○**野口総合交通課長** 東九州新幹線についてでございますけれども、アクションプラン等におきましても、東九州新幹線実現に向けて取り組むということにしております。

そういった中で、これまで東九州新幹線鉄道建設促進期成会におきまして、要望活動や講演会、シンポジウムなどを行ってまいりましたけれども、その中で、実現に向けた機運醸成を図っていくためには、いろいろ具体的なイメージを持っていただく、あるいはそういうデータをお示しすることが大事だという御意見をいただいたところでございます。

そういった点で、大分県と意見が一致をしたところで、今回、調査するという事になったものであります。したがって、その中で基本的な事項でございます地域間の所要時間ですとか、整備に要する費用、需要予測等々についてデータをお示しすることによりまして、新幹線の必要性等について幅広く議論をしていただくための資料、そういったものとして活用してまいりたいと考えているところでございます。

**○来住委員** 金額は500万円、県の全体の予算から見れば500万って、そんな大きな金額ではないんですけども、しかし、一応こうやって予算計上するという事になりますと、現実にはもういわゆる建設に向けて船を出航させるわけですよね。

僕は思いますけれども、本当にこれをもう出航させるというんだったら、現実にもっと、例えば鹿児島の新幹線、ここなんかもちよっと調べてみましたけれども、当初4,800億ぐらいの事業費だったんですが、現実には6,000億円に膨れ上がったりしてますし、それから、在来線がどうなるのか、在来線は第三セクとなって、その場合に、JRの資産、そういうものが無償で貸し出しになるのか、または、無償で第三セクに譲渡されるのか。そして、第三セクにJRが入るのか、入らないのか、非常に大きいと思うんですけども。そういうものをある程度議会に対しても出していかないと、500万だけでも実際に船はもう出す、引き戻すことはできないというようなやり方では、僕は絶対だめだというふうに思います。

ですから、この500万円を出されて、いろいろ調査されて、それでもやっぱり進めるべきだとか、いや、これはやっぱりまずいと。地方自治体の負担金も、相当な金額になります。鹿児島

も相当な金額を出してますから、市町村にまで出させていますので。だからそういう、例えば、鹿児島の新幹線についてはこういう状態だったよということ、少なくとも我々議会には出していただかないと、この500万円を認めてしまえば、もうどんどんこれ自身が進んでいってしまうということについての不安なんですけれども、それはどういうふうに、これは、部長のほうがいいんでしょうか。どういうふうに理解すればいいんでしょうか。

**○茂総合政策部長** いろいろ御意見はあろうかと思うんですけども、この東九州新幹線鉄道建設促進期成会で、今回、大分県と宮崎県から500万ずつ支出して調査をやるということなんですけれども、この促進協議会の会長は、実は河野知事が務めておりまして、おっしゃるとおり財政負担の問題とか、並行在来線をどうしていくのかという問題とかは、やはり大きな課題であると思います。

これは、当然ながら避けて通れない課題だと思えますけれども、今回お願いしておりますのは、現在、東九州新幹線については、基本計画路線に位置づけられたままで、もう数十年経過しています。先ほど担当課長が申し上げましたとおり、平成42年度をもって整備新幹線も終わりますので、その先を見据えて、私たちが一歩足を踏み出さないといけない時期に来ているんじゃないかということで、今回の調査をお願いしております。今後の問題としては、当然ながら具体化していくとすれば、財政負担とか並行在来線の問題というのは、当然いろいろ議論していかないといけないと。それを総合的に検討した上で、本当にやっていくのかどうかということ、最終的に結論を出していかないといけないだろうと思います。そのために、まず一

歩踏み出さないといけない時期ではないかということで、今回お願いをしているということでございます。

**○来住委員** 本会議における知事の答弁は、これは、渡辺議員の質問だったと思うんですけども、彼に対する答弁では、やるという立場からの予算の計上なんだろうという確認をして、それについては知事は、そういう立場で答弁されたと思うんです。

だから、僕が言うように、そうであれば、例えば鹿児島新幹線の、実際に熊本だとか鹿児島県がどれほどの負担をしたのか。第三セクターがどうなったか。在来線では、特急は走ることはできませんから。だから、そういうことも含めて、一定の資料というものを少なくとも我々に出していただかないと……。

都城なんか、小さな市議会ですけども、もう一つ最初のボタンをかけてしまうと、最初を認めてしまうと、結局、だめだとわかっててもそこに行くわけです。

だから、僕が心配するのは、これは500万円なんですけれども、現実こうやって始まっていけば、とても引き戻すことはできない。しかも、そういうのを失敗しても、責任をとる人は誰もいないと。そのときには、もう議員もいなければ、当局ももう退職されてるということになるんで。

僕は、500万円を認める、認めないじゃなくて、今、必要なのは、その出発に当たって、少なくとも、例えば鹿児島のものだとか、それから、長野なんかそうですけども、そういうある程度の資料を、議会のほうにお示しになったほうが、僕はいんじゃないかと思うんです。

皆さんが、いえ、この500万円は出しますけれども、やってみて、いろいろ幾つかの項目を調

査してみて、無理だということになったらやめるんですよというんだったらまだいいですよ。本会議における答弁は、そうじゃなかったものですから言ってるんです。そこ辺はどうなんですか。

**○野口総合交通課長** 調査の内容に関して御説明申し上げますけれども、まず、御意見がございました、建設費用等に関してでございますけれども、今回の調査は、国の法律に基づく調査に先駆けまして、県民の皆様方に新幹線をイメージしていただくよう独自に調査するものでありますけれども、この調査によりまして、整備に要する費用、そういったものを算出をして、どの程度の負担が生じるのか、それについての概数をお示ししたいと思っております。

ただ、正式な建設費用等につきましては、これは、もう先々になりますけれども、国が法律に基づき実施をいたします調査において算出されるものでありますので、今回の調査での概数をお示ししたいと思っております。

それから、もう一点、在来線でございます。在来線につきましても、私どもは非常に重要な課題の一つと認識しておりますが、具体的に在来線を維持するためにどの程度の額が必要か、その数字につきましては、今回はなかなか難しいと思っておりますけれども、今御指摘がございましたように、調査の中で、鹿児島等々を含め、在来線の事例研究、こういったものがあって、このくらいかかったと、そういったものについて調査で盛り込めないか。議決をいただきましたら、期成会のメンバーとも具体的に御相談する必要がありますけれども、そういったことを盛り込めないか、検討していきたいと思っております。

**○満行委員** もう一回確認しますけれども、推

進の立場で500万の予算が——どう見てもそうとれるんですけども、この補正の500万円で、東九州新幹線が始まるよと、今から20年かかる、30年かかるかもしれないけれども、東九州新幹線の動きが宮崎から、この500万円の補正から始まったって捉えたらいけないんですか。その整備の推進ということじゃないんですか。

**○野口総合交通課長** 整備の推進といいますか、これまでも期成会におきまして、従来から要望活動を行ってきております。特に、具体的には数年前からシンポジウム、それから、特別講演会等々で活動を強化をしてきているところでございます。まさにそれも、推進に向けての活動でございます。

それを受けまして、先ほどもお話し申し上げましたけれども、そういったシンポジウム等々の中で、いろいろ議論を深めていくためには、具体的なイメージを持っていただくためのデータも必要であると。そういう御意見等をいろいろ伺いましたので、大分県とそういう点で意見が一致をして、今回、その調査をするということで、実現を目指しての一步ずつの取り組みをやっているということでございます。

**○満行委員** いろいろ、民間レベルというか、期成同盟会とか、そういう部分ではこの新幹線をどうするかという議論はあったかもしれない。県議会で予算がつくのは、本格的というか、初めてこの500万じゃないのかと。

どうも課長の話を聞くと、いや、今からやってみないとどうなるかわからないとおっしゃるけれども、この事業の目的、このペーパーには、東九州新幹線の整備に向けて、整備計画路線への格付を図るために、この500万の調査費がかかりますというふうに書いてあるわけですから、どう読んでも新幹線の整備に向けてこの500万円が

使われるとしか読めないわけです。今課長がおっしゃることは、ここにはないわけで、我々はこの負担金の説明として、東九州新幹線の整備に向けて500万円の事業を行いますというふうに読めるんですけども、違うんですか。

**○野口総合交通課長** 県の長期プラン、それから、アクションプラン等々で、東九州新幹線の実現に向けた取り組みを進めていくというもとで、今までのシンポジウム等々をやってきておりまして、繰り返しになりますけれども、その流れの中で今回の調査の負担金をお願いをしているところでございます。

**○満行委員** 最後にします。

事業内容に4つ書かれてますが、今課長がおっしゃる費用対効果とか在来線の問題とかというのは、ここにはないですね。具体的に、今、費用対効果の問題とかとおっしゃるけれども、1から4の中には、結局、推進するための事業内容しかないという。おっしゃってることが、全然文言になってないというところが非常に不思議なんですけれども、いかがでしょうか。

**○野口総合交通課長** 先ほども申し上げましたけれども、今後、議決をいただきました後になりますけれども、関係県と調査の具体的な内容につきまして協議をしていくことになっております。

今、ここに書いてあります4件は、あくまでも基本的な項目ということでございますけれども、当然、先ほど申し上げました並行在来線の事例研究ができないかですとか、費用対効果等々につきましても、織り込んでまいりたいとは考えております。

**○坂口委員** やっぱり今回ときょうのを含めて今ひとつはつきり分からないんですけども。とにかく大分と共同でやるっていうことで、今

の宮崎みたいな立場で、大きく判断材料の一つとしてというのと、もう一点が機運の醸成。

でも、これを共同でやっていくわけだから、大分との見解が整合してなきゃだめなんですよね。大分の見解というのは、確認されてるんですか。今のような、ちょっと中途半端な部分も含めて、場合によってはやらないことも含めて、機運の醸成に向けて、もちろん金は投資するんだから、やるのが前提でなきゃおかしいですよ。やらないことが前提で調査費がつくわけがない。だから、大前提としてやることというのが設定されているのはわかるんです。

でも、宮崎の場合は、今まで全くこういったことに対して具体的な踏み込みがなかったということで、だから、今度ちょっと一歩具体的に踏み込んでいって、本当に判断も含めて、やりたいというそういった意識のもとでやっていくんだってなれば、県で、単独でやるんならわかるんです。

しかしながら、大分と合同でやっていって、しかもうちがトップに立って、責任を持ってやっていくということになると、大分の一任を受けてしまって、うちの考えでやっていくというのか。それとも、もう方向は、見解は一致して出てるというのか、それは、大分との関係はどちらなんですか。

**○野口総合交通課長** 今回の調査を含む取り組みにつきましては、まさに大分県と同一歩調でやっております。

**○坂口委員** いや、歩調は一緒なんでしょう。しかし、大分は建設をやるっていう方向ですよ。新幹線はやりたい、やると。

うちは、それを判断して、まず、県民の皆さんの機運の醸成からやっていこうということで、調査をしていって、お金が幾らかかりますよと

か、県費が幾ら要りますよとか、何分短縮ですよとか絡めて、在来線がどうなりますよというものをして判断させるわけです。だから、大分とは条件が違うんです。今から選択をしていくための選択肢が、まだ宮崎は大分より多いと思うんです。

だから、そこら辺のところでの、見解が統一されてるのかというのが一つ。どんなぐあいに大分と整合を図られてるのかなと、共同でやるとなると。

**○野口総合交通課長** 大分県とも、まさにそのところは共通認識だと、私どもも思っております。大分県におきましても、まずは今年度、需要予測、経済波及等の効果、費用対効果の分析などの調査を行うことで、今後の取り組みの第一歩にしたいという、先般の大分県議会での知事の答弁等もございますので、まさに同じだと認識をいたしております。

**○坂口委員** だから、入り口は一緒、出す結論はおのおので判断が違ってきますね。宮崎県が出す、県民が判断することと大分が判断することは、おのずと違ってくと思うんです。一緒になることもあり得るけれども、違うこともあり得る。その中で、もう一歩踏み込んだとなったときに、九州内のコンセンサスと言われるけれども、鹿児島との連携がとれなかったのかと。

現実的には、僕は、新幹線を宮崎がやるなら、鹿児島のほうが実現性は高いと思っているんですけども、そこらもやらなければならない。鹿児島との連携をとられてないということは、将来に向けてのそれなりの感觸的なものでもいいんですけども、JR側あたりの基本的な考え方。だから、投資が少ないほうがいいだろうとか、費用対効果だろうとか、工事が安易なほうがいいだろうとか、総合的なものでの判断材

料としてるのは、JRとしては基本的に持つて  
ると思うんです。

そういった判断材料でも聞かれて、いや、鹿  
児島ルートはあり得ないよ、やっぱり北から南  
しかないよということなら、これは、一つわか  
るんです。だけれども、今言われたような範囲  
だと、鹿児島ルートもこれには含まれてないと。  
仮に次の整備新幹線が追加で次に認められる、42  
年以降の部分が認められるとなると、あつたに  
しても、それは最後の最後になると思うんです。

そうすると、鹿児島なら可能性があつたのに  
なということが排除できてればいいけれども、  
僕は、今の時点ではできてないんじゃないか。  
今の説明だと、鹿児島、大分、宮崎じゃないと  
だめじゃないかという気がするんですけども、  
そこらはどんなぐあいに整理されて判断されま  
した。

**○野口総合交通課長** 今回の調査は、東九州新  
幹線鉄道建設促進期成会で実施をいたしますの  
で、その構成員であります福岡県、大分県、宮  
崎県、それから鹿児島県、さらに北九州市も入っ  
た状態で、それから、定められておる基本計画  
のルート、福岡を起点に大分市付近、宮崎市付  
近を通して鹿児島に至るルート、そのルートを  
ベースに、基本に調査をいたすことといたして  
おります。

そういうところで、期成会のメンバーとして  
は、意思統一を図っているところでございます。

**○坂口委員** 意思統一が図られてるのか、本当  
にそれは疑問です。途中で、いや、大分、悪い  
と、あんたとはもうやめと、きょうであなたと  
はもう縁を切って、私は鹿児島と……。ちょう  
どそのほうが、うちのほうは現実味がすごく高  
くなったということもあり得るわけです。

それから、やっぱりこういったことは、過去

に学べということ。しかも、その判断をもつ  
て、今、鹿児島寄りになってるんじゃないかと  
いうのが、過去に学ぶとしたら、宮崎県には高  
規格道路しかないんです。

これは、やっぱり西回りで来てます。なぜ、  
高規格道路が、あの時代に西回りが先行したの  
か。北からずっと通してくれなかったのかとい  
うこと。陸の孤島と、宮崎があるということは、  
もう既にずっとそのころから、宮崎としては陸  
の孤島ということは、自分が一番わかっているか  
ら、それが北から回らずに、西回りがなぜ来た  
のかということ。これは、それなりの理由  
があろうと思うんです。西回りに判断されたとい  
う、いろんな理由が複合的にあるでしょうけ  
れども、やっぱりそういった事実を一つ尊重し  
て鹿児島から。

今度は、宮崎の東九州道というものが決まっ  
た。最後の国幹審で決まった。そのときだって、  
北から南に東九州を抜きましょうなんて考えは、  
一つも出てきてないんです。南から北に行きま  
しょうと、今、大分と宮崎のほうに、やっぱり  
大分が最後だったです。

こういったことについても、僕は分析して金  
を投資する、あるいは実現させる。九州、宮崎  
にはやっぱり新幹線が必要ということはわかっ  
てるんですから、あとはやれるかやれないか。  
それは、身の丈も含めて。その判断に持ってい  
くのに、実現性が低いなら、鹿児島は蚊帳の外  
でいいです。我々2人でやっていって、こうやっ  
て、最終的にはあんたも力をかしてくれなんて  
いう、そういうスタンスでいいけれども、僕は、  
今のは間違えてると思うんです。

JRあたりの判断とかを分析されました。将  
来、JRは、どういうことを基本に判断してい  
くだろうと。やっぱりここも費用対効果と工事

の難易度の問題、そういったものを総合的にやっ  
てから、現実味の高いものをJRがやるとすれ  
ば、選択すると思うんです。そこらもどう分析  
されてるのか。

今、来住委員が言われたように、一歩500万と  
踏み込んだら、もう1,000万、2,000万、1億と  
いう投資に向けて、今後、県は実現に向けて歩  
いていくことになるんです。だから、そこらの  
見通しというのは、物すごく見きわめが大切と  
思うんですけれども、そこはどんななんですか。  
鹿児島は、やっぱりルートの的には優先性は低い  
と見られたんですか。

**○野口総合交通課長** 鹿児島から宮崎のほうに  
持ってくるのか、北のほうから持ってくるだ  
とか、そのところの議論は、今回の調査では想  
定をいたしておりません。今回は、あくまでこ  
の基本計画に基づくルート、これが、仮に全線  
開通した場合の経済効果等々なり、また、全体  
の事業費の見込み、そういったものをお示しす  
ることによって、その後の議論を深めてまいり  
たいという趣旨でございます。

ですから、今委員が御指摘のJR等々の話は  
特に行っておりませんが、そういった観  
点で進めてまいりたいとは思っております。

**○坂口委員** いや、だから、それが頭からだめ  
だというんじゃないんです。それでも、より実  
現性、具現性の高いものを選択して、それとセッ  
トでやられるならいいんです。

それか、もうこちらが具現性が低い。だから、  
検討した結果、具現性はこれだと。本県は、こ  
のルートしかかけられない。だって、大分と組  
んで、悪いけれども、あんなところは後回  
しだと、うちは鹿児島からもらうなんていうの  
は、例えば、大型クルーザーのことでも出てま  
したけれども、あのファースト・ポート、セカ

ンド・ポートとかあったけれども、そういった  
考え方とか、鹿児島はまだ選択から除外する前  
に検討すべきこと、あるいは判断材料として収  
集すべきことというのは、まだ含めたまんまの。  
これは、大分と具体的に、もう予算は突っ込ん  
で、県の方向として出していくよと。これは前  
面に、今後は整備に向けて、あるいは決定に向  
けて取り組んでいくよということになるんじや  
ないかと思うんです。そのときに、こちらをな  
ぜ入れてなかったのかというのは、どうしても  
理解できないんです。

だから、検討されなかったという、なおさ  
ら僕は無責任だと思うんですけれども。

**○野口総合交通課長** 今回は、期成会で調査を  
やりますので、当然、この調査の実施につきま  
しては、福岡、鹿児島、北九州市とも相談をし  
ているところでございます。

その中で、個別に、どこからルートを始める  
かだとか、そのところについての議論は、ま  
だ先の議論かなと認識をしております。今回  
は、あくまでこの基本計画のルートそのものの、  
全体のイメージをつかんでいただこうという調  
査だと考えております。

**○坂口委員** それは次だなんて、やっぱり僕は  
間違いと思うんです。やっぱり実現性の高いと  
ころと、宮崎は2つ選択肢があるんです。大分  
は、鹿児島から持ってくる選択肢というのは、  
宮崎が首根っこを握ってるから、宮崎次第なん  
です。宮崎は、鹿児島から持ってくるというの  
と、北から持ってくるという2つを持っていて、  
こちらが優先性は、僕は高いと……。

これを手放して、こちらということは。そし  
て、その後の検討課題だなんていうのは、それ  
は、そんなことになるとこれは難しくなります  
よ。せめて検討して、次の戦略くらいを考えて

おられないと。

僕らは、その実現性の、どちらが優先かの判断からやっていかないと、これは判断できないですよ。

**○茂総合政策部長** そういうお考えもあると思うんですけども、九州新幹線の場合、先に博多から鹿児島まで通すということは決まったんですけども、実際は、新八代と鹿児島中央の間を先につくって、それから後、熊本、博多という感じで北部が開通していったという経緯があります。

ですから、そのあたりについてはやろうということで、沿線自治体とか関係住民の方が理解していただいた上で、各県、いろんな思惑があると思うんです。それは、どういう議論があったかはわかりませんが、そういう段階になったときに、JR九州も含めて、どこから先に着工していくのかとか、どこから先に整備していくのかということについては、その段階で具体的に決まっていくのではないかと考えております。

**○坂口委員** いや、42年で終わって次の計画でしょう。だから、今の考え方というのは捨てなきゃだめなんです。実現性が、どれが高いか。今の考え方の基本計画を延長していった追加計画をやろうというんじゃなくて、42年以降、また基本計画をやるのかどうなのか、整備新幹線の位置づけをやっていくのかどうなのか。

そのときは、社会情勢も変わってる。そして、今の時点で判断したって、具体的に考えれば、鹿児島が一番実現性が……。それは、僕個人の考え方だけでも。僕なりに、JRあたりの自分の身内なんかも含めて、あそこの考え方なんかも聞いた上での個人的な判断だけでも。

だから、せめてそれぐらいのことをやられた

んならいいんだけども、大きな選択肢を、実現性を捨てることになりはしないかという心配をしてるということです。僕が聞いたのはそのところです。

部長が言われるのは、あくまでも今までのやり方、そんなことを考えられてのことだけでも、次に、本当に鹿児島から北に上がるのは実現性がないのかあるのか、あるいは、高さはどちらがあるのかと言われたときに、2つの選択肢はないのかということから入っていくべきじゃないのかな。これは、もうここでやって、見解の相違となれば、時間を何ぼかけたって足りんから、もうやめますが、僕は、そのところは強く求めておきます。

**○星原委員** 新幹線の関連で、確認をしておきたいんですが、今回、この500万円の予算を組んだということは、推進に向けての活動という報告されましたよね。その前に、私は、高速道路、東九州自動車道なんかができるのに半世紀かかってますよね。今度、新幹線が本当に、現実に決まって、動き出して、言われるような完全に鹿児島から博多まで完成するのに、どれぐらいの年数がかかるのかということを検討されておられるのか。

次に、先ほどシミュレーションの中でも出ましたが、人口減少が進む中、50年、60年後の時代に、投資に対しての効果として、宮崎県で今度は利用する人たちがどれぐらいいるのか。今、LCCというのが、飛行機も関空と飛び出して、5,000円前後で飛ぶような時代になってきたときに、福岡まで行くのに新幹線を使うのがいいのか、飛行機を使うのがいいのか、自動車道路を使った、高速道路を利用したほうがいいのか。そういういろんな方法をまず考えて、どうしても新幹線があったほうが、いろんな経済効

果も利便性も、そういうことがいいんだということの結論になってから、調査に入るべきだと思うんですけども、そういう検討がなされたのか。今、我々が利用しているのは、高速道路と鉄道と飛行機の、こういう交通なんですけれども、50年、下手して70年、80年後の時代に、どういうもので人が移動をする、活動に使う、利用度がどういう交通網、手段というのかな、そういうものが出てくるのか、そういうことまででき上がった時代のことを想定して、今、本当に実現に向けて取り組むべきかどうかというのを、やっぱりここでは検討してもらった結果をいただかないと。ただ、地域間の所要時間とか、整備に関する費用とか需要とか、経済波及効果以外のことが問題じゃないかなと、私は今聞いてて思ったんですけども、その辺のところは検討されたのか。

要するに、できた時代が50年後なのか100年後なのかわかりませんが、その時代背景がどういうことになっているかということまでの話があって新幹線についての。今、工事をやっているところは利便性がいいんで、いいんですけども、時代がどういう時代になるかというのは、今は戦後70年ですか、そのころから今の時代と、そのころに戻っていったときに、本当にその時代に新幹線が要るのかどうかということまで検討されて報告いただかないと、本当に推進していったいいのかな、どうかなと私自身も思うんですけども、その辺はなされて、こういう形で入っていつているんですか。

○野口総合交通課長 まさに今、委員が御指摘の点につきましては、私どもも課題意識というのは持っております、そういった話はしておりますけれども、私どもも具体的な数値等がなかなか持ちえないという状況でございますの

で、それは、今回の調査におきまして、例えば、過去の鹿児島等の事例を参考にしながら、完成するまでにどのくらいかかるのかとかのシミュレーション、あるいは、お話がございました人口がどうなっていくとかでの需要の予測、そういったもの。それから、LCC等との比較、そういったものにつきまして、その調査の中で盛り込めるかどうかにつきましても、検討してまいります。

○星原委員 ぜひ、その辺のところを検討して、進めるべきかどうかというのはいろいろあると思います。

そして、今言われたような東九州新幹線なのか、坂口委員から言われた鹿児島ルートから行ったほうが、あるいは、熊本、八代ですか、横でいったほうがいいのか。やっぱり、検討されるのであれば、進めるのであれば、そのルートについてもいろいろ考えなくちゃいけないだろうと思いますし、そして、どこに駅をつくるのか、宮崎には1カ所しか駅をつくらない。いっぱいつくれば、ある意味高速になりませんし。だから、そういう駅の問題をどこあたりに……。本当にそれが実現可能なのか、そういうことまで想定して、本当に宮崎県にとって、そこに入り込んでいく価値があるというものがちゃんと出て、判断してもらわんといかんと思うんです。そこ辺も入れて、検討してみたいと思います。

○金子総合政策部次長（政策推進担当） 先ほどからいろいろと御意見をいただいております。調査の中身につきましては、この期成会の予算を認めていただいた後に、具体的な調査項目をしっかりと固めていこうと思っています。

そういった中で、本日いただいた御意見等、まさに昭和48年時点と今の事情と全く変わって

るんじゃないかという話と、本当に現実的な需要予測というんでしょうか、将来も含めまして、今後、どういう交通の手段になるのかとか、そこらが本当に判断していく上で大事なポイントになるかと思っておりますので、きょういただいた貴重な御意見を踏まえながら、今後、期成会の中で、調査項目をきちんと設定した上で、より実のある基礎データが得られるように努力してまいります。

○星原委員 よろしく願いしておきます。

○丸山委員 私も、東九州新幹線のことについてなんですけれども、確かに言われたように、今までシンポジウムとかをやられたということなんですけど、私の感覚的には、大分県が予算を先行してやったから、宮崎が追随したようにしか見えないんです。

知事に本当にやる気があるのであれば、6月の肉づけ予算、政策的な予算のときにつけるべきだったはずなのに、なぜ、9月の補正予算だったのか。本気でやる気なのか、そこが疑問。ただ単におつき合いをするだけではないのかなというのが、非常に心配であって、なぜ今、9月だったのか、そこを少し説明していただくとありがたいかなと思ってんですが。

○野口総合交通課長 従来、知事会等の場で、知事同士におきまして、調査の必要性なりの共通認識を持っていたところであり、私どもも、そういった話をしていたところでもあります。

その中で、具体的な協議につきましては、大分県の知事選挙がございました関係で、実は、一旦とまっておりましてといたしますか、事務的な御相談ができない時期がございました。大分県の知事選挙後に、事務的な提案が大分県からなされたのも事実でございます。

それを受けまして、大分県、それから期成会

の関係市とどういう調査をやっていこうかという相談を進めてきたところでありまして、その結果、大分県と本県における直近の議会で御審議をお願いするという事になったものでございます。

○丸山委員 大分県の知事選挙は、多分4月だったと思うんです。うちは12月でしたので、直近といえば6月ですよ。政策的予算、肉づけ予算としてするべきなのに……。大分県の知事は、知事選のときに、東九州新幹線というのを物すごく強く打ち出してきて、本当にやる気が見えてきたんです。

片や、うちの知事は、この500万は、追随するぐらいの気持ちでしかないのかなという思いがあるもんだから。今の説明では不十分なのかなと思ってます。本気なのかが見えない。

あともう一つ聞きたいのが、先ほど東九州促進協議会というのは、福岡、大分、宮崎、鹿児島まで入ってるということですね。福岡と鹿児島は、今回の予算的なことは、計上してるのかしてないのか、それをまず教えていただきたいと思っております。

○野口総合交通課長 今回の調査につきましては、期成会の中での予算措置という面では、本県と大分県のみでございます。

○丸山委員 しかしながら、始めるときには、鹿児島県なり、福岡県なりの予算的な措置が絶対に必要だと思ってるんですが、それを簡単にこういう形で、大分県と宮崎県だけが先行して調査するというのは、本当に内諾を受けられるんでしょうか。

○野口総合交通課長 これは、あくまで期成会でやる調査でございますので、従前より福岡県、鹿児島県、北九州市とも実施につきましては相談をしてくれているところでございます。

今回、あくまでも新幹線が開通していない県が、本県と大分県ということでございますので、積極的に活動を起こす必要があるという両県の知事等の意見も一致したところで、私どもとして取り組みをしたところでございます。

**○丸山委員** ちょっとまだ納得いかない面も多いもので、非常に心配であります。それは、鹿児島なり福岡がどうなのか、乗るのかなという、全然乗らないような気がして。宮崎県が一番ないから、やるしかないのかなという気がして、ちょっと心配です。

あと、もう一つお伺いしたいのは、仮にこの予算が通った話として、大分と宮崎で1,000万の予算になると思いますが、今の予算をいただければ調査していけますということなんです。どういう形で発注するのか。まだ内容もしっかり決まってないのに500万、当座1,000万の予算をつけてくれというのは、何かの見積もりを、これぐらいしっかり、こういう調査に幾らかかるんだよというのが、ある程度下準備とかをやられているのか。この500万の根拠が全くわからないものですから、その根拠を教えてくださいとありがたいかなと思っております。

**○野口総合交通課長** 1,000万という調査費につきましては、実は2年前、平成25年度でございますけれども、四国におきまして、同じように四国の新幹線に関する調査がなされた事例がございます。それを参考にしたところでございます。

**○丸山委員** 四国の事例を調べられて、本当に1,000万使われたのか、どういうふうな調査が入ったのかというのは、細かく研究がされているのでしょうか。

**○野口総合交通課長** 1,000万につきましては、今回お示し

しておりますような項目でございますけれども、内容につきまして、その概要については把握をいたしております。

**○丸山委員** できれば、四国のことをもう少し我々に情報提供していただきたいのと、どんな形で発注ができるのか、どこに発注したのか、恐らく丸投げしてしまって、何とか財団とか、国のほうの財団みたいなところ、鉄道機構財団とか、そういうのが丸投げしてしまって、本当の意味の、地方宮崎にとって、大分にとって、九州にとって本当にいい調査になるのかというのは、若干心配してるもので、その辺も含めて情報提供をいただくとありがたいかなと思っております。

**○野口総合交通課長** 四国の調査概要につきましては、また別途でよろしゅうございますでしょうか。

**○清山委員長** 今、丸山委員から要求がございましたけれども、その他、ほかの委員からもさまざまな、これを判断する上での要求事項がございました。星原委員からも、これ自体を判断するためのさらに予備的な情報が欲しいということですが、可能だったら、この議案の採決前、あすなどでも担当課だけでも、手に入る範囲内で、例えば四国のものであったり、もしくは、本会議場でもさまざまな、渡辺委員から、在来線の特急は走ることにはできないなどといった、そうしたざっくりとした見通しなどでもお示しいただければと思っておりますけれども、よろしいですか。(発言する者あり)

では、関連して、ほかにございますか。

**○新見委員** 4ページの「いいね！地方の暮らしフェア」についてお尋ねしたいと思います。

県の予算が640万ということですが、このフェア全体の予算というのは、お幾らぐらい

为什么呢。

○石崎中山間・地域政策課長 12県で400万円ずつ、共通部分は負担するという事ですので、全体で4,800万円。それに各県が、それぞれ必要な部分を合わせまして、全体事業費としては約6,700万円程度ということを見込んでおります。

そのうち、共通部分の4,800万円でございますが、これは、会場借り上げとか、ブースの設営とか、そういったものにかかるのが約2,850万円。それから、広告・宣伝が約1,950万円と、幹事県のほうで積算しているところでございます。

○新見委員 開催時期が、来年1月から3月のうちの1日ということなんですが、これは、何日かあった中で、宮崎は1日という意味じゃなくて、合同でやる中でも1日という意味ですか。

○石崎中山間・地域政策課長 これは、12県が、一遍に集まりまして、1日で各県がそれぞれブースを設けたりして行うということでございます。

今のところ、正式にはこの予算をお認めいただいた後になりますけれども、いろいろ考えますと2月かなということで、検討されているところでございます。

○新見委員 この予算を見ただけでも相当大的い。1日で全てこれを使い切られる。広告等がありますけれども、これだけの大きな予算を使ってやる事業ですが、その効果をどれぐらい見越しておられるのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○石崎中山間・地域政策課長 実際、場所をどこにするかによって、経費等も大きく違ってまいります。今の積算は、有楽町にあります東京国際フォーラムを借りた場合という前提で積算してございます。

ただ、具体的には、予算をお認めいただいた後に動くことになりますので、想定の間場が使えない場合は、もっと経費的には安くなるということは考えられるところでございます。

効果につきましては、まず、イベントにつきましては、一つありますのは、こういったことをやることによって、できるだけ多くの方にお集まりいただいて、まずは、国も言っておりますが、地方移住への流れというものを深く認識していただきたいということと、その中で、宮崎県として、いかに打っていけるかというところを考えております。

我々が単独で移住相談会等を開催いたしますと、大体集まっておいただく方々は40～50組ぐらいでございます。我々がやる時は、市町村にもブースを出展していただきます。今回も同じような形で考えておりますけれども、大体相談件数として100件とか、そういう目安がございますので、やはりそれをできるだけ多くしていきたいということを考えております。

また、広告のほうでございますけれども、雑誌への掲載、今のところ想定では、例えば田舎暮らしに関する専門誌とか、合計5誌程度への広告掲載ということが予定されております。また、新聞、全国紙2紙への広告掲載ということで、そういった面でも移住・定住、あるいは宮崎県ということをしてPRできるのではないかと考えております。

また、今回、九州からの参加は宮崎県だけということで、その辺もPRしていきたいと考えております。

○新見委員 わかりました。

直接この議案とは関係ありませんが、この2年間活動されてこられた子育て同盟、これは、具体的にどういった活動をされてきて、何らか

の成果があったのか。こういう予算を使った事業が、この2年間であったのかを教えてくださいたいと思います。

**○石崎中山間・地域政策課長** 子育て同盟自体でございますけれども、25年の4月に発足いたしました。これまでは子育て同盟サミットの開催、あるいは国への提案、要望等を行ってまいりました。

また、共同事業といたしまして、子育て同盟ポータルサイトの共同運営等を行っております。これは、加盟各県が、50万円ずつ同盟の運営費用として負担をしております。そういった中でやられてきた事例がございます。

**○新見委員** この議題に戻りますけれども、これだけの県が集まって開催するということがなれば、先ほどおっしゃったように、相当数の方々が来られると思いますので、その中で、本当に宮崎らしいアピールをやっていていただきたいと思います。

とりあえず終わります。

**○来住委員** 東九州新幹線について、もう一つ確認させてほしいんですが、調査費は、大分と宮崎が合わせて1,000万ですね。もう全く素人ですから、僕はよくわからないけど、いわゆる期成会は調査をするんでしょうけれども、その期成会が、それだけの能力だとか体制があるのかなというのが、一つ疑問。どこかのコンサルかどこかに丸投げして、調査をお願いをされるのか。これはどうなんですか。

**○野口総合交通課長** 調査の実施主体は期成会でございますけれども、調査の実施に当たりましては、公募によりまして、そういった専門機関をお願いをすることになるかと思っております。

**○来住委員** 部長に。最後に、私ごとですけれ

ども、僕は、都城の市会議員してて、それで、例えば温泉開発に28億円つぎ込んで、だめになって、何千幾らで福祉の施設に売り渡したんです。それから、サーキット場をつくるというって、このときにも二十何億円金をかけて、そして橋をかけた。結局、何もなかったわけです。その橋は、今、猫も通らないです。稲のかけ干しに使っているというんです。

僕が言いたいのは、さっきも言いましたように、やっぱり一地方議員として、都城では、僕はそれには反対しました。反対しましたけれども、しかし、それはいいというわけにいかないわけです。もう多額の金をつぎ込んで、そして、結局誰も、ただの一人も反省しないわけです。もう市長も、もちろん交代するし。僕が言うのは、今度はこれです。

確かに坂口委員がおっしゃるように、500万円の調査費をつけて、やるかやらんかわからんけれども、いいよって言って500万つけるのは、そんなことはあり得ないわけです。それは、もちろん事業をしたいということで、500万の調査費をつけるわけですから。

しかし、僕が言いたいのは、この船はもう出たら絶対帰ってこない。誰もストップをさせる人がいないと。もう出たが最後、港を出たが最後、もう絶対、いわゆるありきです。新幹線ありきで物事を進めていくということになると、さっきの50年後どうのというのがありますが、本当、我々は責任とらんです。誰もとらないです。我々の孫です。ひ孫たちが責任とらなきゃならんことになるんです。

私が言いたいのは、調査してみて、これはだめだと、難しいという場合には、やはり勇気を持ってこの計画から撤退するということがあるのかどうかということが、非常に僕は重要だと

思います。

それは、行政マンとしてみれば、500万円の予算を認めてもらっというは、ある意味じゃあ、格好づけですけども、恥ずかしい面もありますけれども、僕は逆だと思えます。やっぱりだめなものはだめですから、そのときに、判断したときには引き返すという勇気がなかったら、僕はだめだと、もう何回もこの経験をしてきたわけです。

ですから、そういう意味で、この計画は、わずかと失礼ですけども、500万というこの予算のつけ方については、これまでのいろいろな無駄な公共事業がいっぱいありましたから、何億円って、何十億円っていう金をかけた釣り堀がありますよ。船が来ない、着岸しない。

ですから、そういう点で、その辺についての、本来は知事ですけども、知事にかわって部長に、改めて僕は確認をしておきたいと思えます。

**○茂総合政策部長** 今の事例は、ウエルネス都城とかサーキット場のことだと思えます。私は、その経緯を含めて、かなりかかわった経験がありますので、私は、やっぱり引き返す勇気というのも大事だと思えます。

例えば、以前、テクノスーパーライナーで、夢の乗り物と言われて、導入しようとしたけれども、いろいろ課題があって、それを断念したことがありましたけれども、東九州新幹線のこの500万の調査費についても、県議会を初め、県民の皆様のご十分な御理解をいただいた上で取り組みたいと思っておりますし、これからの新幹線をどうするかということについては、ぜひ導入したいという人もおられれば、いや、身の丈に合わないとか、そんなものは要らないと思っている人もいらっしゃると思うんです。両方いらっしゃると思うんです。

ですから、そのあたりについては、県議会を初め県民の皆様のご十分な議論とか御理解をいただいた上で進めていく必要があると思っておりますし、そういうふうにしたいと思えます。

**○来住委員** もう一ついいですか。

こちらの640万6,000円にかかわってですけども、直接これとは関係ないことになるんですが、有楽町に持ってますよね。僕は、この委員会でも1回言いました。それから、別の委員会でも言ったんです。2回聞きましたけれども、かなりの高い家賃を払っていらっしゃいます。それから、そこの職員の皆さんの給与だとか合わせますと、相当な金額になると思えます。

ただ単に金額だけで物事を判断したりするのは、正しくはないと思えます。費用対効果だけで物事を見るというのは拙速だと思えますけれども、ただ、僕が聞いたのは、相談には結構あそこには来ておりますけれども、しかし現実には、その相談にお見えになった方が宮崎県に実際にお住まいになるかの追跡調査はほとんどなかったと、あのときに聞いた範囲では、僕は思っているんですけども。だから、その辺はどうなのかなと思えます。

そしてまた、今出されましたけれども、わずか1日間で4,800万ですか、12の県が出すんですけども、東京ですから会場代が相当高かったりするとは思いますが、実際、それをやられてみて、結果は報告してほしいです。実際、それがどうだったのかと。何人お見えになって、何人現実に宮崎県にお住まいになることになったのかということをししないと、12県でつくったと、何かやろうかというようなことで始められたんじゃないか、それはやっぱり県民の血税ですから、その辺についてちょっとお聞きしておきたいと思えますけれども。

○石崎中山間・地域政策課長 移住U I Jターンにつきましては、26年度の2月の追加補正から大幅に強化いたしまして、取り組んでいるところでございます。

確かに委員がおっしゃるとおり、最終的には何名の方に宮崎に、実際に移っていただけるかという、そこが問われると、そこはもう十分に意識しております。

ただ、そういった中で、やはり実際にUターンあるいは移住される方にとっては、そこで大きな一つの人生の決断をするわけでございますので、1回センターに来たからといって、そこで決断されるということは、まあ、ないだろうと思っております。十分に情報を収集されて、現地等も実際に見てから決断されることだろうと思えます。

ただ、そのきっかけとして、やはり宮崎を選んでいただくには、実際に宮崎のことがわかっている人間が御説明とかをしないとなかなか難しい。U I Jターンセンターを設置する前は、今の有楽町の中で、簡単なブースを設けまして、そこにパンフレットを置いて、問い合わせがあれば、センターの職員が対応していただいておりますけれども、各県が実際に対面で相談するような方法をとって、実際、山梨県とか、大きく移住人気度のランクを伸ばす中で、やはり我々もそういったことに取り組んでいかないと、各県の取り組みに追いついていけないと考えるところでございます。

したがって、当面、このセンター等を核にした取り組みを続けていきたいと強く考えておりますけれども、その効果を見ながら、別の手法がないかということは、当然、考えていくべきだと考えております。

今、人を置くことによって、情報をちゃんと

把握して、フォローアップを強化しようとしております。いろんな相談会で相談を受けたデータとかも、市町村にお渡しして、情報共有をして、あと、相談があった内容につきましては、市町村あるいは関係する団体に流したりということもやっております。ぜひ、当面はそういうことで、効果が上がるように取り組んでいきたいと考えております。その一環として、この共同事業にも参加したいと考えております。

○丸山委員 同じくこのことについてなんですが、今回の12県ということなんですけれども、急にまた補正予算が上がってきたもんですから、どこの県がこのフェアをやりたいと主導してきたのか。宮崎県でやってほしいんですけれども、どこがまずやろうと言い出したのか。

○石崎中山間・地域政策課長 実は、この同盟、5月でございました。岡山でサミットを開いております。そういった中で、移住・定住に向けて、各県知事がプレゼンをいたしました。

そういった取り組みの中で、各県の知事の間で、実際にこういったイベントをやろうよということが決定されました。それは、各県知事が協議された結果と考えております。

○丸山委員 前の東九州新幹線と一緒に、大分県がやるからというような予算にしか見えないもんですから、本当にやる気があるのであれば、もっと早く、何回も言いますけれども、こういうのは、6月議会の肉づけ予算で、政策的予算に上げるべき予算だと私は思うんです。

本来であれば、岡山県で集まったとき、たまたまそのときに集まったのであれば、仕方なかったと思えますけれども、しかし、本当にやる気があれば先頭を切ってやりましょうと、宮崎でやってほしいかなという思いがありますので、やはり結果をどう出すのかというのが必要だと

思っています。

あと、同じようなフェアを毎回、同じ形でやっていると思うんです。ただ単に12県が集まるから、数が多いというだけではなくて、例えば、年齢層をどこにターゲットに絞るとか……。

あと、我々は委員会の中で、東京に在住している若手の方と意見交換したときに、ひなたセンター、ほとんどの方が知りませんでした。彼らが集まっているのは、インターネット、ソーシャル等で集まって、ああいう形ですので、PRの仕方も、これまでのようにマスコミに投げればいいのか、雑誌に出せばいいというような考え方は恐らく失敗する。人が集まらないことになるのではないかと心配していますので、どういう形で、これまでと違うフェアにしたいという意気込みがあるのかを、まず教えていただくとありがたいかなと思います。

**○石崎中山間・地域政策課長** まず、予算の関係でございますけれども、この事業は、いわゆる地方創生交付金の上乗せ分を使うということ为前提としております。申請が8月末までということで、受け付けられたわけですが、そういったこともございまして、議会への御提案というのは9月議会になったということでございます。

それから、これまでと違ってどういったやり方でやっていくのか。それから、ひなた暮らしUIJターンセンターについてでございますが、確かに新聞、雑誌等に載せていけばそれでいいということではないと思います。

このイベント自体のやり方については、今後、各県が協議していきますけれども、ひなた暮らしUIJターンセンターにつきましては、例えば、この8月なんですけれども、お盆の帰省時期に合わせまして、宮崎空港あるいは宮崎港の

フェリーターミナル等にチラシを置かせていただきますして、カーフェリーターミナルでは、宮崎からの出航時、2日間にわたって私どもが外向きまして、リーフレットの配布等を行いました。

また、宮崎空港におきましては、電光掲示板がございすけれども、これは、現在も継続しておりますけれども、「宮崎に住んでみらんね」ということで、宮崎ひなた暮らしUIJターンセンターということで、テロップを流していただいたりということもしております。

また、おっしゃるとおり、首都圏での知名度というのはまだまだでございますので、おっしゃったような人的ネットワークを使ってどう広めていくかというのが大事だと思います。

また、首都圏におきましては、塚田農場でございすけれども、あのメニューの裏にUIJターンセンターのことを掲載していただいておりますして、そういったいろんなやり方を今後とも考えていきたいと思っております。

**○丸山委員** 最後になりますけれども、今回、12県でやるものですから、お互いが責任のなすりつけ合いにならないように、しっかりと宮崎県として責任を持って、中心になって動いていくんだよという気持ちで、ぜひやっていただいて、この640万、交付金かもしれませんけれども、基本的には税金、血税がもとですので、結果は出させていただくようお願いしたいと思っております。

**○星原委員** 私も、1点だけ関連で確認をしたいんですけれども、要するに、宮崎に若い人たちに来てもらって、住んでもらってという形を東京のある場所でやるだけで、そんなに効果が出るのかな。10組なのか、100組なのか、そういう人たちに来てもらう方法と考えたとき、この

方法が一番ベターなのか。PRするイベントとしては、そういうやり方もいいんでしょうけれども、本当の目的が、宮崎に若い人に住んでもらって、人口減少の歯どめにしようとするんだったら、これが一番ベターなのかなという感じがするんです。

私はやっぱり、先ほど丸山委員が言ったインターネットとか、もう今、若い人たちはそういうのをどんどん見てるわけですよ。だから、東京近郊の人だけじゃなくて、全国から宮崎に来るほうが、宮崎に来てもらう確率は、高いんじゃないかなと思うんです。本当に宮崎に若い人を呼び込むには、こういう仕事がありますよ、あるいはこういう教育環境ですよ、あるいは病院の、子供を育てるのに、そういう病院とかそういういったものも全てそろってますよ、仕事として農業はこういうものがあります、林業ではこういうもの、あるいはこういう産業は皆さん方に期待してますとか、そういういろんなものを並べて、宮崎に住みませんか、おいしい食べ物もありますよとか。

そういうものを全てそろえて、発信して宮崎に呼び込む方法とかのほうが、東京のある場所に、宣伝、いろんなチラシをまいたり、全国紙に流したりして、どれだけの人が集まってくるのか。本当の目的が、宮崎に一人でも多く住ませる目的として、これがベターなのかということ、どういう方法がいいのかということ、考えた場合に、そこまでやっぱり踏み込んで考えた事業にしていけないと……。ただ宮崎を知ってもらいたい、宮崎にはこういうものがありますよということをPRするイベントでは、一つの方法かもしれませんが、目的が人を住まわせるというんだったら、人を呼び込む目的として、本当にそれでどこまで、何人の人たちが

宮崎に住んでくれるのか。

宮崎も、これからどんどん空き家住宅も出るわけですから、安い住宅を提供できますよとか、これぐらいの金額で住めますよとか、そういういろんなものの情報を流したほうが、より呼び込みやすいんじゃないかなと、私は思うんですけれども……。乗っかって、九州で1県だけだからって言って、そんなに若い人が宮崎の魅力を感じて来てくれるのかって。

私は、北海道からであれ、沖縄からであれ、いろんな情報が入って、ああ、一番生活しやすい、子供を教育、育てやすい場所だという、そういういろんな思いがあると思うんです。そういう人たちに広く伝えるには、違う方法のほうが宮崎に来てもらえる数が多いんじゃないかなと思うんですが、そういうことは検討されてのことなんですか。

**○石崎中山間・地域政策課長** こういった移住相談会といったイベントも、重要であると考えておりますけれども、一方で、昨年度実施いたしました移住UIターンに関する調査におきましては、やはりどうやって情報を入手したかという点で、一番多かったのが、親、親戚からの口コミということだったんですけれども、ホームページとか、そういったもの、インターネットからの情報入手というのが、非常に大きな割合を占めたところでございます。

イベントというのは、もう1年間やるわけにはいきませんので、そういった意味で、インターネットは、非常に重要なツールだと考えております。

議会におきましても、今の移住のホームページの課題を御指摘いただきました。そこで、今、移住に関する県のホームページの見直しを行っておりまして、11月下旬を目途に新しいホーム

ページに模様がえしたいと考えております。

そういったふうに、やはりネットのメリットも十分活用しながら、幅広い層に、宮崎のいろんな情報を提供していくことが、やはり必要だと考えております。

**○坂口委員** 関連してですけれども、やっぱりこの事業の目的と書いてあるけれども、これは、移住先として本県の魅力をPRし、移住につながる手段とするということで。ステージ目当てにかなりの人が来ると思うんです。その中で、北アルプスの長野県が来てるとか、それから、自然環境を物すごく前面に出されてる高知県が来てるとか、そこに目が行ってしまうかもしれない。

ここに来た人に、次、どういった手段を講じて宮崎に目を向けさせるか。目的は、最後に宮崎に何名、平成何年に何名、とにかくUIJターンを宮崎に来らせるんだということ。その目的を達成するための手段として、これで一つ集めて、そこにどういう手段を今後講じていくか。次の手段をどう考えてるかだと思うんです。来た人に、とにかく宮崎の話聞かせる場として。その人らにまた、次に宮崎を選ばせる手段、宮崎に決断をさせる手段とあって、あと4つも5つも仕掛けが要ると思うんです。

でなければ、各市町村が以前やったように、うちに来れば100万円補助しますよとか——これは簡単に言ったら、640万円で50万円ずつあげれば10組ぐらい。ちゃんと財源をやって、具体的に成立したところだけの投資で終わるわけですよ。投資効果は100%ですよ。

次の手段を何を講じてるか、ここで目的としないことだと思うんです。これは、PRしました、多くの参加者をいただきました、成功でした、終わり。成果報告書に出てきて、その中の

何人が来たのと言ったら、わかりませんかゼロでしたということになっては、余りにも悲し過ぎると思うんです。

これはやっぱり目的ではなくて、僕は手段とされるべきじゃないかなという気がします。次のことを頭の中に置いて、最終的にはここに落とす、何人落とすということ——今言われたように、ああいう方法がある、こういう方法があるとよければ、人の耳に届く手段を全て選ばなきゃならなくなる。それを全て講じて、目的は終わりましたじゃあ……。そこらをしっかり今後考えたいほしいと思うんです。

ここに来た人をいかに最後に宮崎に持ってくるかというのと、やっぱり600万円を突っ込んだから、何人持ってこようと、まず、このテーブルに乗った人の中からというぐらいのことはやって、そのための事後策を考えたいほしいですね。

**○石崎中山間・地域政策課長** 委員がおっしゃるとおりだと思います。そのためには、ことしからいろんな情報をお聞きして、相談情報をまとめるんですけれども、できるだけ個人情報やそういう移住・定住に使うこと、あるいは今後、情報をいろいろお届けすることの同意をとるようにしております。

そして、情報を提供して、今年度も農林業を主として、体感ツアー、実際に宮崎に来ていただくということを考えております。市町村の中でもそういうことをやっているところがございます。

情報を提供して、来てもらって、体感してもらって、実際に移住まで結びつける。そういった一連の取り組みが大事だと考えておりますし、そのような手段も、一応今年度から講じているところでございます。

○坂口委員 それをやるためには、例えば、ここに来た人にどうやって、逆に今度はアクセスしていくか。ネットあたりに、宮崎に興味を持ってそこにつないだ人に、逆にそこにどうアクセスするか。UIJセンター、有楽町に来た人にどう、ここはマンツーマンでやりますから、しっかりそこでアクセスできるんでしょうけれども、次はやっぱりその人に、的確にアクセスできる方法、手段というのは一つ、絶対に不可欠かなと思うものですから、そこらはぜひ今後検討していただいて。

○満行委員 消費者行政活性化事業をお願いします。事業内容は、ハンドブック作成・配布、DVD作成、それぞれどういう中身で何部、どういう方法で作成・配布されるのか、お願いします。

○村上生活・協働・男女参画課長 まず、高齢者の見守り者向けハンドブックは、全部で5,000部を予定しております。

内容としましては、福祉関係者の方に一緒に入っていただきながら、現場でどういう形で情報を流したほうがわかりやすいかとかいう御意見をいただきながら、消費者生活センターのほうで、現在、実際に発生しているトラブル事例等を掲載していくということで、福祉関係者と一緒につくっていくというところを目玉にしております。

配布先は、出前講座で使うというのがメインなんですけれども、出前講座に出てこれない高齢者の方にどうやって情報を入れるかというのが、ずっと課題でありましたので、そういった福祉関係者にノウハウを伝えられるハンドブックを携帯していただくことによりまして、出前講座等に出てこれない高齢者等にも、目配り、気配りができるようにしていきたいというのが

一つの考えであります。

若年者の見守り者向けDVDは、100枚の作成を予定しております。これは、最近、スマートフォンの普及によりまして、若年者がSNSをきっかけに、いろんな悪質商法に巻き込まれたり、あるいは、今、手軽に利用できる電子マネーというものが利用され始めまして、周辺の保護者や教育者、そういった方たちが、実際に被害が起こっているということがわからなかったり、また、被害の相談を受けても適切なアドバイスができないというような状況もございまして、そういったことから、SNSをきっかけとしたさまざまなトラブルや、また、若者が最近使っております電子マネー、そういったものを悪用したトラブル事例や解決方法について、わかりやすく説明を入れたいと考えております。

○満行委員 ハンドブック5,000部の作成、これは、宮崎県でつくられるということですね。

一つ目は、これまで10分の10国庫補助なので、それはそれでありがたいと思うんですが、要は、高齢者も若年者もそうだと思うんですけども、これは日本中、同じ事例というか、同じ被害、同じ手口だろうと思うんですが、なぜ、宮崎県独自で作成をしないとイケないのか。47都道府県、同じような中身なんだろうとは思いますが、宮崎県の高齢者が、宮崎県がつくったほうがいいという視点でいくと、方言を使うなり、そういう手法なのか。

需用費140万円、5,000部であります。印刷製本費なのかと思うんですが、県内で印刷をされるんだろうと思いますが、要するに、この事業を各都道府県でする意義というのを教えていただきたいと思っております。

○村上生活・協働・男女参画課長 おっしゃるとおり、消費者庁のほうでも、平成22年度に、

高齢者消費者トラブルに見守りガイドブックというものを作成しております。そのデータを使えるようになっておりますが、それを利用させていただくにしても費用がかかりますけれども、22年度ということ、悪質商法の事例などが変わってきているということで、どちらにしろ、それをそのまま使うことは、データとしてもちょっと難しいということで、今回、集まっていた中で、その中から利用できるデータは利用しながら、宮崎県としてつくっていくということなんですけれども。今、委員おっしゃいました宮崎県でつくる必要性というもの一番は、先ほど申し上げましたように、福祉関係者と一緒にチームを組んで、専門家を呼んでつくっていくことによりまして、まず、福祉の方たちにも、そういった消費者トラブルということに対して関心を持っていただき、見守りの重要性というものを認識していただけるということと、また、福祉現場の実情を踏まえたガイドブックができるということで、両方の効果がありまして、それを広く福祉関係者に周知することで、つくられたものをただ持ってもらうというよりも、自分たちでつくったものを利用していくというような感覚で、このハンドブックを活用していただけるのではないかと考えております。

**○満行委員** 次に、DVD作成ですが、これは、委託料430万円だろうと思っておりますけれども、これは、1つつくればダビングが可能で、これが100だろうが、1,000だろうがというような、DVDのディスク代だけなんだろうと思っておりますけれども、430万円、これは、どのように作成をされるんでしょうか。

**○村上生活・協働・男女参画課長** これも、専門家の人たちを招きまして、SNSの仕組みと

かだけでしたら、ほかにもいろんな機関がつくったものもございますので、そこでの区別といいますか、まず保護者向け、あるいは教職員向けの、こういった視点から見抜くかというような視点を入れたこと。あと、電子マネーという、最近特に若者の間で、コンビニ等でプリペイドカードを買ったりして、気軽に使えるようになったことによりまして、急速に普及してまいりました。そういったマネー。最近では、プリペイドカードもなくても、番号だけで買えるような仕組みができて、先日も新聞に載ってございましたけれども、コンビニで何十万もプリペイドを買って、番号だけを教えたことによってお金を取られたというような詐欺も出てきたということで、急速に普及し始めた電子マネーに特化したようなDVDにしたいと考えております。

**○満行委員** これは、47都道府県の中に政令市もあるから数字はふえるかもしれませんが、それぞれ事業を全国展開をして、それで、何かコンテストとか、中身をみんなで競い合うとか、そういうのはないんですか。

**○村上生活・協働・男女参画課長** 競い合うというところはちょっと考えておりませんが、ほかの県でも、そういったものに、同じようなものにアドバイス等をされてきた専門家をお呼びして、宮崎だけではやることではないので、そういった全国的な傾向もわかる方をお呼びしての中身にしていきたいと考えております。

**○満行委員** 全国で宮崎のパフレットとかDVDがおもしろい、これはできがいいとかって、ぜひ、そういうのをつくっていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

**○丸山委員** 特別議案の宮崎まち・ひと・しごと創生総合戦略、これも、何回か説明を受けていまして、1点だけ考え方をお願いしたいとこ

ろがあるんですけれども。12ページ、13ページに書いてあるところの目標年次が、平成31年ということで、我が県での記紀編さんの最終の年次と近いものですから、この記紀編さんが非常にトーンダウンしてるといいますか、記紀編さんをもう少し入れ込んだような、今後の本当の具体的な事業は、すごいやってほしいと思って。今回は、なかなか急には書き込めないと思っているんですが、本来の宮崎を本当に生かすということとか、人を育てるということになると、記紀編さんというのは、非常に宮崎の誇りといえますか、それを持つことによって宮崎に、1回は外に出るけれども、帰ってこようとか、宮崎ってやっぱりすごいところだよ、来てみたいとかというような形にもなるんじゃないかと、私は思っているものですから、何か記紀編さんをもうちょっと絡めたようなことを……。今後、事業展開をやっていただくことによって、宮崎県の本物の形が出てくるんじゃないかなと思っているんですけれども……。今回の事業計画については、今後、そういう方向性が出せないのかをお伺いしたいかなと思っています。

**○井手総合政策課長** 記紀編さんとこの目標年次が、ほぼ同一になっております。私どもも、実際のこの取り組みに関しましては、世界ブランドのふるさとみやぎプロジェクトに入れております。

この中に、ユネスコ無形文化遺産への取り組みというところがありまして、これは、やっぱり想定としては神楽であったり、神話であったりというところを考えておりまして、この取り組みの中で記紀編さんと歩調を合わせながら、より一層の盛り上がりを見せていきたいと考えております。

**○丸山委員** なぜここでといいますと、まず、

記紀編さん事業は、何かもうどんどんしぼんできているような気がするものですから、本来宮崎はここを生かすべきなのに、繰り返しますとおり、大きく花火を打ち上げた割にはどんどん、広がりがなく、出雲大社が終わったら、もうだんだん落ちてきてしまっているような気がしないでもないものですから、ここを生かしているような総合戦略といえますか、それを行っていただくようお願いだけしておきたいと思っています。

**○清山委員長** それでは、昼からこの続きをさせていただきます。

暫時休憩いたします。

午前11時56分休憩

---

午後0時59分再開

**○清山委員長** 委員会を再開いたします。

**○野口総合交通課長** 先ほど御指摘がございました新幹線に関する資料を御提示をさせていただきましたので、概略を御説明させていただきます。

まず、資料1をごらんいただきたいと存じます。

新幹線整備の流れということで、これは、全国新幹線鉄道整備法に基づく流れを記載しております。

一番上にございますとおり、国土交通大臣は基本計画を決定する。路線名、起点、終点、主要な経過地ということで、現在、東九州新幹線はこの段階でございます。

その後、国土交通大臣から整備計画対応調査の指示を、この鉄道運輸機構等に行うこととされております。

この指示を受けました機構におきましては、地形、地質ですとか、建設に関する費用などの

調査を行い、それを受けまして、国交大臣が整備計画を決定するということになります。

その整備計画におきましては、走行方式ですとか、設計、速度、費用の概算等が決定をされるということでございます。

その後、鉄道運輸機構が、工事の実施計画を作成することとされております。工事の区間、路線の位置、駅の位置等々について計画を作成をし、国土交通大臣がこの計画を認可をするという流れになります。

その後、着工という運びになるわけですがけれども、着工に当たりましては、この括弧に書いておりますけれども、整備新幹線の整備に関する基本方針、平成21年に定められたものでありますけれども、着工に当たっての基本的な条件ということで、以下の5つの条件、安定的な財源見通しの確保、収支採算性、投資効果、JRの同意、経営分離についての沿線自治体の同意、こういったものを確認した上で着工ということになっております。

これが、現在の新幹線整備の法に基づく流れでございます。

続きまして、資料2をお願いいたします。

これは、今回、私どもが考えております調査のイメージでございまして、今後、期成会の関係縣市と調整をしていくこととなりますので、これは、最終のものではございませんことを御了解をいただきたいと思っております。

書いておりますとおり、調査内容につきましては、国の基本計画ルートにおきます大まかなルートを設定をして、全体及び主な地点間別、福岡、大分市付近、宮崎市付近、鹿児島市のほうの調査を行うものでございます。

また、駅の数等について、需要予測の前提としてエリアごとに想定をいたします。さらに、

これまでの新幹線整備などの実績も参考にしたいと考えております。

それから、先ほど来御説明申し上げました所要時間。

それから、2つ目の丸の整備費用。整備費用につきましては、主な地点間別の整備費用も出してみたいと考えております。それから、各県ごとの整備費用。

3つ目の需要の予測でございます。主な地点間別の需要の予測、あるいは路線全体の利用者数の推計をしたいと思っております。

利用者数につきましては、この中で、路線の将来人口の推移ですとか、観光客の動向等についても、可能であれば数字をはじき出したいと思っております。

4つ目の丸でございますけれども、経済波及効果、観光面でのプラスの効果。

それと、3つ目に書いておりますけれども、マイナスの効果もあるのではないかなと考えております。

それから、下の2つでございますけれども、防災面での効果、それから、並行在来線の事例研究、そういったものを今後検討してまいりたいと考えております。

資料3と4でございます。

これは、四国の事例でございます。

まず、資料3の4ページをごらんをいただきたいと思えます。

左の表側のほうに、建設の延長ですとか、概算事業費ですとか、所要時間、それからB/C、波及効果等々、これは、かいつまんだものが書いてございますけれども、こういった調査項目を参考にさせていただいたところでございます。

資料4でございますけれども、これは、四国におきまして調査を終了した後に、わかりやす

く説明ができるようにということで、つくられた資料でございます。

私からの説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○**清山委員長** 総合交通課より、議案についての補足説明がございました。引き続き質問はございますか。

○**丸山委員** 資料3のことで、費用負担が四国4県と、プラスJRが出ておりますけれども、この負担割合というのは、わかっているれば教えていただくとありがたいんですが。

○**野口総合交通課長** 費用負担につきましては、まず、JRが機構から路線を借りる、新幹線の線路を借りるというのがございます。その賃借料、それが払われますので、それをまず除きます。それを除いた後に、国と地元で……。

○**丸山委員** いや、1,000万円の。

○**野口総合交通課長** 失礼いたしました。そこについては、申しわけございません、把握をいたしておりません。

○**丸山委員** この調査は、どういう入札方式をとられたとかいうのはわかっているのでしょうか。

○**野口総合交通課長** 契約方式については、手元にご覧いただけますけれども、一般財団法人運輸政策研究機構によって調査がなされたことと承知しております。

○**丸山委員** 宮崎県が東九州の会長との御説明でしたので、宮崎県が中心になって発注することになるということではないのでしょうか。事務局的には宮崎県がやるということではないのでしょうか。

○**野口総合交通課長** 事務局は宮崎県でございますので、私どものほうで事務は行いますけれども、期成会として公募をかけまして、その公募の委員に、当然、大分県等にも入っていただ

く予定にはしております。

○**丸山委員** この予算が通るかどうかわかりませんが、この公募のあり方も、多分、ここしかできなくて、恐らく1,000万円というのがある話であって、本当に宮崎のための調査なのか、ちょっと心配はありますけれども、今後、委員協議を含めてさせていただこうと思っております。

○**満行委員** まち・ひと・しごと創生総合戦略をずっと見てて疑問に思っているのは、この中身は若い人たちのひと・しごとが主であって、長寿対策、高齢者の対策というのが全然、文言上出てこない。

普通、人口動態といえば、自然動態、社会動態、これは、自然動態でいけば出生ですね。普通は、これに死亡がつくわけで、死亡の推移とか、そういうのがない。どんどん少子社会になっていく、高齢化をしていくという視点はこの中に入らないのか、お尋ねします。

○**井手総合政策課長** お手元の委員会資料は、ごく簡略の抜粋版でして、今の質問にお答えするためには、本冊をお開きいただきたいと思っております。議案としてつけております本冊の4ページをお願いいたします。

こちらのほうで、自然動態については分析をしております。戦後、1950年代から少子化が進んできている。そして、死亡も少なくなってきたこととしまして、少子化、少死亡化も進んでくると分析をしております。

ただし、今後、2010年以降は、少子化につきましては、今後さらなる少子化が見受けられますが、死亡の比率に関しましては、医療進歩による長寿命化は進んできましたが、ある一定の限界はございますので、多死化が進むと分析をしております。

以上でございます。

**○満行委員** これを全て精査してるわけじゃないんですけれども、日本版CCRCの議論とか、東京ではなされてるわけですけれども、代表質問、一般質問でもありましたが、東京の勝手によって地方に高齢者をと。当然、人口増という部分でいくと、若い人だろうが高齢者だろうがという部分はあるのかもしれないんですけれども、ここのところは慎重にどうなのかというのを議論しないと、当然、東京にも限られた資源でしょうが、地方はもっと少子化で、そういう福祉の、医療の受け皿という部分が大変な状況だろうと思うので、そのあたりを、もっと視点をしっかり持っていただいて、今後やっていただきたいと思いますが、どこかにそういう記述がされているんでしょうか。

**○井手総合政策課長** もう一回委員会資料のほうにお戻りいただきまして、11ページでございます。

2つのふるさとづくりプロジェクトの中の、プロジェクトの内容のアの括弧の中に、「日本版CCRCの調査研究を含む」と書いております。本会議場での答弁にもございましたように、委員がおっしゃるとおり、CCRCの構想につきましては、今後の議論になってはおりますが、やはり地域の限りある医療、介護、福祉の資源を使うこととなります。本県にとって、それがどのような影響を及ぼすものか、しっかり見定めた上で対応を考えてまいりたいと考えております。

**○満行委員** わかりました。

**○来住委員** まち・ひと・しごとのこのことですけれども、まず、基本的なことをお尋ねしたいと思います。

これを熟読はしてませんけれども、読ませて

いただきました。正直言って、僕は厳しいと思います。なかなかこのとおりにならんだろうなと思います。

それで、一つは、こうした総合的な計画というのは、これまでも何回も、多分、県は県で、市町村は市町村で総合計画をつくったり、実施計画をつくったりしてきたと思います。まずは、総合計画、これまでの計画の一つはどう評価されてるのか。

僕は、前に言ったことがありましたけれども、つまり、現状をどう評価するか。その現状がどこから、原因が来てるかという。いわゆる、病気でいえば、診断を正確にしないと、処方はないと思いますので、そういう点で、総合計画をどう評価されているのかなというのが一つ、思います。

それから、もう一つは、現状をどう捉えるかという点で、確かに全体出生率は全国で2位とかになってますけれども、しかし、現実には1.ちょっとという状況ですよ。人口を維持するためには2.幾つですか。2.幾つでないと現状を維持できないわけですから、それが今は1.6かになって。

これが、何でこうやって低いのかと。全国に比べれば、2位かもしれんけれども、しかし、全体から見れば決して高いわけじゃないわけで、何でそういうふうな、全体出生率が低いという問題をどう捉えてるのかと、原因はどこにあるのかという。

ちょっと僕は数字をつかんでませんけれども、農業就業者などが、多分ずっと、毎年毎年、減っていったと思うんですけれども、そういう問題をどう捉えているのかなというのもありますけれども、そういう点では、まず、どうなんでしょうか。そこをお知らせいただきたいと思い

ます。

**○井手総合政策課長** まず、これまでの総合計画をどう振り返って、反省してこれをつくってるかということでしょうけれども、1点としまして、これは総合戦略ということで、今回初めてつくる戦略、これは、国の法律に基づいて初めてつくる戦略でございます。

総合計画につきましては、6月にアクションプランの議決をいただきましたけれども、これまで順次総合計画をつくってまいりました。

現行の未来みやざき創造プラン、正確に言うと5年前にできたプランから、人口減少問題を捉えております。実は、その前の計画までは、このように大きく人口減少が起こるといような人口のフレームを描き出したことはありません。

現行の、今動いている総合計画から、本県人口は減少していくんだという認識のもとに立った計画をつくりました。この辺が、今までの計画の反省に基づく新たな計画づくりだと思っております。

さらに、今回の総合戦略につきましては、現行の計画が2030年、計画策定時から20年程度を見ていたものを、今回は2060年、およそ半世紀先まで見越して人口のシミュレーションをしている。こういうことで、住民、県民の方にも、本県の人口がどうなっていくのかということを経年でお示しをして、自分たちの地域の未来を考えていただく経緯になっているのではないかと考えております。

またさらに、この総合戦略は、市町村も同じタイミングでつくっていきますので、県と市町村が同時のタイミングで地方創生を行っていく。県としては、基礎自治体である市町村の取り組みが、地方創生には最も大事であることから、

それをしっかり支援をしていくということで、市町村と同時の計画になっているというところが違うと考えております。

次に、合計特殊出生率の低下の原因ですが、これについてはいろいろ諸説あるかと思いません。

基本的に、やはり工業化が進み、先進諸国はどこも一旦合計特殊出生率は落ちていくというような分析がなされておまして、その後、北欧のように手厚い福祉政策、もしくはシングルマザー対策等を打ったところはまた上がっていった、フランス、北欧のほうですけども、というような傾向にあるかと思えます。

日本の場合は、落ちたままになっているのではないだろうかと考えております。

あと、農業後継者等の扱いですけども、これは、人づくりの中で、それぞれ農業、地域を支える人材の育成ということで、農林水産業の担い手の確保でありましたり、医療・福祉などの地域福祉を担う人材の確保なりを掲げております。これで対応していこうと思っております。

以上です。

**○来住委員** 国の政策だとか、国がこれから打ち出していくものと、それから独立して、各県、各市町村が物事を進めて、そして、国の方針や政策にかかわりなく、その影響を受けずに各都道府県や各自自治体が進んだりおくれたりすること、僕はないと思えます。

もちろん、各自自治体によって、それぞれ知恵を出したりすることによって、市町村間や各県の間での一定の差は起こったとしても、全体としては、僕は、例えば少子化の問題にしても、農業が非常に厳しい状況も、何も宮崎県だけでなく、ほぼ全国的にそういうことが起こっていることは間違いない。そういう意味じゃあ、

国の諸政策とかかわりなく計画が進んでいくということは、僕はあり得ないと思います。

そういう点から見て、県のこうした計画というのは、国の計画、方針や、そういうものをちゃんと入れ込んでやるというのは、かなり厳しい面もあるというのはわかるんですけども、例えば、意見の相違かもしれませんが、出生率の低い問題も、例えば一つだけじゃないです。例えば、これほど今、雇用関係が壊されて、そして、いわゆる非正規雇用というのが、もう大部分を占めていくと。

この前、また国会で、新たに労働法が、派遣法が変えられて、生涯派遣という状態が起こってくるわけですけども、そういうものに、そこから目を背けて、出生率が上がっていくということは、僕はないと思います。

皆さんのこの政策の中でも、子供をもっとつくりたいと、3人持ちたいけれども、実際は2人しかできないとか。その理由はいろいろあるんですけども、これは、アンケートで多分とられたと思うんですけども、やっぱり一番最大の理由としては、経済的な理由が一番最初に上がっていますよね。

そういうものが、現実に、僕が思うのは、出生率を上げていくという点から見ても、例えば、今、若い人たちが子供を育てていく上で障害となっているいわゆる貧困の問題、そういう問題に目を背けて、幾ら出生率を上げようっていったって、僕は無理だって思うんです。

もちろん所得の問題だけじゃないと思うんですけども、そういうものはこの中からは、正直言って僕は伝わってきませんでした。どう若い人たちの所得を引き上げていくかという点は、弱いと思います。

もちろん僕は、ちょっとしゃべり過ぎですけ

れども、確かにそれは県としてすぐできるというものでもないと思います。中心的には、国の政治のもとで、いわゆる所得の再配分というのが行われなければ、やはり働いてる方々の賃金が上がらない。または、税金の使い方でも、そうやって所得の再配分によって、低所得者や若い方々に厚くなるという方法をしなきゃいけないんですけども、現状はそうはならない。むしろ、法人税が逆に下げられる。消費税は上げられて、また来年、10%に上がるとかという。

そういうものをここに打ち出すかどうかは別ですけども、そういうものと関係して議論していかないと、実際、絵に描いた餅になるんじゃないかなって、僕は思うんですけども、その辺、ちょっと言い過ぎかもしれませんが、自信がないですね。その辺は、前も言ったことありましたけれども、どうなんですか。

**○井手総合政策課長** 委員がおっしゃるとおり、国全体の制度が、地域の経済、地域の雇用、そして地域に住む人の人生に及ぼす影響は、非常に大きいものがあると思います。

ただ、私どものこの総合戦略は、やはり宮崎県としてできること、宮崎の人口減少にどう歯どめをかけるということ、宮崎県としてまずできることを中心に考えております。

物の認識としては、委員がおっしゃるとおり、アンケート結果を見ますと、希望する子供の数が満たせない理由としては、経済的理由が一番大きゅうございます。

したがって、今回の総合戦略も、まず最初に仕事を起こすというところから入っております。本県にきちんとした仕事の間をつくって、そこで若者が働いて、結婚できて、子供を産み、育てられるような環境をつくっていかうと。その考えについては一致しているのではないかと

と、私は思っております。

また、あわせて、子育て環境という部分でございすけれども、切れ目のない子育ての支援でありますとか、あと、さらには教育にお金がかかるというお話がございすので、奨学金制度の創出等をこの総合戦略の中では入れ込んだところとございす。

できるだけ若者が定着して、そこで子どもを産み、育てられるような、希望にかなうような地域でありたいと考えております。

**○来住委員** だから、確かに国との関係、国の方針というのか、これは、非常に大きいと思うんです。例えば、最低賃金を引き上げていく問題だとか、それから、全体の給与所得者の賃金を含めて引き上げていくというのなんかは、確かに労使関係なんですけれども、現実には、やっぱり政府の所得の再配分という形で実際にやっていかないと、なかなかそうならないわけですけれども。

しかし、そこに光というのか、当てていかないと、靴の底から何かかいてるような感じがして、実際には、そうならないでずっとこうやってきたのかなど。人口が減ってもいいとか、そんな計画なんか誰もつくらんわけですけれども、しかし、現実にはそうやって、農業は農業で、実際にはもう本当に厳しい状況が起こってまして。

中野議員が本会議で話されていたけれども、例えば、僕の周りでも、肥育牛をやっている人が、50代、60代そこそこの中堅ですけれども、肥育だけで何百頭とやって、とうとうやめられたんです。とうとうやめて、そして、もう畜舎を全部外して、いわゆるソーラー発電を始める。ところが、今とまってるでしょう。それで、パネルは来たけれども、全然工事ができないよう

な状況が、現実には起こっております。

ですから、そういう意味で、ちょっと僕の言い方も、国との関係だもんですから、非常に的を得てないような発言になるかもしれませんけれども、そこにもっと当てていかないと、実際には絵に描いた餅みたいになるんじゃないかなというのは、正直思います。

それから、もう一つ、ここで子供の保険というのがあったんです。子供の保険制度、案の43ページの上から7、8段目のところに、「子育てに要する経済的負担の軽減に向け、国に対し新たな公的負担制度（子ども保険制度）の創設を働きかける」と、こうなってるんですけども、この子ども保険制度というのは、どんな保険制度を予定してるんですか。

例えば介護保険みたいに、またみんなから税金を取るんですか。これは、保険料を取る計画なんですか。わかりやすく言えば、広くみんなから取って、子供を育てるよという意味でしょうか、お願いします。

**○井手総合政策課長** この子ども保険制度については、細かな制度設計等については、これからでございますけれども、基本とする考え方は、委員のおっしゃるところと軌を一にしているのかもしれない。

介護保険制度を参考にしているわけではございませんが、子育ての負担を広く社会で負担を合おうというような発想のもとで、何かしら子供を育てる若い夫婦への支援ができるようなことはないだろうかということを考えて、これから制度を考えていこうという話でございます。

**○来住委員** 最後になりましたけれども、そういうやり方は、僕はもう本末転倒だと思います。だったら、全部そういう制度にしなきゃならんということになって。

ですから、さっき言いましたように、やっぱり所得の再配分、つまりそういう、日本でいえば大企業なんかはもう莫大な利益を上げていますけれども、そこに対する一定の課税をかけていく。もちろんかけてますけれども、しかし、内部留保はどんどんたまってると。

一方じゃあ、こうやって深刻な事態が進んでるわけですから。その上に、また今度新たな保険制度をつかって、子供をみんなで見ようというような制度、それには我々はもう絶対賛成することはできませんと、改めて言っておきたいと思います。

○清山委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○清山委員長 それでは、次に、報告事項に関する説明を求めます。

○神菊文化文教課長 私のほうから、地方自治法及び県条例に基づきまして、まず初めに公益財団法人宮崎県立芸術劇場の経営状況等について御報告いたします。

お手元の平成27年9月定例県議会提出報告書(県が出資している法人等の経営状況について)の15ページをお開きください。

まず、平成26年度の事業報告であります。

当財団は、県立芸術劇場の指定管理者として、県立芸術劇場がその役割を十分果たしていくよう、舞台芸術を中心とした多様な文化事業を企画、実施するとともに、管理運営に努めたところであります。

次に、事業実績であります。指定管理業務のうち、施設の利用及び維持管理については、事業費は3億8,277万4,000円であり、事業実績は記載のとおりでありました。

次に、その下段のこれ以外の指定管理業務につきましては、事業費は全体で4億1,292万6,000

円でありまして、事業実績については、①の宮崎国際音楽祭でございますが、第19回音楽祭を昨年4月29日から20日間にわたり、14公演と関連イベントを開催し、延べ入場者数は1万4,151人でありました。

また、あわせて第20回音楽祭開催のため、公演内容や出演者の決定、調整など、準備事業を行いました。

次に、②「招へい公演事業」以下16ページの事業の内容につきましては、記載のとおり、多彩な公演・普及事業を実施したところでございます。

なお、16ページ一番下の⑤その他の業務でございますが、これは、友の会事業などでございます。

次に、経営状況等につきまして、同じ冊子の出資法人等経営評価報告書により御説明させていただきます。

161ページをお開きください。

上段の概要に記載のとおり、本法人は、県立芸術劇場を拠点として、芸術文化等多様な文化活動を総合的に推進し、文化の香り高い地域づくりと県民生活の創造に寄与することを目的に平成5年に設立されたもので、総出資額は全額県の出資による3億2,028万8,000円であります。

その下の県の関与の状況でございます。

まず、人的支援であります。右側、平成27年度にありますように、役員9人のうち県退職者は3人で、そのうち1人が常勤であり、また、職員数25人のうち県職員が2人、県退職者は2人でございます。

次に、その下、財政支出等につきましては、平成26年は、県からの委託料6億3,543万6,000円及び県から派遣している職員人件費の県支給分1,060万6,000円であります。

この委託料の内訳は、下の主な県財政支出の内容に記載してありますとおり、まず、施設の維持管理を行う県立芸術劇場管理運営事業3億1,931万3,000円、宮崎国際音楽祭の開催業務等を行う②「宮崎国際音楽祭開催準備事業」1億119万8,000円で、いずれも指定管理料に加えております。

また、劇場内の施設や設備の修繕を行う「県立芸術劇場大規模改修事業」2億1,492万5,000円であります。

その下の実施事業については、記載のとおりでございます。

次に、その下の活動指標でございます。

まず、①劇場稼働率は、目標値77%に対しまして、実績値は77.7%、達成率100.9%。

②主催公演の入場者率は、目標値の66%に対して、実績値67.7%、達成率102.6%。

③友の会会員数は、目標値の1,500人に対して、実績値1,724人、達成率114.9%となっております。

162ページをお開きください。

一番上の財務状況の欄でございますが、左側が毎年度の収支状況をあらわす正味財産増減計算書、右側が、年度末の資産や負債の状況をあらわす貸借対照表でございます。

まず、左側の正味財産増減計算書について御説明をいたします。

平成26年度の列をごらんください。

経常収益は9億298万円、経常費用は8億9,927万2,000円でございますので、その下の当期経常増減額及び一般正味財産増減額は370万8,000円の増となります。

これにより、その4段下の当期一般正味財産期首残高と合せた一般正味財産期末残高は1億9,149万円となります。

また、その下の当期指定正味財産増減額は、自主企画制作公演事業経費に充当するために基金の取り崩し等を行ったため、前年度から4,199万3,000円減少しております。

これによりまして、その下の指定正味財産期首残高と合せた、さらにその下の指定正味財産期末残高は3億3,334万4,000円となります。

この結果、表の一番下の段になりますが、これらの合計となる正味財産期末残高は、前年度から3,825万5,000円減少し、5億2,483万4,000円となります。

続いて、右側の貸借対照表について御説明いたします。

こちら、平成26年度の列をごらんください。

資産は、流動資産及び固定資産合わせて6億4,077万7,000円でございます。

その下の負債は、全額流動負債でありまして、1億1,594万3,000円でございます。

この結果、資産から負債を差し引いた正味財産は、中ほどの5億2,483万4,000円となり、その内訳としては、下に記載がございますように、基金などの指定正味財産が計3億3,334万4,000円、一般正味財産が1億9,149万円でございます。

次に、その下の財務指標でございます。

まず、①管理費比率は、この割合が低いほど効率的な業務運営が図られているということになりますが、平成26年度は、目標値48%に対して、実績値67.9%、達成率が58.5%でございます。

次に、②の入場料収入比率は、総事業費に占める入場料収入額の割合を示したものであり、目標値36%に対して、実績値41.0%、達成率は113.9%となっております。

最後に、総合評価の欄の右上、県の評価であります。

活動内容は、いずれの指標も目標を上回り、

良好と認められます。

財務内容につきましては、管理費比率が平成26年度に、演劇ホール調光器の更新の工事を行いまして、これが1億9,500万円余りあったということから、前年比で目標値を下回ったものでございますが、これが前年並みであれば目標を達成したと考えております。

それから、自主事業収益も、前年に比べ3,000万円以上増加しております。

基金の取り崩し額も、前年度並みとなっております。まして、財務体質改善に向けた取り組みが進められていると認められます。

また、組織運営につきましても、県民の要望にきめ細やかに対応するため、工夫を凝らしたさまざまな研修を実施するなど、職員の資質向上に向けた取り組みが見られるところであります。

その下の4段階評価につきましては、ただいま御説明した評価から、活動内容、組織運営はA評価(良好)、財務内容はB評価(ほぼ良好)としたところであります。

続きまして、平成27年度の事業計画について御説明いたします。

報告書の20ページにお戻りいただきたいと存じます。

基本方針については、これまでと同様に、多様な文化事業を企画・実施するとともに、創作発表の場として利用できるよう管理運営を行うこととしております。

事業計画につきましては、指定管理業務のうち、施設の利用及び維持管理業務については、2億7,595万円となっております。

また、これ以外の指定管理業務につきましては3億6,039万円となっておりますが、このほかの事業について、大きな変化がありませんので、

ごらんいただきたいと思っております。

次に、22ページをお開きください。

3の収支予算書であります。

Iの事業活動収支の部の事業活動収入につきましては、予算額の欄の上から8段目の枠の部分でございますが、前年度予算額に比へまして2億1,815万円の減となる7億5,199万5,000円を計上しております。

これは、先ほども御説明いたしました演劇ホール調光盤改修の完了などにより、県補助金収入を3億5,017万1,000円と見込み、また、チケット収入や企業協賛金など、事業収入として2億8,073万6,000円、貸館事業に係る施設貸与収入を5,730万円を見込んだことなどによるものであります。

次に、その下の枠の部分、事業活動支出も同様に、2億1,815万円の減となる7億5,199万5,000円であります。

これは、人件費支出として1億1,430万9,000円、国際音楽祭や自主企画制作公演事業などの事業費支出として6億2,548万2,000円、修繕費支出として1,085万8,000円と見込んだことなどによるものであります。

宮崎県立芸術劇場についての説明は、以上であります。

続きまして、同じく県条例に基づき、公益財団法人宮崎県私学振興会について御報告します。

報告書の159ページをお開きください。

上段の概要に記載のとおり、本法人は、県内私立学校が、相互に連携・協調して、教育の充実及び振興を図るための事業を行い、もって本県教育文化の高揚に資することを目的に、昭和59年2月に設立されたものであり、総出資額は4億2,583万8,000円、このうち県出資額は1億9,675万5,000円で、46.2%であります。

次に、その下段の県関与の状況であります。

人的支援につきましては、右側の平成27年度の欄にありますように、役員数が合計11人のうち県職員1人、県退職者2人の計3人で、退職者のうち1人が常勤であり、また、職員1人が県退職者であります。

その下の財政支出等につきましては、平成26年度は、県補助金が7,669万7,000円であり、その内訳は、下の主な県財政支出の内容の欄にありますとおり、私立学校の設置者及び教職員の資質向上を図る研修事業に対して、研修事業経費の2分の1以内を補助する①私立学校教育研修補助金211万1,000円と、退職手当資金の基金造成に対する補助を行うことにより、私立学校等教職員の福利厚生の上を図る②私立学校退職金基金事業補助金7,458万6,000円であります。

次に、その下段の実施事業につきましては、主なものといたしましては、①「魅力ある学校づくり事業」、②「教育研修事業」、③「退職手当資金給付事業」などでありまして、それぞれの内容は記載のとおりでございます。

その下の活動指標につきましては、①の魅力ある学校づくり助成利用件数は、目標値5件に対して、実績値6件で、達成度120%。

②の研修参加者満足度は、目標値90ポイントに対して、実績値97.2ポイント、達成度100.8%。

③の融資あっせん利用件数は、目標値2件に対して、実績値3件、達成度150.0%となっております。

次に、160ページをお開きください。

上段の財務状況につきまして、まず、左側の正味財産増減計算書について御説明いたします。

平成26年度の列をごらんください。

経常収益は7億226万2,000円に対して、経常費用は7億40万7,000円でありますので、その下

の当期経常増減額は185万5,000円の増となります。

これにより、4段下の当期一般正味財産増減額は、同じく185万5,000円の増となり、その下の一般正味財産期首残高1,288万9,000円と合わせまして、一般正味財産期末残高は1,474万4,000円となります。

また、指定正味財産については、当期指定正味財産増減額は増減がございませんので、指定正味財産期末残高は、期首残高と同額の4億2,583万8,000円となります。

その結果、一番下のこれらの合計となる正味財産期末残高は、185万5,000円増加し、4億4,058万2,000円となります。

次に、右側の貸借対照表について御説明いたします。

同じく、平成26年度の列をごらんください。

一番上の資産は、流動資産1億7,007万3,000円と、固定資産48億3,761万6,000円の合計49億5,468万9,000円であります。

また、その下の負債は、流動負債21万円と固定負債45億1,389万7,000円を合わせて45億1,410万7,000円であります。

この結果、資産から負債を差し引いた中ほどの正味財産は4億4,058万2,000円、うち指定正味財産が4億2,583万8,000円、一般正味財産が1,474万4,000円となっております。

次に、その下段の財務指標でございますが、①の自己収入比率は、基本財産運用益に自己収益と自主事業収益を加えたものを経常費用計で割ったものを計算して算出しております。

目標値10%に対して、平成26年度は事務局職員の退職により、退職金約1,400万円があったことによりまして、実績値7.9%、達成度79%であります。

次に、②の管理費額は、目標値3,000万円に対して、実績値3,173万円、達成度94.2%でございます。

次に、③の教育研修事業費比率は、経常費計に対する教育研修事業費の割合を算出しておりますが、目標値50%に対して、実績値59.6%、達成度は119.2%であります。

最後に、一番下の総合評価の県の評価についてであります。

まず、教育研修事業において、受講料を徴収することによる財源確保、事務局経費の節減、研修メニューの充実強化による質的向上、効率的な基本財産の運用及びホームページ等による情報公開については、一定の評価を行うことができると考えております。

なお、法令に基づき、引き続き適正な事務処理を行うとともに、さらに積極的な情報公開に努める必要があると考えております。

その下の4段階評価につきましては、これまでに御説明した評価から、活動内容、財務内容、組織運営、いずれもB（ほぼ良好）としたところでございます。

説明は以上であります。

**○石崎中山間・地域政策課長** それでは、中山間・地域政策課からは、平成27年9月定例県議会提出報告書（宮崎県中山間地域振興計画に基づいて行った主な施策（平成26年度）について）を御説明させていただきます。

お手元に冊子はお配りしておりますけれども、常任委員会資料で御説明させていただきたいと思っております。

常任委員会資料の14ページをお開きください。

中山間地域対策につきましては、中山間地域振興条例及び中山間地域振興計画に基づき、各部が連携しながら取り組みを進めております。

その関係施策ごとに、関係部局における事業等の取り組み状況や主な成果、目標指標に対する実績等を御説明させていただきます。

まず、施策の実施状況でございますけれども、1にございますとおり、26年度は産業の振興、集落の活性化、日常生活の維持・充実の3点を重点施策として実施したところでございます。

2に実施施策の概要が掲げてございますが、まず、（1）産業の振興につきましては、農業の振興ということで、地域の特性を生かした生産振興や多様な担い手の育成、生産基盤の整備等に取り組んだところでございます。

枠囲いの中にございますとおり、野菜や果樹等の試験圃の設置による新品目の選定や新技術の確立に向けた支援を行ったほか、ユズやクリ産地に対する支援、さらには耕作放棄地の発生防止や地域資源の保全管理等に取り組んだところでございます。

②の林業の振興につきましては、多様で豊かな森林づくりや木材産業の振興、山村・人づくりの推進等に取り組ましまして、植栽や間伐、未植栽地の買収等を通じた森林の整備や、公共施設の木造化・木質化、木質バイオマス発電施設への整備の支援等を行ったところでございます。その結果、県産材の需要拡大等を推進していったところでございます。

③の水産業の振興につきましては、水産資源の適切な利用管理や経営体づくりへの支援、漁港機能強化等に取り組み、19魚種の資源評価を行った結果に基づき、資源管理計画等の実施を推進したほか、8つの拠点漁港におきまして、地震・津波対策関連事業を推進したところでございます。

次に、15ページをごらんください。

④新たな産業の創出等につきましては、6次

産業化に関する取り組みについて、国から13件認定され、また、14件の中山間地域における企業立地が行われたほか、マイクロ水力発電施設の設置等に取り組んだところでございます。

⑤の鳥獣被害対策につきましては、全県的な推進体制のもと、新たな視点に基づく総合的な対策の推進等に取り組む、鳥獣被害対策マイスターを昨年度61名認定するとともに、広葉樹の植栽や侵入を促す間伐の実施による野生鳥獣の生息に配慮した森林の適切な整備・保全に取り組んだところでございます。

15ページ中ほどからの目標指標の実績でございしますが、この産業の振興の関連では、12の指標を設定し、その達成に向けて取り組んできたところでございます。

16ページにその総括を記載しておりますけれども、農商工連携・6次産業化や鳥獣被害対策等に関する取り組みを推進した結果、半数以上の指標について、計画策定時に設定した目標数値を上回ったところでございます。

今後は、農林水産業を初めとする各種産業の担い手や、所得の確保に向けた取り組みを推進していくことにより、中山間地域における産業振興をさらに図っていく必要があるものと考えております。

次に、16ページ中ほどの(2)集落の活性化についてであります。

まず、①自主的な活力の向上につきましては、いきいき集落を新たに4集落認定したほか、集落支援員による集落点検の実施に対する支援を行ったところであります。

②都市からの支援と交流に関しましては、中山間盛り上げ隊の112回にわたる16市町村における集落活動支援を通じた交流が図られたほか、東京、大阪での移住相談会の開催、空き家活用

等に取り組む市町村を支援したところでございます。

③次世代の育成につきましては、県内6カ所の地区生徒寮の運営や僻地育英資金の貸与等に取り組んだところでございます。

④の地域文化の保存、継承と活用につきましては、民俗芸能保存団体への支援など、地域文化の保存・継承に関する意識の醸成や活用促進に向けた取り組みを支援したところでございます。

17ページをごらんください。

集落の活性化に関しましては、8つの指標を設定しております。

その中で、いきいき集落の新たな認定や、中山間盛り上げ隊に関する活動回数が、年を追うごとにふえてきているなど、中山間地域における集落活動の推進や人的交流の促進が図られていると考えております。

今後は、人口規模や生活機能の状況等、集落の状況に応じた対策を進めるとともに、子育てや教育、移住・定住のさらなる推進等に関する施策を通じた地域を支える担い手の育成・確保に向けた取り組み等によりまして、中山間地域における集落の維持・活性化を図っていく必要があると考えております。

次に、18ページをお開きください。

(3) 日常生活の維持・充実であります。

①の医療の確保及び高齢者保健福祉の充実につきましては、医師や救急医療の確保、高齢者の保健増進等に取り組む、僻地出張診療の実施やドクターヘリの運航支援による救急医療体制の充実・強化、みやざき地域見守り応援隊制度の推進等に取り組んだところであります。

②の生活必需品等の円滑な調達につきましては、買い物困難者の実態や市町村の実施事業に

関する調査を県内3地域で行ったところであり  
ます。

③生活交通の確保につきましては、広域的バス路線の運行費の支援や、都市部と中山間地域を結ぶ国・県道の未改良区間の整備等に取り組んだところでございます。

④水道の整備及び水環境の保全につきましては、市町村の実施する水道施設事業や合併浄化槽、公共下水道の整備等に関する事業への支援を行っております。

⑤情報通信網の整備につきましては、携帯電話サービスが利用できなかった日之影町の1世帯において、その解消が図られたところであります。

⑥安全で安心な暮らしの確保につきましては、土砂災害防止対策の推進や土砂災害警戒情報の提供、道路や橋梁に関する対策や治山事業の実施、さらには消防団員の訓練や県民向けの土砂災害防止に関する講座等の実施に取り組んでおります。

次に、19ページをごらんください。

この日常生活の維持・充実に関しましては、8つの指標を設定しております。

中山間地域の暮らしに必要な生活機能の維持・充実に向けた取り組みを進めた結果、土砂災害危険箇所の整備率向上、自主防災組織体制の拡大等の面で進展があったところでございます。

今後も、医療の確保や福祉の充実、防災・減災体制の整備等を初めとする中山間地域における安全・安心な暮らしの確保に向けた取り組みを推進していく必要があると考えております。

次に、20ページをごらんください。

今年度以降の取り組みでございますけれども、ただいま御説明いたしましたように、中山間地域におきましては、雇用・所得の確保や人口減

少対策、集落の維持、活性化、さらには安全・安心して暮らしていくための機能の維持・充実といったさまざまな課題が存在しております。依然として厳しい状況が続いております。

このような現状を踏まえまして、本年4月、中山間地域振計画を改定したところでございますけれども、今後ともその新たな計画に基づきまして、中山間地域の実情や特性等を十分に勘案し、仕事がある中山間地域づくりを初めとする4つの重点施策を展開していくこととしております。

説明は以上でございます。

○清山委員長 執行部の説明は終了しました。

まず、県が出資している法人等の経営状況について質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○清山委員長 よろしいですか。

次に、宮崎県中山間地域振興計画に基づく施策について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○清山委員長 ありませんね。

それでは、次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○井手総合政策課長 それでは、その他報告事項の1番目としまして、総合政策課のほうから、平成27年度政策評価の結果について御報告させていただきます。

この政策評価の報告は、答申書本冊をおつけしておりますけれども、きょうは委員会資料のほうで説明させていただきたいと思っております。

委員会資料21ページでございます。

この政策評価は、前の平成23年6月に策定しました改定前の未来みやざき創造プラン、このアクションプランに掲げた重点施策であります新しい「ゆたかさ」創造プログラムについて評

価をしたものでございます。

ただし、このアクションプランは、4年間の終了が26年度でございました関係上、26年度の取り組みと4年間の目標の達成状況、2つの評価をしております。

まず最初に、26年度の取り組みの評価結果でございまして、1でございます。

この取り組みにつきましては、31の重点項目ごとに、県のほうで内部評価をし、10のプログラムごとに総合計画審議会から外部評価をいただいたところでございます。

その総括としましては、この枠組みの中にありますように、個別の課題があるものの一定の成果が出ている。これまでの4年間の取り組みによる成果や課題を踏まえて、新たなアクションプランの推進に取り組む必要があるという総括をいただいております。

それぞれのプログラムの評価、重点項目の評価につきましては、その下の表のとおりでございまして、31の重点項目のうち、㉔という内部評価をしたものが12、㉕が17、㉖が2でございました。

総合計画審議会のほうのプログラムごとの評価としましては、その下の丸の2番目のほうにありますように、4プログラムが㉔、成果が出ており課題の対応を行っている。残りの6プログラムがいずれも㉕ということで、一定の成果が出ており、課題の対応を行っている評価をいただいております。いずれも昨年度の取り組みの状況の評価でございまして、全体の評価ではまた別になります。

次の22ページ、23ページに、それぞれのプログラムごとの項目、内容を示しておりますので、また後ほどごらんいただければと思います。

続きまして、24ページをお開きいただきたい

と思います。

この4年間の取り組みからなる目標値の達成状況の評価でございます。

先ほどと同様、31の重点項目ごとに内部評価、そして、10のプログラムごとに外部評価をいただいております。

外部評価の総括としましては、半数以上の項目で目標値を達成しているなど、おおむね目標値を達成しており、一定の効果が上がっていると。基準値より悪化している指標については、県の施策が県民の意識や行動の変化につながっていない点が課題であるという総括をいただいております。

重点項目の内部評価の内容、また、プログラムごとの外部評価の内容は、その下の表のとおりとなっております。重点項目31の項目中、内部評価で㉔としたものが3、㉕が12、㉖が14、㉗が2ということで、少し厳し目の評価になっております。

また、外部評価につきましても、下のほうの丸の2番目になりますけれども、10のプログラム中、1プログラムが㉔ということで、目標を達成しており、成果が上がっていると認められる。7プログラムが㉕ということで、目標値をおおむね達成しており、一定の成果が上がっている。2のプログラムが㉖、目標値をおおむね達成しているが、一部成果が上がっていない項目があるというような評価を受けております。

なお、㉖という評価をいただいているのが、4番目の健康長寿社会づくり、そして、9番目の持続可能な地域づくりでございます。

総括としていただいたとおり、県の施策が県民の意識や行動の変化につながっていないという部分がございまして。これについて、県民の皆さん方の行動、意識の変化を促していくとい

うことは非常に、容易ではないと考えておりますけれども、今度決めました新しいアクションプラン等をわかりやすく県民の皆様方にお示しをして、一緒に取り組んでいただけるように、根気強く働きかけるのは重要であろうかと考えております。

また、一つ一つの施策につきましては、この評価に一喜一憂することなく、目標値を達成したのものについても、見方によってはまだまだ全然なところがございますので、その辺の反省をしつつ、また、厳しい評価をいただいたものについては、改めて改善を考えながら、より効果の高い、効率的な施策の構築と推進に努めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

**○野口総合交通課長** 総合交通課でございます。宮崎県長距離フェリー航路利用促進協議会の設立につきまして、御説明を申し上げます。

常任委員会資料の27ページをお願いいたします。

まず、1の協議会設立の背景と目的であります。本県におきます交通ネットワークは、東九州自動車道の大分・宮崎間の開通や、ピーチ・アビエーションの就航など、急速に充実をしてきております。この状況を好機と捉えまして、旅客と貨物を大量に輸送できる長距離フェリーの特性を最大限に生かしていくことが必要であると考えております。

また、トラック業界では、ドライバー不足等が深刻な課題となっており、その対応策として長距離フェリーへの期待が高まっている状況でございます。さらに、交通・物流ネットワークの整備が進むにいたしまして、隣県の港などの競争も一層激化することも予想されております。

こうした状況から、将来にわたりまして荷主や観光団体、運送事業者、行政などの関係者が協調して、本県物流及び観光にとって重要でございます本県の長距離フェリー航路の利用促進をし、本県物流の安定化と観光産業などの振興を図ることを目的といたしております。

次に、2の協議会の概要でございますが、(1)のとおり、8月27日に総会を開催をし、設立をいたしました。

(2)の事業の内容でございますが、長距離フェリー航路の利用促進に関する事、長距離フェリー航路の広報宣伝に関する事、その他、長距離フェリー航路の維持・充実に必要なことの3本柱となっており、これを規約として定めたところでございます。

最後に、(3)の構成員でございますが、県、宮崎県商工会議所連合会、宮崎県経済農業協同組合連合会、みやざき観光コンベンション協会、宮崎トラック協会などを含めました14団体で構成いたしております。

説明は以上でございます。

**○石崎中山間・地域政策課長** それでは、中山間・地域政策課から3点ほど御報告させていただきます。

まず、宮崎県山村振興基本方針の変更についてでございます。

常任委員会資料の28ページをごらんください。山村振興法でございますが、この法律は、山村地域における経済力の培養と、住民福祉の向上を図り、地域格差の是正を図るため、昭和40年に議員立法で制定されたものでございますけれども、平成27年3月に改正されまして、法の有効期限が平成37年3月31日まで10年間延長されました。

また、この法律に基づきまして、県のほうで

山村振興基本方針というものを策定することになっておりますけれども、今回、法の改正に伴い、平成18年2月に策定した方針を変更しようというものでございます。

法の概要につきましては、趣旨の丸、法改正の概要というところに5点ほど上げておりますけれども、1点が、目的に、山村の自立的発展、山村における定住促進、人口の著しい減少の防止といった方向性が示されております。

また、2つ目から4つ目につきましては、その目的を達成するために、地域内発型の産業振興や住民福祉の向上などを図るための施策の拡充といったものがなされたところでございます。

この山村振興対策につきましては、当方針を基本といたしまして、28ページの下の図にも示してありますとおり、各市町村が市町村計画を策定し、振興山村の自立促進に向けた各種事業を実施することとなっております。

なお、方針の変更に当たっては、法に基づきまして、主務大臣への提出が必要となっております。市町村計画につきましては、市町村が県へ協議を行い、同意を得た上で国へ提出することとなっております。

29ページの図をごらんいただきたいんですけども、対象地域でございますが、現在、県内の振興山村市町村は16市町村となっております。

内訳としましては、全ての区域が振興山村である町村が、綾町ほか7町村、振興山村が一部含まれている市町が、都城市ほか7市町となっております。

なお、一部振興山村と指定されている区域につきましては、下の凡例のとおりでございますけれども、これは、昭和25年2月1日現在の旧市町村の区域で指定されております。

次に、30ページをごらんください。

これから方針を策定していくわけですが、方針の概要につきましては、対象期間は平成27年度からおおむね10年間、方針の基本的な方向につきましては、宮崎県総合計画及び宮崎県中山間地域振興計画等を踏まえた内容とするとしております。

(3)の内容につきましては、国の通知に基づきまして、大体こういったことを記載しなさいということが上げられております。

その中で、地域の概要、現状と課題、振興の基本方針及び振興施策ということで、施策につきましては、交通、情報通信、産業基盤等々について記載することとしております。

今後のスケジュール、4でございますけれども、現在、策定に向けた作業に着手しております。素案を策定中でございます。その結果で、11月にパブリックコメントを実施しまして、12月に県方針を国へ提出、12月以降、市町村計画を国へ提出というようなスケジュールで進めていきたいと考えております。

山村振興基本方針については以上でございます。

次に、31ページ、大隅地域半島振興計画の変更についてでございます。

1にございますが、半島振興法につきましては、産業基盤や生活環境の整備等が比較的低位にある半島地域の格差是正を図るため、昭和60年に議員立法により制定されたものでございまして、平成27年3月に半島振興法が改正されまして、10年間の期限延長と、記載事項として、交通通信の確保、ソフト面も含めてでございますが、あと、就業の促進、医療の確保、防災体制の強化といった4つが新たに追加されたことに伴い、今回の変更を行うものであります。

2に対象地域を掲げております。

この大隅地域半島振興計画は、宮崎県の日南市南郷区域、あと、串間市、それから、鹿児島県の鹿児島市、これは桜島地区になりますが、あと、鹿屋、垂水、曾於といった5市5町、合せて7市5町を対象地域としております。

また、対象期間につきましては、平成27年度からおおむね10年間ということで考えております。

32ページをお開きください。

本計画につきましては、宮崎、鹿児島両県にわたるものでございまして、鹿児島県と調整を図りながら素案の策定作業を行っているところでございまして、その中の計画の概要と、32ページにございますが、これは、今、鹿児島県と調整を行っている内容につきまして、概要を記載しております。

(1)の基本的方針では、交通通信基盤の整備や農林水産業の振興、定住の促進など、半島振興を行う上での方針を掲げております。

具体的な記載事項の項目につきましては、32ページの①交通・通信の確保から、34ページ、⑫自然環境・地域環境の保全など、全部で12の項目について記載することになりますが、主な項目について御説明させていただきたいと思っております。

(2)①の交通通信の確保でございますけれども、交通・通信体系の積極的な確保を図っていくこととしておりまして、鹿児島、宮崎両県にわたる共通事項でございます東九州自動車道あるいは都城志布志道路の整備はもとより、宮崎県側の串間・南郷地区における国道448号線の整備、あるいは県道等の整備の促進、福島港の防波堤のかさ上げや物揚場の老朽化対策、あるいはJR日南線の利用促進運動といったものを盛り込むこととしております。

また、②の産業の振興及び観光の開発では、産業の一層の振興を図っていくということで、具体的には都井漁港等の機能強化、都井岬等の多彩な地域資源を最大限に活用した観光地づくりを促進していくこととしております。

次に、33ページになりますけれども、⑥医療の確保等では、地域住民がいつでも質の高い医療サービスを受けられる地域社会の形成を図っていくこととしておりまして、具体的には宮崎県立日南病院を中核医療機関とした二次医療圏の医療供給体制の充実等を図ってまいるという内容を盛り込むこととしております。

また、⑧教育及び文化の振興では、小中一貫教育や小中連携による教育の推進を通じた人材の育成を図っていくことを盛り込むこととしております。

また、⑩国土保全施設等の整備では、地域ぐるみの避難体制の確立、あるいは住民の安全確保等に努めていくこととしております。

また、34ページの最後、⑫になりますけれども、自然環境・地域環境の保全等では、日南海岸国定公園の適正な保護・管理や、都井岬の野生馬、幸島の猿など、貴重な野生生物の保護等に努めてまいることとして盛り込むこととしております。

4の今後スケジュールでございますけれども、現在、鹿児島県と調整を進めておりますが、今月下旬にパブリックコメントを実施いたしまして、10月に入りまして、これは、宮崎、鹿児島両県連名になりますけれども、鹿児島県が国土交通省へ提出いたしまして、関係省庁による確認等が行われます。

また、10月に国に正式提出いたしまして、国土審議会の意見を聴取するという事になっておりまして、それを経まして11月以降に同意を

得たいと考えております。

次に、35ページでございます。

宮崎県過疎地域自立促進方針（素案）についてでございます。

この過疎地域自立促進方針につきましては、7月の常任委員会におきまして、変更に着手するという御報告いたしておりますが、このたび、方針の素案が取りまとまりましたので、御報告をいたします。

なお、その素案につきましては、今月、9月7日から10月6日にかけてパブリックコメントを実施しているところでございます。

それでは、素案を別冊でお配りしております。資料3と右肩に打ってあるものでございますが、これを使いまして御説明したいと思っておりますが、内容が46ページに及ぶものでございますので、主な部分を御説明させていただきたいと思っております。

まず、目次とございまして、あと、過疎地域について図がございます。次に、1ページから24ページにかけての部分でございますけれども、こちらにつきましては、過疎地域の現状と問題点ということで、人口や産業、インフラ、医療、福祉等の状況を、統計等を用いながら記載してございます。

この部分につきましては、やはり人口につきましては、もう先ほど来あるとおり、人口減少が続いているといったような厳しい状況等にあることなどを記載しております。

25ページをお開きください。

ここからが、過疎地域自立促進の基本的な方向というものを記載してございます。

基本的な考え方といたしましては、今回の素案では、宮崎県中山間地域振興計画の重点施策でございます仕事がある中山間地域づくりなど

を踏まえました4つの項目で過疎対策を実施していくこととしております。25ページにございます仕事がある地域づくり、子育て環境等の整備と移住・定住の促進、集落の維持・活性化と新たな絆の創造等、安全・安心な暮らしの確保、26ページになりますけれども、その4つの柱でございます。

次に、29ページをごらんください。

29ページから以降は、法律の定めによりまして、8つの分野別に過疎対策の方針を記載しております。

各章の構成と主な改正点を御説明いたします。

まず、29ページの第2、産業の振興でございます。

この章では、農林水産業、商業、観光等について記載しておりますが、まず、(1)の産業振興の方針の部分に、新たに地域経済循環の構築、あるいは高千穂郷・椎葉山世界農業遺産の認定、霧島ジオパークと祖母傾山ユネスコ・エコパーク等の認定に向けた取り組みを通じた多種多様な産業おこしといったところを盛り込んでございます。

次に、(2)農林水産業の振興の部分には、①農業の振興としまして、ア、地域の特性を生かした生産の振興、この部分に6次産業化の推進による所得の向上や、農業を核とした林業、土木等の地域の産業が連携した雇用組織の設置等による周年雇用システム等の構築などを盛り込んでおります。

以下、林業の振興等につきましても、森林資源の適正な管理、担い手の育成・確保といった方向性、32ページになりますけれども、③水産業の振興につきましては、水産資源の適切な利用管理、安定した漁業経営体づくりを盛り込んでいるところでございます。

続きまして、35ページをごらんください。

35ページの下のほうでございますけれども、第3、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進でございます。37ページでございますけれども、(6)の情報化の推進の部分に、ICTの利活用といったものを盛り込んでいますところでございます。

次に、38ページをお開きください。

生活環境の整備でございます。

この章では、水道・下水処理施設等の整備、あるいは防災・減災対策などについて記載しており、38ページ、(2)の中で、②の最後のほうになりますけれども、これまで整備してきた下水道処理施設等について、長寿命化計画を策定すること等を盛り込んでおります。

次に、39ページ、下のほうでございますけれども、高齢者の保健の増進及び福祉の向上についてということで、ここは、高齢者、児童、障がい者の福祉について記載しており、39ページから40ページにかけた方針の部分につきまして、地域包括ケアの推進等を盛り込んでおります。

次に、42ページでございますけれども、第6、医療の確保でございます。

この中では、(2)に現在行われております宮崎県地域医療支援機構におきまして、医師不足及び医師の地域偏在の解消に努めること等を盛り込んでおります。

また、同じく42ページの下の方、教育の振興でございます。この中では、公立小中学校や社会教育施設の整備等について記載しており、43ページにかけての部分につきまして、(1)教育の方針の中で、小規模校の学習指導の充実を図ること等を盛り込んでおります。

次に、44ページでございますけれども、地域文化の振興等がございます。

この中では、44ページから45ページにかけて、

(1)②の地域文化の保存・継承と活用の部分におきまして、集落に引き継がれている文化的資源について、インターネットを通じた情報提供や学習機会の充実等を盛り込んでございます。

最後に、45ページでございますけれども、集落の整備でございます。

この中におきましては、新たに(2)移住・定住の推進の項目を設けたところがございます。

また、(1)集落の整備の方針の部分につきまして、最後のほうになりますけれども、最終の段落になりますが、小さな拠点の形成を初めとした集落のネットワーク化等の推進を盛り込んだところがございます。

方針の概要については以上でございますが、委員会資料にお戻りいただきまして、36ページをごらんください。

今後のスケジュールでございますけれども、ただいまパブリックコメントを実施しているところがございます。また、その終了後に、さらに精査を進めまして、10月に法の定めに基づきまして、方針に関する国との協議を予定しております。その後、11月に新たな方針に基づく県計画を策定いたしまして、国へ提出する予定としております。

なお、28年1月以降に、市町村計画を国へ提出する予定としております。

説明は以上でございます。

**○黒木フードビジネス推進課長** 資料の39ページをごらんください。

ミラノ国際博覧会宮崎県出展についてであります。

今回の出展につきましては、1にありますとおり、本県の神話や伝統文化と、そこで育まれた食の魅力を世界に向けて発信し、誘客や輸出

に向けた市場開拓につなげることを目的に、「神々の宿る地 宮崎の食」をテーマとして、今月の2日から5日までの4日間、出展したところでありまして、合計で約1万5,100人の来場者が本県ブースを訪れました。

2の出展状況としましては、まず、出展前日にミラノ市内でレセプションを開催しまして、イタリア側から行政や飲食業、マスコミの関係者を招き、これらの方々に県産食材を紹介するとともに、現地シェフによる食材のアレンジや出展企業との交流を行いました。

次に、40ページをごらんください。

(2)の出展内容につきまして、まずは①Aにありますとおり、料理研究家による宮崎県牛や黒瀬ブリ等の県産食材のよさを引き出す調理実演を1日2回、期間中8回実施しました。

また、これとは別に、中ほどのイにありますとおり、県内企業の食材PRを実施し、合計4,000食の試食を提供するとともに、試食者から「気に入ったか」「気に入らなかったか」二者択一でアンケートに答えてもらうとともに、700人を超える方から個別の感想や意見を聞き取りました。

アンケート結果としては、食材によって差はあるものの、回収した総数の9割近い方が、本県の食材を気に入ったと回答し、さまざまな意見がある中で、「とてもおいしい」「イタリアの食材と違ったよさがある」「売っていれば買いたい」といった意見が多く見られました。

出展した企業の主な意見としましては、「販路拡大には、まず食べ方を知ってもらうことが大切」「EU圏内の人々の望む味に近づけるため、商品開発・改良を行っていく」といった意見がありました。県内企業としても、これだけ多くのEUの方々への生の声を聞ける機会はなく、大変参考になったという声が聞かれました。

次に、41ページをごらんください。

食のPR以外の取り組みとしまして、②のAにありますとおり、海外では初となる銀鏡神楽の奉納を行いました。多くの来場者が鑑賞し、神秘的だとの感想が漏らされるなど、強い印象を与えました。

また、イにありますとおり、鶴戸神宮が発祥の地とされる剣道の演武やみやざき犬によるダンスにより、本県の新旧の魅力を伝えたところです。

このほか、ウにありますとおり、運玉投げや絵馬奉納などの体験コーナーも多くの来場者を集めました。

次に、42ページをごらんください。

3、その他の取り組みとしまして、ミラノ市内にあります2つのレストランにおきまして、本県の出展期間中に宮崎牛を使ったメニューを提供し、博覧会会場外におけるPRにも努めたところです。

また、4、現地における報道等とありますが、イタリア国営放送局や日本館のサイトにおいて出展の様子が配信されたほか、現地新聞でも本県出展が報道されており、海外に向けたPRにもつながったところです。

以上、概要を説明いたしました。県としましては、神楽や剣道の実演を通じて、日本の中の「みやざき」を強く印象づけることができたとともに、県産品に対する評価や課題の生の声を得られるなど、有意義なものとなったと考えており、これを今後のEU市場への輸出拡大につなげていきたいと考えているところであります。

フードビジネス推進課の説明は以上です。

○村上生活・協働・男女参画課長 資料の43ページをごらんください。

みやざき女性の活躍推進会議の設立について御説明いたします。

まず、設立趣旨ですが、我が国における人口減少・超高齢化社会の到来は、労働力不足による経済成長力の低下や社会保障等の増大を招くことが懸念されております。

そうした中、国では先日、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が成立・施行されたところですが、本県では、企業、関係団体、行政が一体となって、女性が多様な働き方を実現できる環境づくりを進め、女性はもちろん男性も生き生きと働き、ともに活躍する活力ある宮崎の実現を目指して、みやざき女性の活躍推進会議を設立するものであります。

設立につきましては、10月19日にJ A・A Z Mホール大ホールにて、設立大会を開催し、4の大会概要にありますように、設立総会、基調講演、パネルディスカッションを実施する予定にしております。

5の参加メンバーにつきましては、会議の趣旨に賛同いただきました企業100社程度と支援団体15団体程度となっております。

活動内容につきましては、この会議は、参加企業同士が情報交換や意見交換を行いながら、女性活躍に関する課題の抽出や整理を行い、その課題解決に向けたセミナーや研修会等の取り組みを実施することにより、企業において、女性が妊娠、出産、育児、介護等で退職することなく働き続けることができ、能力開発や管理職登用など、女性が能力を発揮できる環境整備を図っていこうというものであります。

設立までの経緯といたしましては、ことしの3月17日に、当会議の発起会を立ち上げまして、意見交換会やセミナー等を開催しながら、10月19日の当会議の設立に向けて、できるだけ多くの

企業に御参加いただけるよう、呼びかけを行っております。

説明は以上です。

○神菊文化文教課長 当課からは2件、御報告をさせていただきます。

常任委員会資料の44ページをお開きください。

宮崎県教育、学術、文化及びスポーツの振興に関する施策の大綱の策定についてでございます。

なお、去る5月の本常任委員会におきまして、会議の設置及び大綱の骨子を説明させていただきましたが、今般、大綱を策定いたしましたので、御報告するものでございます。

まず、策定の趣旨につきましては、平成27年4月の法律改正によりまして、知事が国の教育振興基本計画を参酌するとともに、地域の実情に応じて教育等に関する施策の大綱を策定することとされ、さらに、策定に際しては、知事と教育委員会で構成される総合教育会議において協議することとされたところであります。

また、大綱は、教育等に関する目標や施策の根本となる方針を定めるものでありますので、県総合計画を踏まえて策定したところでございます。

次に、大綱の概要につきまして御説明いたします。

本県の教育行政を総合的に推進するため、記載のとおり、2つの目指す将来像と、それぞれに3つの基本方針、計6つを定めております。

内容につきましては、別添の冊子資料4、宮崎県教育、学術、文化及びスポーツの振興に関する施策の大綱で、その概要を説明させていただきたいと存じます。

まず、1ページは、「初めに」としまして、知事の教育に対する思いを記載しているところで

ございます。

2ページをお開きください。

「策定にあたって」であります。策定の趣旨につきましても、先ほど御説明したとおりでありますので、省略させていただきます。

大綱の期間は、平成27年度から4年間であります。

また、施策推進に際しては、教育等の振興を地域社会の重要な基盤の一つと位置づけ、地域の活力ときずなの維持・充実を図るため、「対話と協働」を基軸とし、市町村と協力して県民の主体的な取り組みを求めるとともに、学校、地域、企業等の多様な主体間の連携を進めていくことと、現場主義を徹底することを基本姿勢としております。

なお、大綱は、必要に応じて見直しを行うこととしております。

次に、3ページをごらんください。

目指す将来像及び基本方針であります。

まず、目指す将来像1は、未来を担う人材が育ち、人が躍動する社会であります。

本格的な少子高齢・人口減少社会を迎え、産業人材や地域人材の不足を初め、広く日本や世界で活躍できる人材の育成も求められている中で、希望と活力のある本県の未来の基盤づくりとして、将来世代の人財づくりを促進するとともに、産業振興や地域活性化を図るため、県民一人一人が人財として、それぞれの能力を発揮し、宮崎、日本、世界のさまざまな場所・分野で活躍していける社会づくりに取り組むこととしております。

基本方針につきましては、記載のとおり、将来世代の育成・促進、産業人財・地域人財の育成・促進、誰もが生涯学び続けられる環境づくりに取り組むこととしております。

4ページをお開きください。

次に、目指す将来像2の、心豊かに、文化・スポーツに親しむ社会であります。

現代社会においては、人々の価値観や幸福感が、物の豊かさを重視する方向に変化しつつある中で、本県には、多くの有形・無形の地域資源があり、経済的な豊かさとお金にはかえられない価値が調和した「新しいゆたかさ」を実現できる大きな可能性があると考えられることを踏まえ、県民がさまざまな文化やスポーツに親しむ環境の充実を図ることにより、多様な「ゆたかさ」が調和した心豊かに暮らせる社会づくりに取り組むこととしております。

基本方針につきましては、記載のとおり、文化に触れる機会の充実、スポーツに触れる機会の充実、地域への誇りや愛着（郷土愛）の醸成に取り組むこととしております。

以上が、目指す将来像及び基本方針でございます。

5ページをごらんください。

ただいま御説明した2つの目指す将来像実現のために、基本方針に関する施策展開の方向性でございますが、その概要を説明させていただきますと存じます。

まず、目指す将来像1に関してでございます。

将来世代の育成促進の施策展開の方向性であります。学校、家庭、地域等が一体となって取り組む県民総ぐるみによる教育の一層の充実を図ることで、親子や地域のきずなを深め、家庭と地域の教育力向上に取り組むとともに、いじめ等の諸問題への対応力強化に努めることとしております。

また、6ページでございますが、子供たちが将来に向かって夢や目標を描き、たくましく生き抜いていけるよう、教員の指導力向上や体験

活動等の多様な学習方法の充実に努め、みやざき弁当の日を初めとする食育の推進、日本一の読書県に向けての取り組み、さらに郷土の偉人や文化財など、地域の多様な教育資源を活用することで、地域の課題解決等に取り組む意識・態度の育成、また、イノベーションに貢献できる人材の育成等を図るため、科学技術教育等の充実に取り組むこととしております。

次に、7ページになりますが、産業人財・地域人財の育成促進につきましては、学校と産業界、地域等が連携を強化して、インターンシップや職場体験等の充実に努める仕組み(宮崎版デュアルシステム)づくりに努めるなど、キャリア教育、職業教育の充実・強化に取り組むこととしております。

また、産学官金連携による分野の枠を超えた総合的な産業人財育成システム、みやざきビジネスアカデミーの構築により、中核人財の育成や情報通信技術等の、特に人材不足が懸念される分野の人材育成・確保に取り組むこととしております。

次に、8ページになりますが、誰もが生涯学び続けられる環境づくりにつきましては、県民の多様な学習ニーズに対応した学習機会の提供に向けて、生涯学習推進体制の充実や女性や高齢者、障がい者等の活躍促進を図るため、固定的な意識の解消等に向けた広報・啓発活動を推進するとともに、労働・社会参加を促進するための情報提供の充実等に取り組むこととしております。

9ページをごらんください。

目指す将来像2の施策展開の方向性についてであります。

文化に触れる機会の充実ににつきましては、県民がさまざまな文化に親しむことができるよう、

公演や巡回展等、多様な鑑賞機会を提供するとともに、県民の創作活動への支援、文化施設の機能充実等により、多彩な文化活動を支える環境づくりに取り組むこととしております。

また、本県の豊かな自然や歴史など、特色ある文化資源を生かした地域づくりへの取り組み支援や、本県ならではの古事記や日本書紀にまつわる多様な文化資源の磨き上げ等により、オリンピック・パラリンピック東京大会の文化プログラムの展開や国民文化祭の本県開催を見据え、本県のすぐれた文化資源の国内外へのアピールなどを推進することとしております。

次に、10ページになりますが、スポーツに触れる機会の充実ににつきましては、1130県民運動の展開など、多くの県民がスポーツに親しみ、参加できる環境づくりを推進することとしております。

また、ジュニア期から一貫した選手の育成強化、人財を育成する指導者の確保・育成や、医・科学的なサポート体制の充実等に取り組むとともに、2順目の国民体育大会・全国障害者スポーツ大会の開催に向けた協議環境等の整備について、長期的かつ多様な視点から検討を行うこととしております。

次に、地域への誇りや愛着、郷土愛の醸成につきましては、11ページになりますが、地域を理解し、郷土への誇りと愛着を高め、地域のきずなを深める取り組みとして、みやざき学の実践・充実に努めることとしております。

また、本県に残る貴重な文化資源を生かした観光振興や地域づくり、情報発信など、さまざまな分野で地域の魅力を高め、世界文化遺産やジオパーク、ユネスコエコパークなど、世界ブランドを目指す取り組みを推進していくこととしております。

以上が、各基本方針に関する施策展開の方向性でございます。

12ページをごらんください。

大綱の体系図であります。説明は省略させていただきます。

常任委員会資料の44ページにお戻りください。

下段に、策定の経緯を記載しております。

これまで、本大綱を協議する総合協議会を3回開催し、教育委員会と協議を行ったところでございます。

説明は以上でございます。

続きまして、もう1件、45ページをごらんください。

伊東マンショ肖像画所有者訪問について御説明いたします。

資料は、白黒で印刷しておりますが、資料5として肖像画のカラー写真をお配りしておりますので、あわせてごらんいただきたいと存じます。

400年以上前のものとは思えないほど保存状態は良好で、当時の面影をうかがい知ることができるものでございました。

なお、伊東マンショ肖像画につきましては、平成26年3月に発見という新聞報道等がなされたところであり、また、本委員会におきましても、補正予算の説明の際に、平成28年度に肖像画展の開催を計画していることを御説明し、そのための準備経費について御了承いただいたところでもあります。

また、本肖像画の発見の経緯等につきましては、個人で所有されていたトリブルツィオ氏が、トリブルツィオ財団に寄附する際に調査鑑定を行ったところ、肖像画の裏面に書かれてありました文字などから、伊東マンショの肖像画であることが判明したと伺っております。

なお、裏面の「豊後のフランチェスコ王」と書いてございますが、大友宗麟の洗礼名がフランシスコとされておりまして、そのイタリア語読みがフランチェスコでございます。したがいまして、その名代として行ったということとも符合すると考えております。

肖像画展の開催につきましては、これまで駐日イタリア大使館を通じてトリブルツィオ財団と協議をさせていただき、歴史的な価値があり、海外への持ち出しが厳しく制限されている中で、日伊修好通商条約150周年の記念として、また、財団の特別な御厚意により無償貸与の方向で肖像画展の協議が進んでいることから、今月1日にミラノ国際博覧会に合わせて知事、議長、ゆかりの深い西都市長などが直接訪問して協力をお願いしたところでございます。

訪問の際には、財団理事長であるトリブルツィオ氏や担当の学芸員から、裏面に書かれた文字の意味や天正遣欧使節4人のうち、その代表であった伊東マンショのみ肖像画が描かれたと考えられること、また、ベネチアを訪問した際に描かれたものであることなど、詳しく御説明いただきました。

また、肖像画の貸し出し等につきましても、理事長から快く協力するという回答をいただいたところでもあります。

なお、肖像画展の開催時期や具体的な内容等につきましては、当該財団ほか関係機関と、今後、さらに調整を進めることといたしております。

説明は以上であります。

○青出木情報政策課長 委員会資料の46ページをお開きいただけますでしょうか。

宮崎県個人番号の利用等に関する条例(仮称)の制定について御説明いたします。

この条例は、来月10月から通知が始まり、年明けの1月から利用が開始されますマイナンバー制度に対応しまして、11月議会への提案を予定しているものでございます。

まず、1の条例制定の背景についてであります。

①及び②にありますとおり、番号法により、住民票を有する全ての方に個人番号、いわゆるマイナンバーの付番が行われることとなります。

その個人番号を利用することで、国や県、市町村など、複数の機関が保有している個人情報と正確に連携させることができるようになり、税や福祉の手続に必要な住民票や所得証明書等の添付書類を省略し、県民の利便性、行政事務の効率化が可能となります。

次に、2の条例制定の必要性でございます。

①にありますとおり、県と県以外の機関との情報連携は、番号法に基づきまして情報提供ネットワークシステム、これは、総務省が設置するものでございますけれども、この仕組みを介して行うことができますが、県の内部におきまして、個人番号を利用して情報の連携を行うためには、番号法の規定により条例を定める必要がございます。法律の規定でございますので、全国どの地方公共団体も同じような条例を定めることとなります。

また、②にありますように、個人番号は、番号法で規定されている事務以外でも、条例に規定すれば、地方公共団体の独自利用事務として利用が認められることとなっております。

ただし、その場合でも、法律で規定されている社会保障、税、災害対策という3分野に限定されているところでございます。

以上のことから、③にございますように、県の内部でも個人番号を利用した効率的な情報連

携を可能とするために、今回、条例名は仮称でございましてけれども、宮崎県個人番号の利用等に関する条例を制定予定としているところでございます。

ただいま御説明しました内容を図示いたしましたのが、46ページ、一番下のイメージ図でございます。左側に宮崎県を、中央に総務省の設置します情報提供ネットワークシステムを、そして、右側に国や他の都道府県・市町村等を示しております。

この図の一番下の部分に破線を引いたところでございますけれども、左側にあります県の内部における情報のやりとりを今回の条例により実現いたしまして、国等との情報連携は、右側の番号法で実現するというイメージになっているところでございます。

次に、47ページをごらんください。

3の条例の骨子(案)についてでございます。

今回の条例は、基本的に番号法を踏襲する形で条文を規定する必要があるため、国から示されたひな形をそのまま利用する予定としております。

(1)の趣旨から(2)の用語の定義、以下、県の責務、個人番号の利用範囲、特定個人情報の提供、施行日までを条文として規定する予定としているところでございますが、特に(4)の個人番号の利用範囲におきまして、番号法に掲げられた事務の範囲内で県が利用できる事務を規定することになります。

具体的には、県営住宅の家賃の決定ですとか、地方税の減免などの事務の際に個人番号を利用するという事で、そのような事務が対象となってまいります。

また、(5)の特定個人情報の提供におきましては、県の機関間、知事部局と教育委員会の間

の情報の連携も条例で規定しなさいと法律で定められておりますので、その部分をここで規定することとしております。

施行日につきましては、番号法の附則に規定されておりますマイナンバー利用開始日であり、平成28年1月1日を予定しております。

最後に、4の今後のスケジュールでございますが、9月にパブリックコメント、10月に国との協議・調整を行った上で、11月の定例県議会に条例案を提案させていただきたいと考えているところでございます。

情報政策課の説明は以上でございます。

**○清山委員長** 執行部の説明が終了しました。その他報告事項について質疑はございませんか。

**○丸山委員** 政策評価のことについて、何点か。地方創生に向かって特に重要である脱少子化について、なかなか成果がないということで、どうやって今後乗り越えていくのか。地方創生も、人口ビジョンが非常に、厳しい大きな問題で、かつ後の26ページに出てる中山間地域の活性化も含めて、地方創生の人口ビジョンに大きく影響していくと思ってるんですが、その辺をどうやって今後生かしていくのか——それを反映されたのが、今回の地方創生のまち・ひと・しごとのビジョンの中に反映されていると思ってるんですが、なかなかこれ……。実際、本当はこれまで5年間なり4年間やってみて、非常に厳しいというのが出てきている証拠じゃないのかなと思ってるんです。本当にこの地方創生というのは名前だけで、言葉だけで、実際は非常に厳しいものではないのかなと思っていまして、今後、どうやって取り組んでいこうというのが、特効薬がないのが実際ではないのかなと思ってきました。宮崎県としては出生率は高いというだけが言われてるけれども、実際は本当に厳しい

のは人口ビジョンではないのかなと思ってるもんですから。今回も多分BとかDとか、そういう厳しい……。特効薬がない状況で、今後の取り組みをどう総合政策課として考えてらっしゃるのかを改めてお伺いしたいと思っております。

**○井手総合政策課長** 人口減少に対する対策、これは、前回の総合計画でも大きな課題として、脱少子化、若者活躍のプログラムというような形でも定めてきたところでございます。

委員がおっしゃるとおり、この課題は、もう随分昔から取り組んでる話、少子化対策という形でも取り組んできたことですし、本県に働く場、雇用の場を創出しようというの、長年取り組んできたことであります。なかなか一朝一夕に片づく問題ではないとは認識しております。

今般の総合計画、そして、総合戦略において重要視してるのは、やはり改めて仕事を起こすところの重要性、そして、所得の向上。これは、都市部も中山間地も含めて、所得の向上につながるような経済活性化策を打っていかねばならないと改めて定義して、そこに向けて今まで進めてきたフードビジネスでありますとか、メディカルバレーの取り組みあたりをさらに加速させていく。

もう一点としましては、そうやって稼いだ外貨をいかに地域内で回すかという、地産・地消も含めて、地域経済の循環というものに力を入れて、経済的な豊かさから派生する子育て環境につなげていこうと考えております。

効果が出るように、新しい施策なり他県の例等を参考にしながら考えてまいりたいと考えております。

**○丸山委員** 今言われた所得の向上の中で、なかなか仕事をつくるということで厳しいのかも

しれませんけれども、特に誘致企業に関しては、やはりしっかりと賃金を出していただかないと、なかなか離職率も高かったりとか、誘致企業とすると、宮崎県は賃金が安いから来たいというだけではなくて、しっかりと人材づくりも含めて、ある程度の給料を出していただくような形を——安倍総理は企業に対して給与をアップしてくださいということによって、どうにか少しずつ大企業については上げつつあるんですが、そういうことも含めて賃金を上げるということをしていかない限りには、なかなか所得の向上にはつながっていかなくて、宮崎は下から2番目、3番目に低い所得率であります。それを超えるためには、打破するためには、企業に対しても何らかの……。上げてくださってなかなか難しいかもしれませんが、そういう働きかけというのが、目標を少しでも上げるような働きかけといいますか、そういう声を、最低、誘致企業に関しては、何か県のほうでできないのかなと思って。それは、このプランに、イコールじゃないかと思ってるので、そういうことも含めて今後取り組んでいただくことをお願いしたいと思います。

**○茂総合政策部長** おっしゃるとおりだと思います。これについては、先ほどから出てますけれども、やっぱり若い世代の方の所得がふえていかないと、人口増加にもつながっていかないだろうという認識は持っております。

これは先ほどから出てましたけれども、やっぱり子育てにお金がかかる。特に、大学までやるとなると相当なお金がかかると。それに住宅ローンも抱えつつ、一生懸命教育資金もという話ですから、非常に苦しんでらっしゃる県民の方が多いと私は思っております。

そういう意味で、この前、商工観光労働部長

も本会議で答弁してましたけれども、やはり企業の理解も得ていかないといけないということで、いろんな形で、経営者も入ったような会議もやっていきたいと、年内にやりたいと言っていましたので、私たちとしても商工観光労働部と連携をしながら、そのあたりは取り組んでいきたいと思っております。

それとあわせて、合計特殊出生率については、平成25年度は1.72で、26年度が1.69ということで、0.03下がったわけです。これまでは、少しずつですけども右肩上がりだったんですけども、ちょっと足踏みしてるという状況の中で、これから数年というのは非常に大事だと思っております。

合計特殊出生率については、昔から、子供を産んで育てるのは、個人の自由なので、設定すること自体がどうかという議論も随分あったんですけども、私たちは、この2.07という数字は非常に高いハードルだと思っておりますけれども、この高いところに向かって一生懸命、全庁的に取り組んでいかないといけないと思っております。

これは、本県だけじゃなくて、都市部を含めて全国的な課題ということで、今、各県それから市町村を含めて一生懸命、地方創生というかけ声のもとに取り組んでいるんだと思っております。

これは、もう昔から言われてましたけれども、東京一極集中の是正とか、なかなかそれが進んできてないんで、これが、もしかしたら最後かもしれない機会だと思っておりますので、一生懸命やっていかないといけないと思っております。

以上です。

**○丸山委員** ぜひよろしくお願ひいたします。

長距離フェリーの利用促進のことについて伺いたいんですが、27ページの真ん中あたりに、隣県の港との競争激化が予測されますとい

うことが書いてあって、高速がつながることは非常によかったんですが、大分なりに逃げてしまうという話もよく想定されると。開通して、無料区間が60キロか70キロぐらいありますので、かなり大分県のほうとか、逆に大分県から来る可能性もあると思ってるんですけども、現状をどのように認識されてるんでしょうか。

○野口総合交通課長 現時点で具体的なデータは持ち合わせておりませんが、ただ、7月に物流の関係者が集まりまして、勉強会等も開催をしたんですけども、その中で、お話がありました大分との高速、便利がよくなりましたので、特にあちらの港を使ってくるケースもふえてくるであろうと、そういうお話は出ております。

ただ、先ほど申し上げましたとおり、数字は持っておりませんが、そういった勉強会もまた定期的に関心したいと思いますので、そういったところで把握をして、しっかり協議をしてまいりたいと思っております。

○丸山委員 恐らくフェリー会社であれば、搭乗率がどれだけ推移したかなんてすぐわかるんじゃないのかなと思っております。それは、できるだけ早目に情報を収集していただいて、今後、どうやってしていけばいいのかとか……。

また、宮崎は、どうしても輸送農業地帯、この物流をどうしていくのが大きな壁になってきていますので、この輸送がストップしてしまうと、宮崎の場合、幾らいいものをつくっても、消費者に届けることができないというような、非常に大きなネックを持っていると思っておりますので、この辺をどうやって、今後のフェリーを活用していくのか。また、恐らくリプレイスの問題とか、いろんな問題がこの裏には入ってるんだろうなと思っておりますので、そういう

情報提供も含めてよろしくお願ひしたいと思っております。

○清山委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○清山委員長 それでは、最後に、その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○清山委員長 それでは、以上をもって総合政策部を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後3時2分休憩

---

午後3時5分再開

○清山委員長 委員会を再開いたします。

皆様にお伺ひいたします。本日の審査内容を踏まえ、何か御意見あればお願いいたします。

○来住委員 渡辺議員の本会議における質問に対する……。本当は知事に来てほしかったんですけども、知事に聞きたいわけです。つまり、坂口委員がおっしゃるとおり、500万円組むのに、やってもやらんでもいいというようなものから組むというのは、それはもう本来あり得ないことで。ただ、現実に、本会議における知事の、渡辺議員は本気でやるのかというような意味の詰め方をしたんじゃないかなと、あのときには思ったんですが、しかし、それに対して知事は、本気だよという意味の答弁だったように、僕はそう受け取ったんですけども、あれはどうだったんですか。

〔発言する者あり〕

○清山委員長 ここで、暫時休憩いたします。

午後3時5分休憩

---

午後3時15分再開

平成27年9月17日(木)

○清山委員長 委員会を再開いたします。

それでは、あすは総務部の審査、10時の開会  
といたします。

その他、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○清山委員長 それでは、以上をもちまして、  
本日の委員会を終わります。

午後3時15分散会

平成27年 9 月 18 日 (金曜日)

午前 9 時 58 分再開

出席委員 (8 人)

委員 長	清 山 知 憲
副 委 員 長	島 田 俊 光
委 員	坂 口 博 美
委 員	星 原 透
委 員	丸 山 裕 次 郎
委 員	満 行 潤 一
委 員	新 見 昌 安
委 員	来 住 一 人

欠席委員 (なし)

委員外委員 (なし)

説明のため出席した者

総務部

総 務 部 長	成 合 修
危機管理統括監	金 丸 政 保
総 務 部 次 長 (総務・職員担当)	柳 田 俊 治
総 務 部 次 長 (財務・市町村担当)	田 中 保 通
危機管理局長 兼危機管理課長	郡 司 宗 則
部参事兼総務課長	菓子野 信 男
防災拠点庁舎整備室長	丸 田 勉
部参事兼人事課長	片 寄 元 道
行政経営課長	吉 村 久 人
財 政 課 長	阪 本 典 弘
税 務 課 長	高 林 宏 一
部参事兼市町村課長	平 原 利 明
総務事務センター課長	中 原 順 一
消 防 保 安 課 長	都 原 誠 一

事務局職員出席者

議 事 課 主 幹	鬼 川 真 治
総 務 課 主 任 主 事	日 高 真 吾

○清山委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案等について、部長の概要説明を求めます。

○成合総務部長 おはようございます。総務部でございます。

説明に入ります前に、委員の皆様には津波に関する報告と総合防災訓練に係るお礼を申し上げます。

まず、津波に関する報告でございますが、昨日17日の午前7時54分に発生いたしましたチリ中部沖地震に伴い、本日午前3時に気象庁から津波注意報が発令されました。本県では、到達予想時刻午前7時、最大津波高1メートルとの津波注意報でありましたが、これまでのところ、本県では潮位の変化は観測されておりません。

なお、安全が確保されるまで海岸に近づかないよう引き続き県民に呼びかけるなど、津波注意報が解除されるまで、現在の警戒態勢を継続することとしております。

次に、8月30日日曜日に実施いたしました総合防災訓練につきまして、都城市、日南市、串間市において、121に及ぶ多くの関係機関及び住民の皆様など、約3,000名の方々に参加いただきまして、無事に終えることができました。議長を初め、委員の皆様方には、御多忙にかかわらず、御視察をいただきましてありがとうございました。

それでは、本日御審議いただきます議案等につきまして、お手元に配付いたしております総

務政策常任委員会資料によりまして御説明いたします。

資料の1ページをお開きください。平成27年度9月補正予算案の概要(議案第1号)についてであります。

今議会に提出しております予算案は、国庫補助決定に伴うもの、その他必要とする経費について措置するものであります。

補正額は、一般会計で69億8,999万円の増額であります。この結果、一般会計の予算の規模は、9月補正後で7,048億4,199万円となります。この補正による一般会計の歳入財源でございますが、国庫支出金が5億8,304万8,000円、財産収入が32万7,000円、寄附金が4,000万円、繰入金が5億590万9,000円、繰越金が58億6,070万6,000円であります。

次に、2ページをお開きください。一般会計歳出の款ごとの内訳でございます。

主なものを申し上げますと、一番上の総務費でございますが、平成26年度、昨年度の一般会計決算に伴う繰越金の一部について、地方財政法の規定により基金へ積み立てますとともに、東九州新幹線の整備に向け、東九州新幹線鉄道建設促進期成会が実施いたします調査に係る負担金や、日本創生のための将来世代応援知事同盟による首都圏での移住フェア開催経費の負担金を計上するものであります。

1つ飛びまして、衛生費は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、国の交付金及び県費を地域医療介護総合確保基金に積み増すとともに、同基金を活用し、介護人材の確保・定着を図る事業などがございます。

次の農林水産業費は、本県産農産物の信頼性・競争力確保のため、先進技術を生かした残留

農薬等の分析・研究を行う新たな拠点の整備、さらに農業人材の確保・育成のため、県立農業大学校を農業総合研修拠点として整備いたしまして、新技術の研修や新技術を活用した農業実践の支援を行うものであります。

次に、5ページをお開きください。総務部における平成27年度9月補正の課別の集計表であります。

今回お願いしておりますのは、総務部の補正額は一般会計のみで、58億3,659万7,000円の増額をお願いするものであります。この結果、総務部の一般会計と特別会計を合わせた9月補正後の予算額ですが、一番下の段、右から3列目でございます4,746億2,306万6,000円となります。

予算議案については以上でございます。

次に、特別議案について御説明いたします。

次の6ページをお開きください。議案第3号「宮崎県税条例の一部を改正する条例」についてであります。

これは、法人県民税の法人税割における超過税率の適用期限を延長するため、関係規定の改正を行うものであります。

次に、7ページをごらんください。議案第4号「職員の退職手当に関する条例及び職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

これは、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、引用する条文の改正を行うものであります。

次に、8ページをお開きください。議案第5号「宮崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例」についてであります。

これは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定に伴いまして、いわゆるマイナンバー制ですが、県が保有する特定個人情報の利用及び提供の制限等に関する規定の改正を行うものであります。

次に、10ページをお開きください。議案第6号「宮崎県防災対策推進条例の一部を改正する条例」についてであります。

これは、災害対策基本法の改正に伴い、用語の変更など、関係規定の改正を行うものであります。

特別議案は、以上の4件であります。

最後に、その他の報告についてであります。資料の11ページをごらんください。本日御報告いたしますのは、ここに記載の宮崎県森林環境税条例の施行状況及び今後の方針等についてなど、3件についてであります。

それぞれの詳細につきましては、危機管理局长、担当課長から御説明させますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

**○清山委員長** 次に、議案等についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が終了した後をお願いいたします。

**○阪本財政課長** それでは、議案第1号、一般会計補正予算のうち、歳入予算について御説明いたします。

常任委員会資料の3ページをお開きください。ここに、太線で囲んでおります今回9月補正額、中身につきましては、先ほど総務部長が御説明申し上げたとおりでございます。

中身について御説明いたします。4ページを

お開きください。歳入科目別の概要でございます。

1番目が、まず財産収入、これは福祉保健部の地域医療介護総合確保基金へ積み立てます。これにつきましては、年度末までの運用利子32万7,000円を計上しております。

2番目の寄附金でございます。これは、いわゆるふるさと宮崎応援寄附金。これにつきましては、かなり前年度よりも好調でございまして、当初で3,000万円を予定しておりましたが、既に9月17日現在申し込みで3,800万を超えております。一応、年度末までに7,000万円を見込んでおりまして、その差額4,000万円を今回増額補正するものでございます。

繰入金につきましては、丸で囲っております4つの基金につきまして、それぞれ基金からの取り崩し5億500万円余を計上しております。

繰越金につきましては、平成26年度の決算に伴います剰余金、58億6,000万円余りを繰越金として計上しております。

国庫支出金につきまして、1つ目の二重丸、国庫負担金につきまして、これは減額となっておりますが、これは福祉保健部の、当初、国庫支出金を予定しておりました事業が、「地域医療介護総合確保基金事業」ということに振りかわりましたので、その分の国庫負担金が減額となっております。

国庫補助金につきましてはごらんとおりでございますが、1つ目が、地域住民生活等緊急支援交付金、これはいわゆる地方創生交付金の追加分、上乘せ分でございます。昨年度、平成26年度、国の補正によりまして、1,700億円が計上されました。そのうち1,400億円が、既に昨年度2月補正で、本県についても計上しており

ましたが、残りの300億円について、今回追加で上乗せ交付されるということで、大体1県当たり3億円から5億円の配分予定でございます。その本県分3億9,000万円余を計上しております。

なお、この交付金につきましては、実はまだ正式な内示が来ておりません。10月末に内示するというようになっておりますが、今回計上させていただいております事業について、内示後となりますと11月補正となってしまいますけれども、それですと事業の執行ができませんので、今回9月に要望しております事業につきまして計上させていただいているところでございます。

1つ飛びまして、衛生費のところでございますが、医療介護提供体制改革推進交付金、これは地域医療介護総合確保基金への、いわゆる消費税を原資とする社会保障充実分でございます。国が3分の2、県が3分の1を出し合います。この基金をつくる、その国の3分の2分、1億5,000万円余でございます。

委託金につきましては、総務費委託金、これは新たな広域連携促進事業ということで、これは総務省の所管の事業でございます。これは、水土里ネットの統合等を行う事業でございます。これで790万円余。

それから、商工費につきましては、地域活性化支援事業委託金としまして、これは内閣府の事業でございます。今回、本県ではプロフェッショナル人材の戦略拠点を整備する事業としまして、2,800万円を計上しているところでございます。

歳入予算につきましては以上でございます。

続きまして、財政課所管の予算について御説

明いたします。

歳出予算説明資料の17ページでございます。

財政課の一般会計補正額58億3,659万7,000円でございます。

19ページをごらんください。この全額が、この表の一番下、県債管理基金積立金でございます。決算剰余金、先ほど申し上げました繰越金でございますが、58億6,000万円余ございました。この中から、今回の補正に使用いたします一般財源2,400万円余、これを差し引きました、この58億3,659万7,000円を県債管理基金に積み立てるものでございます。

私からの説明は以上でございます。

**○菓子野総務課長** 議案第5号「宮崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。

委員会資料の8ページをごらんいただきたいと思っております。

まず、1の改正の理由でございます。いわゆる番号法の制定に伴いまして、県の保有する特定個人情報、これは個人番号をその内容に含む個人情報と定義したものでございますけど、その利用及び提供の制限等に関する規定の改正を行いまして、特定個人情報の保護を図るものでございます。

2の改正内容であります。

(1)の利用及び提供の制限に関する規定の改正では、特定個人情報の目的外利用や提供に関し、通常個人情報と比べ、より厳格に取り扱うための改正を行うものでございます。

(2)の任意代理人による開示請求、訂正請求及び利用停止請求に関する規定の改正でございますけど、通常個人情報本人またはその法定代理人だけが開示、訂正、利用停止の請求

ができることとなっておりますが、特定個人情報については、その重要性に鑑み、その権限を任意代理人にも認め、特定個人情報の法的保護を図るものでございます。

(3)の宮崎県個人情報保護審議会の事務に、特定個人情報保護評価の事務を追加すること等について、所要の改正を行うものでございます。

3の施行期日でございます。一部規定を除きまして、番号法による番号利用が可能となる平成28年1月1日を予定しているところでございます。

9ページをごらんいただきたいと思えます。番号法と個人情報保護の関係を図示したものでございます。

参考1をごらんください。特定個人情報は、番号法によりまして、個人番号を含む個人情報と定義されておりますが、個人情報の一部でもありますので、個人情報保護制度の対象となります。

参考2をごらんください。その特定個人情報の保護についてであります。特定個人情報は、個人情報保護制度の中でも特別の保護を行います。番号法は、国民一人一人に個人番号を付することによりまして、行政事務の処理に関する情報システムのネットワーク化を可能といたしまして、行政運営の効率化と国民の利便性向上を図るものですが、一方で、個人のプライバシー保護の観点から、個人情報保護制度の充実を図る必要があるとされ、地方公共団体に対しても必要な措置を講じるよう要請があるところでございます。

番号法自体は、その個人番号を利用できる範囲を、社会保障、税、防災に関する事務に限定しております。また、その具体的な事務も、総

計98事務に限定し、法定しているところでございます。また、特定個人情報を利用して処理した情報を他の行政機関へ提供する場合も、番号法に法定された場合のみ可能としております。このような取り組みは、一般の個人情報の保護水準よりも厳格なものとなっているため、その整合性を図る必要から、国では行政機関個人情報保護法の一部を改正しておりまして、本県でも国に準じて条例の一部改正を行うものでございます。

網囲いをごらんください。

今回の条例改正では、番号法と同様に、個人番号を付した個人情報を特定個人情報と定義して、個人情報保護制度の下で特別の保護を図ります。特定個人情報を行政内部で利用する場合ですけれども、通常の個人情報の場合、同一執行機関内であれば、その利用に規制はありませんけれども、特定個人情報の場合は番号法で定める範囲とし、その目的外利用を原則として禁止いたします。また、特定個人情報の提供につきましても、通常の個人情報は相当の理由があれば他の執行機関等に提供することができますが、特定個人情報の場合は、番号法で定める場合に限ることとします。

なお、特定個人情報は個人情報の一部ですから、条例に基づき、本人及び法定代理人から県の各執行機関に対し、開示、訂正、利用停止請求が当然にできるところでございますけれども、特定個人情報については、この請求権者を任意代理人まで拡充します。これによりまして、行政書士や税理士等の専門家への委任も可能となり、誤った情報の流通や目的外利用の是正など、より特定個人情報の適正な利用を図ることができることとなります。

説明は以上でございます。

○片寄人事課長 それでは、議案の内容につきまして、お手元の常任委員会資料で御説明いたします。

7ページをお願いいたします。議案第4号「職員の退職手当に関する条例及び職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

まず、1の改正の理由についてでございますが、本年10月から、公務員が共済年金から厚生年金に加入することなどを目的として、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律が施行されることに伴い、職員の退職手当に関する条例及び職員の再任用に関する条例について、引用する条文の改正を行うものであります。

次に、2の改正の内容についてであります。

まず、(1)の職員の退職手当に関する条例につきましては、障害等級に関する規定が地方公務員等共済組合法から削除されるため、障がい理由とした退職者に関し、条例で引用しているこの規定を同様の趣旨である厚生年金保険法の規定に改めるものであります。

次に、(2)の職員の再任用に関する条例につきましては、一般職員よりおくれ年金の満額支給年齢が引き上げられる警察職員等に関する規定が、地方公務員等共済組合法から削除されまして、厚生年金保険法に追加されるため、再任用年齢の上限の引き上げに関しまして、条例で引用しているこれらの職員の規定を厚生年金保険法の規定に改めるものであります。

最後に、3の施行期日についてでございますが、公布の日から施行することといたしております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○高林税務課長 議案第3号について御説明いたします。

委員会資料6ページをごらんください。宮崎県税条例の一部を改正する条例でございます。

1、改正の理由ですが、法人県民税法人税割につきましては、国税の法人税額を課税標準として課税されるものですが、税率につきましては、地方税法の規定に基づき、財政上その他の必要がある場合につきましては、標準税率である3.2%を超える税率で課税することができることとなっております。

本県におきましては、昭和51年より超過税率を実施しておりますが、現在の適用期限は平成28年1月31日に終了する事業年度分までとなっております。今後も、社会保障関係費や公共施設等の老朽化対策に要する経費の財政需要が見込まれるとともに、引き続き厳しい財政状況が予想されますことから、適用期限を延長させていただきたいと考えております。

2、改正の内容でございますが、適用期限を5年間延長するため、宮崎県税条例附則第6条で規定しております税率の特例の期限を、平成28年1月31日までの間に終了する事業年度分から、平成33年1月31日までの間に終了する事業年度分へと改正することとしております。

3、施行期日でございますが、現在の適用期限が終了する平成28年1月31日の翌日でございます平成28年2月1日から施行することとしております。

なお、この超過税率につきましては、標準税率3.2%に0.8%上乗せした4%としております。中小企業等に対する軽減措置といたしまし

ては、資本金等が1億円以下で、かつ法人税額が1,000万円以下の法人につきましては、超過税率を適用しない標準税率の3.2%で課税することとしております。また、全国的には、静岡県を除く全都道府県で超過税率を実施しております。東京都及び大阪府が制限いっぱい4.2%、それ以外の道府県につきましては、本県同様4%の税率としております。

説明は以上でございます。

**○郡司危機管理局长** 委員会資料の10ページをお開きください。議案第6号「宮崎県防災対策推進条例の一部を改正する条例」について御説明をさせていただきます。

この条例につきましては、議員発議条例として、平成18年9月に制定されたものでございます。

まず、1、改正の理由でございますが、災害対策基本法の一部改正に伴いまして、高齢者、障がい者等の災害時に特に配慮を要する者の用語の変更など、関係条項の改正を行うものでございます。

続きまして、2の改正の内容でございます。

まず(1)でございますが、これまで高齢者や障がい者などについて使われてきました「災害時要援護者」の用語につきましては、法的定義がなかったところでございますが、平成25年の災害対策基本法の一部改正によりまして、高齢者、障がい者、乳幼児その他特に配慮を要する者について、「要配慮者」として規定されたことから、用語の変更を行うものでございます。

次に、(2)でございます。「障がい者」の「がい」の表記につきまして、本県では現在、原則として平仮名を用いることとしておりますことから、変更を行うものでございます。

次に、(3)でございます。災害救助法の一部改正により、応急仮設住宅を規定する条項が変更になりましたことから、条例におきましても変更を行うものでございます。

最後の(4)でございますが、その他所要の文言の整理を行うものでございます。

3、施行期日でございますが、公布の日を予定しております。

説明は以上でございます。

**○清山委員長** 執行部の説明が終了しました。まず、議案についての質疑はございませんか。

**○来住委員** 寄附金、いわゆるふるさと納税について、もう少し教えてほしいと思うんですが、新たに4,000万円を補正をされるんですけど、当初予算では3,000万円って言われたと思うんですが、具体的に、きのうの段階っていうんじゃないかと、平成27年度、約3,000万円って言われてましたけど、これまでに何人の方々に御協力いただいているのか。去年の分もあれば、補正して報告していただければありがたいと思いますけど。

**○阪本財政課長** ふるさと宮崎応援寄附金についてでございますが、昨日時点で、数字が2つございまして、いわゆる申し込みベース、これはインターネットですとかお電話なんかで申し込みいただいておりますのが627件、金額にしまして3,827万7,000円でございます。

もう一つの数字は、実際に納めていただいた額、やはりきのう時点でタイムラグがございまして545件、金額にしまして3,466万7,000円でございます。

なお、昨年度1年間では、合計で33件、320万円の実績でございます。

**○来住委員** 昨年に比べたら、ものすごい大き

く飛躍的に伸びているんですけど、理由は何でしょうか。

○**阪本財政課長** 1つは、いわゆるふるさと納税について、全国的にかなり知られてきたということもあるかと思えます。

それと、もう一つは、今年度から本県におきましても、寄附に対するお礼の品ということを新たな制度として設けました。これが原因ではないかと考えております。

○**来住委員** 最後に。金額によって違ったりするんですけど、そのお礼についての内容と実績などを教えていただきたいと思うんですが。

○**阪本財政課長** これは、オールみやざき営業課で担当しているんですけども、おおむね寄附金に対して大体3割程度の金額で、県産品、宮崎牛もそうですし、マンゴー、それからこしは新たに高額な寄附に対してはキャビアも入っております。あと焼酎。いろんな県産品をお礼の品として用意しております。

○**丸山委員** 議案第3号の県税についてお伺いしたいんですけども、標準の3.2を4.2まで引き上げることができる、本県は4%ということなんですけれども、今、地方創生の関係で、本社機能を地方に移すと、地方拠点強化税ということで税率を軽減できるというようなことがあって、それでiJAMPによりますと、石川県がそういった件で9割、3年間にわたり法人税の税率を削減するとかいう形で……。この税に関して、今回は静岡県以外は同じ形でやるということなんですけれども、九州含めて全国で引っ張り合いといいますか、東京からの本社機能の移転で、少しでも宮崎に来てほしい、各県来てほしいという競い合いが始まる可能性はないのかなということをちょっと心配してる

んですけれども、その辺のことは何らかの情報は入っていないのでしょうか。

○**高林税務課長** 今の御質問ですが、超過税率については、おおむねどの県もこういった形で継続という方向で進んでいるようでございますが、今、お話のありました本社機能を地方に移転ということにつきましては、今現在、商工からも相談が来ております。こちらのほうとしては、地域再生法におきまして、不均一課税することができるような形で、今、制度が整備されておりますので、そうなりますと、普通交付税の減収補填措置も設けられまして、あと、商工観光労働部からも、企業を誘致するために条例改正をしてほしいという旨の要請をいただいておりますので、そちらのほうと連携しながら、条例改正に向けての方向で、今、話を進めているところでございます。

○**丸山委員** 本社機能移転とかも、ほんとに人口ビジョン、きのう総合政策のほうで言われてたんですけども、非常に大きな課題の一つであろうと思っています。できれば誘致、本社機能を移転して少しでも宮崎のほうに雇用を含めてやっていただきたいんですけども、そのときに、軽減税率、そういうお願いも——条例とかもつくるのかもしれないけど、それがまた競い合いになってどうなってくるのかと非常に心配な面と、来てもらっても、ただ単に宮崎県は賃金安いから来るというだけではなくて、しっかりとした給与を出すんだよというのは、知事なり、商工サイドからもしっかり……。給与がないと、結婚適齢期になってもできないと、約300万円の給与があれば結婚もしたいとよく聞いているもんですから。軽減はするかもしれないけれども、給与に関してはしっかりと払って

いただきたいというような話は、これは知事サイドなり、また商工サイドかもしれませんが、そういうことも含めながら税制改正、条例改正については議論を進めていただくことはできないのかというのを伺いたいと思っております。

○高林税務課長 税務課といたしましては、制度のほうで、例えば地方拠点の強化・充実につきましては、今、国で出しておりますのが、事業税と不動産取得税関係の不均一課税という話が出ております。そういった税制の面を、商工サイド、県として誘致したいということであれば、そういった面で応援という形はできるんですが、先ほど言われた給与面をこうしろとかいうところについては、そこまでの縛りはなかなか難しい面があるかなと思っております。

○丸山委員 わかるんですけれども、安倍総理も大企業等に対しては給与を上げてくれというような要請もやって、今、少しずつベアアップもしておりますので、知事なりが、全ての企業ではなくて、誘致企業に対してはしっかりと給与を出していただくようなことは、何らかの知事の言葉とかでしていただくと。これは、税制面からすると非常に難しいのかもしれませんが、その辺は連携を図っていただくように、今後の企業の本社機能移転に関しては、県全体、トータルとしてやっていただくようお願いしたいと思っております。

○清山委員長 ほかにございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○清山委員長 それでは、次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○高林税務課長 宮崎県森林環境税条例の施行

状況及び今後の方針についてでございます。

委員会資料の11ページをお開きいただきたいと思えます。

宮崎県森林環境税条例の施行状況及び今後の方針等につきましては、今定例会の環境農林水産常任委員会におきまして、環境森林部より森林環境税の今後の方針等について報告がなされておりますことから、税条例を所管しております当課におきましても御報告させていただくものでございます。

1、森林環境税条例についてでございます。森林環境税は、平成18年4月から県民税均等割の超過課税という形で導入し、その後、平成22年に適用延長について検討を行い、継続しているところでございます。現在の適用期限が、個人につきましては平成27年度分まで、法人につきましては平成28年3月31日までに開始する事業年度分までとなっておりますことから、適用期限の延長について検討を行ってきたところでございます。

次に、2、環境森林部の基本的な考え方につきましては、別紙の環境農林水産常任委員会報告資料を使って説明させていただきたいと思えます。

12ページをごらんいただきたいと思えます。この報告資料によって御説明いたします。

基本的な考え方は、1の(1)にありますとおり、木材価格の低迷など、森林・林業を取り巻く環境が依然として厳しい中、災害の防止やCO<sub>2</sub>の吸収機能など、森林の公益的機能に対する期待はますます高まってきている状況にございます。

そのような中、森林環境税の導入によりまして、(2)にありますとおり、森林づくり活動

参加者数の増加など、県民意識の醸成や広葉樹の植栽等により公益機能の維持増進が図られるなど、成果が上がってきてるところでございます。

また、(3)にありますとおり、県民アンケートや地域意見交換会、外部委員からなります森林環境税活用検討委員会におきましても、継続すべきとの意見が出されております。

現在、全国35県において森林環境税を実施しておりますが、右側の13ページの下のほうにございますが、4、他県の状況にもありますとおり、高知県など、平成15年から本県に先行して導入しました8県全てが継続を決定していることなどから、本県におきましても税制を継続することとしたいと考えております。

それでは、資料の11ページにお戻りいただきたいと思っております。

最後に、3、今後の方針等についてでございます。今定例会における報告結果を受けまして、条例改正案を次の11月定例会に上程させていただく予定にしております。

説明は以上でございます。

**○郡司危機管理局长** 危機管理局でございます。委員会資料の14ページをお開きいただきたいと思っております。宮崎県総合防災訓練について御報告をさせていただきます。

1の実施概要でございます。先月30日日曜日でございますが、都城市、日南市、串間市におきまして、南海トラフ巨大地震・津波を想定し、121の機関に参加をいただきまして訓練を実施したところでございます。

2の訓練の主な成果でございます。事前の準備から訓練の実施に至るまでの議論を通じまして、訓練参加機関との顔の見える関係が構築で

きたものと考えております。また、あわせまして、避難訓練や防災展示等を通じまして、県民の防災意識の向上を図ることができたものと考えてるところでございます。

(1)の広域的な対応につきましては、自衛隊など、広域的に参集する機関の各拠点における受け入れ体制や、物資の受け入れから被災地に輸送するまでの手続などが、関係機関相互に確認できたところでございます。また、内陸部の都城市では、避難者の受け入れなど、沿岸部の自治体を支援する訓練も実施したところでございまして、自治体間の支援、受援につきまして一歩前進したものと考えております。

(2)の災害現場での救助・医療活動等につきましては、救助活動と災害時医療活動との連携あるいは重篤な患者を内陸部に搬送する一連の流れが、関係機関相互に確認できたところでございます。

(3)の通信の確保、県と関係機関との情報伝達につきましては、本部と地方支部等と防災行政無線あるいは衛生携帯電話、NTT回線、スマートフォンなどを活用しまして、通信体制の確認を行ったところでございます。

(4)の地域防災力の向上・防災意識の啓発につきましては、避難訓練や避難所の開設・運営訓練等によりまして地域防災力の向上、あるいは防災展示によりまして県民の防災意識の啓発が図られたものと考えております。

(5)のその他につきましては、医師会、歯科医師会の協力を得まして、犠牲者を想定しました検視・検案訓練を初めて実施するなど、従来からの応急活動を中心とした訓練に加えまして、幅広い災害対応について確認を行ったところでございます。

なお、訓練状況の写真につきましては、16ページ以降に掲載をさせていただいておりますので、後ほどごらんになっていただけたらと思っております。

最後に、3の課題の検討でございます。訓練参加機関による課題の検討会を10月に実施することとしておりまして、今後の改善策等について協議を行いまして、次年度の訓練に反映させたいと考えてるところでございます。

説明は以上でございます。

**○都原消防保安課長** 消防保安課です。常任委員会資料の18ページをお開きください。宮崎大学との協定に基づいた県防災救急ヘリあおぞらによる医師現場投入活動の実施について御説明いたします。

まず、1の活動の概要であります。これまでの救助事例では、山間部などでドクターヘリが事故現場の近くに着陸できない、あるいは陸路では距離があって、現場到着まで時間がかかるような場所で重篤な傷病者が発生した場合、防災救急ヘリが救助してドクターヘリに引き継ぐというような方式で連携して対処しております。

しかし、現場で一刻も早く医師が医療措置を施す必要があるときに、医師が早急に傷病者と接触して、救命率を引き上げるためにはどうすればいいかということが大きな課題でありました。これまでもそのような事例が見受けられたところでありまして、特に、宮崎大学医学部附属病院救命救急センターの医師におかれましては、救命率向上に対する強い思いがあったと聞いております。

ここでちょっとおわびですけれども、この資料の2つ目の丸の宮崎大学「救急救命センター」

とありますが、これは逆でありまして、「救命救急センター」が正しい名称でございます。失礼いたしました。

そこで、大学と県におきまして対策を協議してまいりましたが、医師による現場での医療行為が真に必要な場合には、防災救急ヘリのホイスト装置を活用して、医師を直接現場に降下させ、早期の医療行為を行うことにより救命率の向上を図ることとしたものであります。

ホイスト装置とは、隊員を地上に下ろしたり、救助者等をつり上げる装置のことでありまして、ドクターヘリには装備されておりません。次のページの上の写真をごらんください。これは、実際に和歌山県における医師現場投入訓練を行っている状況写真であります。つり下げられてる左側の隊員が右側の医師をサポートして降下中のものを撮影しておりますが、ヘリコプターから2人をつり下げている装置がホイスト装置というものであります。

なお、医師を現場投入する場面としましては、下の写真、想定される救助事案とございますが、このような奥深い山間部におきまして起こり得る林業事故などが想定されます。

前のページに戻っていただいて、次に、2のこれまでの経緯でございます。昨年7月に、この取り組みの先進県であります和歌山県防災航空隊に対する視察や調査等を行うなどして、医師の安全対策を含めた活動の要領あるいは訓練の内容等について検討を重ねてまいりました。今後の実施について、宮崎大学との間で合意に至りましたことから、今年9月2日付で協定を締結したものであります。

最後に、3の今後のスケジュールであります。10月以降に搭乗予定の医師と県防災救急へ

リの隊員によって、先ほど写真で見ていただきました和歌山県の訓練と同じように、実際に飛行した状態で訓練を行うこととしております。ちなみに、医師は単独で降下することではなく、写真にありますように必ず隊員がサポートしますが、何分着地する場所は急な斜面とか木々の間など足場が悪いことが想定されますので、十分な訓練を積まないといけない危険があります。したがって、訓練を積んだ医師でなければ現場投入活動はできませんので、今後も十分な訓練を行っていく計画です。

なお、実働の開始は12月を予定しておりますので、実働開始後も定期的に訓練を行います。

このような防災救急ヘリから救急現場へ医師投入を制度化して実施する取り組みは、高知県や和歌山県に次いで全国で3番目でありまして、九州では初めての取り組みです。

消防保安課からは以上であります。

**○清山委員長** 執行部の説明が終了しましたが、その他報告事項について質疑はございませんか。

**○来住委員** ちなみに、ホイスト装置で訓練を受ける医師ですけど、何人を予定されるんですか。1人ということはないと思うんですけど。

**○都原消防保安課長** 宮崎大学から、一応5人の先生方に訓練していただく予定にしております。

**○来住委員** はい、ありがとうございます。

**○丸山委員** 総合防災訓練につきましてちょっとお伺いしたいんですけども、今回初めて内陸部の都城と自治体間の連携があったということで、初めてだと思っているんですけども、以前、満行議員からも質疑があったと思うんですけど、都城の場合には消防の充足率が低

くて、ほんとに自前のところが……。今回の場合には、全然都城は災害がなくてという想定ではないのかなと思うんですが、今回訓練でのことなんですが、都城の被害はどのように想定して広域連携できるとされたのかというのを、お伺いできればなと思ってるんですけども。

**○郡司危機管理局長** 都城市でも、当然、南海トラフ巨大地震の最大の被害想定は震度6強を想定しておりますので、死傷者もかなり出ますし、倒壊家屋もかなり出ます。それで、都城市のほうでは、当然、消防、救急につきましては、市内の被害に遭われた方たちの救助をするということで、今回の支援につきましては、それ以外の部分。例えば、市の職員を日南市あるいは串間市に派遣するでありますとか、市が蓄えております物資をとりあえず緊急に送るとか、あるいはボランティアに来られた方たちを都城市で一旦受けとめて、そこから日南市、串間市に派遣するでありますとか、あるいは避難者そのものの受け入れ。都城、比較的避難者の受け入れスペースといいたいまいしょうか、余力がございませんので、そこに日南、串間の避難された方たちを受け入れるとかいうような、どちらかということ、応急対応以外の部分を中心に訓練をなされております。

以上でございます。

**○丸山委員** 市役所の職員が動いたという形で、救急、消防とか関係ないということですが、自治体の職員も、かなり現場のほうに出なくちゃいけないと思ってるので、どれぐらい余裕というか、動けるという想定でやられたと思えばいいんでしょうか。

**○郡司危機管理局長** 今回は、訓練としましては、市の職員8名が、日南市、串間市へ4名ず

つヘリコプターで移動するという前提で訓練を想定したんですけれども、実際は天候の関係でヘリコプターは飛ばなくて図上訓練だったんですが。こういった訓練をやりまして、検証しまして、実際にどれぐらい市として職員等を派遣できるか、こういった検証を行うための訓練でございますので、今後、市のほうでも、そういったものを精査されていくと考えてるところでございます。

**○丸山委員** 今後、そういった訓練を続けていただくとなると、どういう職員を派遣できるのか。やっぱりある程度スキルがないと行ってもしようがないと思いますので。しかし、そういう方は逆に都城市にいてほしいというような、非常にジレンマがあるんじゃないかと思ってます。その辺のことも含めて、いろいろしっかりと防災訓練、広域的な連携って非常に今後必要だろうなど。恐らく東日本大震災でも後方で頑張っていた市があって、それを基本に動いていらっしゃると思いますが、日向灘沖でもある可能性もありますので、それを含めてしっかりと今後とも検証を含めてやっていただくことをお願いしたいと思っております。

**○清山委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○清山委員長** それでは、その他報告事項については以上でございます。

最後に、その他で何かございませんか。

**○坂口委員** この前の本会議の続きで、1つだけCLTで。僕がやった後に井上紀代子議員からまたあって、そこでの答弁でちょっと県の考え方がわからん部分があったもんですから。1つには、これは大いに期待すべきことで、当然やるべきことと思うんですけど、この防災拠点

庁舎にCLTを使うことで、CLTの広告機能がすごく期待できるっていうのが答弁の趣旨の中に一つあったと思うんです。それで、どこにその期待ができるのかなっていうのが。あの建物は、耐震じゃなくって、免震構造ってことだったですよ。制震構造でもない。免震っていうものの揺れに対するメカニズムの違いを期待されてると思うんですけど、どこにあるっていうことなんですか。

**○丸田防災拠点庁舎整備室長** 免震装置でございますけれども、通常の耐震装置よりも、揺れをかなり軽減できる装置でございます。ここに、CLT、いわゆる直交集成板を使うということになりますと、CLTは木材でありますので、通常の鉄筋コンクリートなどと比べると軽いという特性が出まして、全体の揺れを軽減。そして、CLTの場合、もう一つ、かたさが割とあるということで、その2つの観点から、耐震性能、免震効果が得られると考えております。

**○坂口委員** ちょっとわかりづらかった。メカニズムなんですけど。もし技術系がおられたら、僕に間違いがあったときは、連絡してきていただいて。免震と耐震、あるいはダンパーなんかを使う制震と決定的なメカニズム上の違いっていうのは、地盤の揺れと建物の揺れが遮断される、シールドされるっていうことです。だから、地震でがたがた下が揺れるけど、上は地震の揺れに連動しませんよ、断絶されてますよと。断絶されて、それはいろんな設計のあり方、構造上で、大体、左右の揺れが行って返ってくるまでの振幅、その周期を極力長くとりますって、設計上、場合によっては4～5秒とりますよって。その中で、30センチぐらいまでビル自体を動かしましょう。そうすると、下でがたがた揺

れて、一番怖いのがやっぱり周期の短い0.1秒とか0.2秒ぐらいのやつがダメージがすごいから、それと絶縁して、とにかくここで力を抜いて、抜いた上に振動の形を変えましょう。それによって、この建物を守りましょうっていう、画期的な設計なんですよね。それでまず遮断されるっていうことで、具体的には、例えば阪神淡路というのがありましたけど、このときにそのことの検証結果というのが一つデータとしてとられていると思うんですけど。

そこで、今言われたように、まず周期、それと地震の揺れの強さ、だから震度であらわす、感じることであらわす強さと、それから今度はデータ的な加速度、ガルというように表示されますけど、揺れのスピード、これと免震との違い、効果というのは何か持っておられますか。

○丸田防災拠点庁舎整備室長 済みません。資料を持っておりません。

○坂口委員 多分そうだろうと思うんです。僕も通告しとらんかったから。

これ、技術担当の方がいて、間違いだと言われれば、それは指摘してほしいんですけど。例えば、阪神淡路だと思えます。10階建ての免震構造の建物、このマックスというのが震度7、そのときの地震のガルは808ガルだったんです。それは部分的、一番振幅が多いときの周期、それが0.7秒。そして一番大きい振幅、揺れの強さ、加速度、これが808ガル。そのときに免震構造の上にあった建物10階建て、1階が全て天井部分までして4メートルより高く見る、あるいは3メートルで低く見るかですけど、10階あるから30メートルから40メートルです。そのときに、1階の加速度というのは、808ガルが200ガルまで落ちているんです。加速度が4分の1

ぐらいまで落ちている。ということは、808ガルで震度7ですから、大体大まかな、150の範囲内の震度ゼロから震度1、そして5弱、5強、6弱、6強、7という分類の中でいくと、5の弱ぐらいになると思うんです。これ、危機管理局も含めて、その考え方は間違いないか。大体0.7の周期の地震のときに、800ガルぐらいで震度が7、そのときの200ガルぐらいの想定震度というのは5の弱ぐらいの類に入ってくると思うんですけど、これはどんなですか。どなたかおられませんか。危機管理局も含めて。

○丸田防災拠点庁舎整備室長 済みません。手元に資料がないので、後ほど調べたいと思います。

○坂口委員 大体それぐらいになると思うんです。それが1つで、まずその揺れが、7が5の弱まで落とされた。それは、10階建ての1階部分ですよ。

もう一つは、さっき、揺れの周期を言いましたけど、今度はここで建物自体、構造物自体の揺れっていうものが、この免震装置で遮断される。遮断されるけれども、それを周期の長い揺れで、今度は免震装置自体が建物を動かし始める。そこで建物に振動が起こるけど、これは固有振動って言いますよね。建物自体が個別に持つ振動。これも、固有振動って独自の振動、周波数、周期っていうのを持ってるんですけど、それはそのビルの高さ掛ける2%なんです。3メートルの10階建て30メートルのビルで2%といたら、大体0.6秒、40メートルだったときに0.8秒。そうすると、さっき言った800ガルで、震度7の地震のとき、800ガルのときは、震度7を受けるのはちょうど周期が0.7ぐらいのときです。このとき何が起きるかというのと、下が

がたがた7の間隔で揺れ始める。ビルも独自で7で揺れ始める。音楽でもそうですけど、共鳴ってというのがあります。揺れもあって、共振ってというのがあります。それででかくなって、上のほうが揺れるんです。それを防いで倒れるのを防止しようっていうことで、免震でとって金かけてやるんです。だから、これは遮断されるから、4って変わってるから、0.7っていう周期と共振しないんです。だから、ビル独自のものです。上も下も揺れが一緒になるって、免震の特徴というのはそこにあるわけです。それに金かけてるわけです。

だから、それを言ったときに、そこに、たくさんのお金をかけた。軽くなるって言われた。強度だけ尊重すれば。説明を整理しますけど。軽くなるって言われたけど、皆さん、CLTはどんなぐあいなものを想像されてるかわからないんですけど、これは、縦横、奇数の板を張り合わせていくんです。一番こっちと一番向こうは、同じ繊維方向にするんです。だから、縦に使う、横に使う。3枚、5枚、7枚、ある程度の厚みをもたせたものを接着剤でつけていく。大体それが、最終的に、今言われる強度を期待するときは、10メートル幅ぐらいのものになってくるんです。すると、この高さが揺れるわけだから、3メートルか4メートル。重さはどんなになります。厚さは薄くても20センチ。これだけで独立させるときは、通常90センチぐらいとるんです。でも、今考えてるのは、建物に入れていこうっていう考えだから、恐らく20~30センチになると思うんです。すると、小さく見積もっても、10メートルなり5メートルをつくるのに、まず1メートルぐらいの加工をしてつくったとして、それを1メートルの3メートル

の20センチとしたとき、1つが600立米ぐらいになりますよね。600立米で、大体比重を0.5見ても、300キロです。300キロのものをはめていく。はめていって、一体的構造物にするために必要な幅をとるわけだから、例えば一体に接着剤で5枚つないでみないですか。もうそれは1トンを超す重さです。だから、そういうものすごく重いものが入る。これは強いのは当たり前です。

でも、さっき言われたように、せっかくお金をかけて、余り、がたつかんように。その中で、壁は計算上は守られてるわけです。それより強度を期待するっていうんで、耐震性も期待してるんでしょうけど、板を使うのは、一番はやっぱり中に入ってくる温度、遮温効果だと思うんです。鉄とコンクリートだけじゃ、暑くてたまらんですから。そういったのは、確かに木にしか期待できない。まず、木造で、木に期待です。それが一つでしょう。

何が言いたいかというと、そういった中で震度7の地震が起きました、これに耐えましたって、これは大きく宣伝できます。震度7の地震が来ました。5の弱のところに使われて、これはもてました。こんなほんとに宣伝効果期待できますか。それよりか、むしろ、ここらに使って、震度5の弱ってというのは、100年、500年、1000年の間に何回か経験します。そのときに、実際、そういう地震に遭いました、もちましたって言ったほうが。1000年に1回来るかかわからない地震に対してそれをはめて、そんなもの、いつ何を機会に宣伝するんですか。

そして、言いましたように、重さはものすごくあるんです。ただ、それをコンクリートと鉄筋でやれば、構造上4分の1ぐらいの重さに軽

減できます。さっき言ったように、例えば1メートル幅の3メートルの、そこにCLTをつけるとした。それは、木を使う。これで250キロぐらいでしょう。そこをやっぱりプレキャストコンクリートってコンクリート、これでやれば、大体1トンぐらいってことですよね。4分の1、1対4だから。1トンで750キロ、そこで重くなる。それが10入ったとき、7トン500重くなるんです。その分、重さがかかるから、基礎工事がちょっと要る。お金かかるけど、じゃ、何のためにこんなにお金をかけた。すごく強度を持たせる、普通の建物にかなりな金を突っ込むんですよ。何のためにそんなのやるのっていうのが一つあるんです。

もう一つは、そういった基礎にくっつけられてない、一体でないものが、その弱点は何かないのかっていったときに、一つは縦方向の揺れをどうするんだと。縦揺れですね。これは、横揺れだけを免震しても、縦は免震できてないじゃないか。バウンドじゃないか。バウンドが何につながるかという、津波で倒れるじゃないとか、そういった欠点も確かに持っているんです。だから、この建物は、ある程度重量を持たせることも必要なんです。そこらをどう検証されたのか。

それから、まず、重量を持たせるのが必要っていうのと、もう一つは何が言いたいかっていうと、そこにプレキャストで仮にCLTのかわりに張る。CLTは入ってる。劣化速度を一つ言いたいんです。一つは接合部分、これはこの際、もういいでしょう。接合部分、かたい木を使うと言ったけど、コンクリートとか鋼鉄のかたさと木のかたさっていうのは、それは、木の中でかたい構造になってるだけで、致命的に違いま

す。かたいものとやわいものがここで一体になって、それを支えるための、ビスどめか接着どめかわかんけど、普通は板と板をくっつけていく、接着剤をここまで入れて一体的構造にやるんですけど、ここに硬度とか性質の違うものがいたら、必ずここは想定外が起こります。割れたとか、ずれたとか、接着剤が均等に施工されてなかったとか、ほんとに同じ質が使われてなくて、そこにしわ寄せ。でも、これはいいでしょう。今言ったってわからんことだから。

もう一つは、木とセメントでは、劣化速度が違うってことです。コンクリートはこの前言いましたように、古代ローマとか古代エジプト、ここらで使われたセメント、コンクリートもまだ残ってる施設ってあるんです。日本でも、いろんな地震を経験しながら残ってる建物、三井物産の横浜も一緒ですけど、あるんです。だから、少なくとも100年ぐらいは近代の技術の中でもててきてるって実績がある。CLTは始まったばかりで、まず使おうとしたら1つずつ試験をして持ってこないとならんとです。劣化速度が違うとなると、これを50年、100年使ってる間に、必ず想定外、物をぶつけて傷んだとか、あるいは劣化があったとか、場合によっては火災があったとか、損傷っていう想定外が出てきます。経験しないことが。取りかえないといけないっていうことが一つは想定されてないといかん。そこらはどんなですか。取りかえは全くないっていうことを、今、それには自信持ってるんですか。

○丸田防災拠点庁舎整備室長 劣化の問題についてですけども、今、議員おっしゃいましたように、CLTにつきましては、現時点では、今回のような構造建築物で利用された実績がご

ざいませぬ。

そして、接合部分とかの問題につきましては、国においても研究段階にあると聞いております。

CLTそのものにつきましては、集成材と同等のものということで、50年以上という知見はあるようにも聞いております。我々としまして、100年の間に、仮に1回取りかえが必要と、そういうことは想定する必要があるかと思っております。

○坂口委員 あると思うんです。そして、CLTというのは、ヨーロッパでは特に、この前ミラノに行かれたけど、あそこは純木造ですけど、7階建ては幾つか持ってるんです。日本でも3階建てとかはあるし、日本のあるゼネコンでは自分ところの社宅寮も、部分、これは鉄筋づくりのCLT、これを持ってるゼネコンもいる。だから、歴史はあるんです。ただ、悲しいかな、日本じゃまだわずかな、2011年に理論が入ってきて、2012年、始まったばかりで、そのゼネコンのやつはちょっと前に独自にやってるけど。ここらは、それに向けた、CLTに係るパテントも幾つも持ってます。だから、そういうところ、実績はあるんですけども、悲しいかな、まだ1世紀という歴史は持ってない。だから、1回ぐらいは取りかえを想定せんといかんというのが、そこに一つ出てきます。

それがなくっても、この前、本会議でも言いましたけど、耐候性鋼板、これは普通の鉄に2%ぐらいの銅とか、あるいはニッケルとかチタンとかをその割合で混ぜることによって、理論上はこれがゆっくりしたさびがずっと進んでいって、一定のところまでさびが張ったら、そこでそのさびはとまって中を防護する、保護す

るっていう。だから耐候性、いろんな気候、どんな気候に遭おうとも耐えます、そういう性格を持った鋼材ですっていうことで、画期的と言われてる。塗装も要らない。雲海橋なんて、1回やれば何億もかかるけど、こんなことももう要らないっていうことで、急速にかけられたんです。宮崎でも、随分その設計はつくったと思います。

ところが、これは国交省からの情報じゃないから、僕が間違えてると思ったらまた訂正してほしいですけど、私が知ってる限りでは、沖縄県の国頭村っていうところにかかった辺野喜橋。これは、腐食がとまらずに、幅員6.5メートル、最長1スパン40メートルの橋ですけど、そこが落っこちちゃったっていうのは、多分記録にあると思うんです。これは、僕も目で確認したり、そういった役所の資料じゃないから、業界資料だから、それは確認してほしいけど、あるわけです。だから、理論というのは、わかんないんですよ。それと、自然が何が起こるか。火災だってそうなんです。火災がかかれば、一つには木材がいいんです。木材は、中がどこかで炭酸ガスが充満して酸素が遮断されると、それ以上燃えない。今度は、鉄っていうのは、500度を超したら、座屈荷重ゼロになっちゃう。だからふにやふにやと、2,000度になったら水みたいにどろどろになるから、ざっと溶けちゃう。だから、周りを何かで、防熱あるいは防火をしてあげるということは必要だけれども、木はそれだとまってしまう。でも、弱い点があるから、それをコンクリートと鉄でお互いが支え合おうっていうのがそれなんです。

さっき言ったように、免震性で欠点は、一つは浮いているから、横の力がたくさん来たとき

は倒れる可能性がありますよという、これは重量でもたせんよってということ。あるいは、外枠でもたせないよって、箱の中にすぽんと入れて、がたがた揺れる範囲でこれを支えないよってというのが一つあるんですけど、鉛直方向からかかる縦揺れ、これは、免震でもどうしようもないよ。当たり前がたつけば。しかし、ここが分断してあるから、ダンパーとかゴム製のものとか、あるいはこれから離れてぼんぼん浮き上がるよことで、このエネルギーを少しずつはかわしましようよというような、それは緻密に計算されてるよと思います。

でも、鉄骨よというのは、この鉛直方向、座屈荷重よっていいよですけど、これはものすごい強いよんです。横方向に弱い。弾性も強い。それは、木より圧倒的に強いよ。だから、そういったものよをしたよときに、さっきから言いますよように、ここでそういった大きい材を入れて、取りかえるよときに、例えばこのビルよの寿命よの中で一回だけよって、今、想定されてるだけの回数よにせよ、そのよときに何が起こるかよというよと、1トンぐらいの壁よを外す、そして今度は250キロぐらいの壁よをはめてくっつけていく。その作業よに、機械よはどんな機械よが要るよと思いますよか、その部屋よは使えるよと思いますよか。このビルよをつくるよのは、あんなに金よかけるよのはなぜなんだよって、僕らは何度も疑問よを呈した。いや、いつ来るよかわからないよことを想定よするために、ほんとに金よがないよけどやるよですよよってよということよ。それじゃ、いつ来るよかわかんないものよが、その取りかえよをやってるよときに来るよってよことは、否定できないよわけよでしょう。そして、僕等よを説得よされたいつ来るよかわかんない確率よが来るよってよいうのよと、確率的よにはあんまり変わんないよでしょう。

いつ、その張りかえよがあるよかって、これはわかんないよですよ。1000年よぐらいのスパンよの中よだから。これは、可能性よとして、確率よでやっていよたら、変わんない数字よが出てくるよと思うよんです。だから、そこよをまず想定よしてくださいよねよと。

じゃあ、どうしても必要よなら、そこよになぜ小さい中柱よを入れて、そして横よに、やっぱり横よの力、水平方向よに弱いよと言ったよですから、鉛直よは強いよと言ったよから、そこに鉛直よに強いものよを入れて。木材よは、これは大いに消費よすべきよです。部屋よの景観よとか、そういったものよを見るよんなら、なぜ人手よで張りかえられるよようなものよをそこに使わないよのよかってよいうことよを、僕はこの前よの本会議よで……。それだよと、かえる時期よが来ました。じゃあ、入らせてくださいよって業者よが来て、やっていく。地震よが起こったよって、業者よ出てくれよって、道具よはそこに置いてくれよで使えるよんです。ところが、そのよときに、そんな重機、つり機械よから、それ寸断よする機械、足場、危ないよから職員の皆さんよ出てくださいよって、逆よの立場よになっちゃう可能性よがありはしないよかってよいうことよを言うよんです。

その中で、大いに県産材よの活用よってよいうのは、さっきの森林環境税よでもそうじゃないよですか。山の大切さ。当たり前よのこと。あなた方が、宣伝よになるよでしょうよと言ったよとき、なろうよかと、その板よを守るよための構造よじゃないよかと、そこよにはめられたよもので、むしろ、この3階よの木造住宅よのCLTよを使った民間よのアパートよは全部健全よにもってるよじゃないよですかよって。ここよは震度7よに耐えてますよよ。あなた方、5よにしか耐えてないよ上に、何よですか、このとめた場所よはよって。ビスよのところよが割れてるよじゃないよですかよとか、今、まだ予測よでしかない、理論よでしかないことよが起

こってしまう可能性も持ったものをなぜそこに使うんですかっていうのが、この前の本会議なんです。

そうしたら、私の後からした人は、私はその林活議連の立場からやるんだって、消費拡大だっていうけど、そんなレベルの問題で僕はやったんじゃないです。大いに結構。それをやるならば、こういったまだ機能が弱いですよというところの壁を補修するとき、そこにCLTを入れて。さっき言ったように、このビルは震度7です、あなたが3階建てで、うちはCLTがもてたっていうけど、うちは10階建ての上の共振をした揺れが、震度7以上ないですけど、ガルにしたときに加速度がもう2,500、3,000になった。日本の歴史の中で、最高は4,000ガルっていうのもあるんですよ。それにも耐えたって言うほうが宣伝になるんじゃないのっていうこと。

そして、そのビルに、木の量は同じように使えばいいじゃないですか。そのフロアだけでも、それでここはしっかり何があってももたせるんだ。もたせるための一番いい方法で、結果として皆さんが期待するように仕上げるんだ。何が違うかって、CLTはその階は使わずに、中は鉄骨あるいはプレキャストコンクリートって、ほんとに正確に、工期だって、はめ込み式でCLTと変わらない工期でやれるものがあります。そういうものを使って、見た目はベニア板でもいいじゃないですか。やっぱり宮崎の板を使っていますよ、木目があって、ちゃんと遮熱効果もありますよって言うものにできないのかって言ったのが、この前の僕の一般質問です。これは、しろとは言ってないです。それを検討すべきじゃないのっていうことを言ってるわけで

す。

そして、もう少し言うと、そんなレベルじゃなくって、今、CLT需要創出検討ワーキンググループっていうのがあって、この会長は東大名誉教授の有馬先生です。岐阜県知事、高知県知事、岡山市の市長、行政からも入っています。民間から、都城木材だって入ってるんです。だから、そういうレベルで本格的にこれをやって、この前、石破大臣が、オーストリアにその視察に行ったんです。だから、これは政策的に国家が進めていくことになるから、そのところをまた含めてこれは考えてほしいってことで、どうしろってことは、僕は一言も言ってない。だから、ほんとに残念だったけど、あのレベルで僕は質問したんじゃないってこと。

これは、もう答弁は要らないです。以上を言って終わります。

○清山委員長 終わりでいいですか。

○坂口委員 それでいいです。丸田さん、答弁できないと思うんです。だから、僕が何か間違いを言っていれば、また後で教えてほしいってことだけを求めたいと思います。これに関しては、まだたくさんあります。

○清山委員長 わかりました。ほかに何かございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○清山委員長 それでは、以上をもって総務部を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時15分休憩

---

午前11時18分再開

○清山委員長 委員会を再開いたします。

皆様にお伺いしますが、本日の審査内容を踏まえ、何か御意見があればお願いいたします。議案と報告事項等。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○清山委員長 ここで暫時休憩いたします。

午前11時19分休憩

---

午前11時27分再開

○清山委員長 委員会を再開いたします。

採決についてであります。委員会日程の最終日に行くことになっておりますので、24日木曜日、開会時刻13時30分としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○清山委員長 それでは、そのように決定いたします。

そのほか、何かございませんか。何もないようでしたら、本日の委員会を終了したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○清山委員長 以上をもちまして、本日の委員会を終わります。

午前11時27分散会

平成27年 9 月 24 日 (木曜日)

---

午後 1 時30分再開

---

出席委員 (8 人)

委 員 長	清 山 知 憲
副 委 員 長	島 田 俊 光
委 員	坂 口 博 美
委 員	星 原 透
委 員	丸 山 裕 次 郎
委 員	満 行 潤 一
委 員	新 見 昌 安
委 員	来 住 一 人

欠席委員 (なし)

委員外委員 (なし)

---

事務局職員出席者

議 事 課 主 幹	鬼 川 真 治
総 務 課 主 任 主 事	日 高 真 吾

---

○清山委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行いますけれども、採決の前に、各議案につきまして、賛否も含めて、御意見があればお願いいたします。必要があれば休憩もとります。

○来住委員 採決の仕方としては、一つ一つ。

○清山委員長 この後に伺います。

○来住委員 ああ、そうですか。

○清山委員長 この場で御意見を出していただいて構いません。個別がよろしいですか。

○来住委員 いや、どちらでも結構なんです、僕としては、3つの議案について賛成できないもんですから。だから、一括されれば、前もって言っとかないといかんでしょうし。

○清山委員長 それでしたら、この後、個別採決でさせていただきます。ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○清山委員長 それでは、ほかにはないので、これより採決に入りますが、採決は個別採決によって行います。

まず、議案第1号「平成27年度宮崎県一般会計補正予算(第2号)」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○清山委員長 挙手多数。よって、議案第1号につきましては原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第3号「宮崎県税条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○清山委員長 挙手全員。よって、議案第3号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第4号「職員の退職手当に関する条例及び職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○清山委員長 挙手全員。よって、議案第4号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第5号「宮崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○**清山委員長** 挙手多数。よって、議案第5号につきましては原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第6号「宮崎県防災対策推進条例の一部を改正する条例」につきまして、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○**清山委員長** 挙手全員。よって、議案第6号につきましては原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第10号「宮崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について」、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○**清山委員長** 挙手多数。よって、議案第10号につきましては原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

それでは、次に、委員長報告骨子(案)についてでございますが、委員長報告の項目及び内容につきまして、御意見があればお願いいたします。必要があれば、休憩いたします。

暫時休憩いたします。

午後1時33分休憩

---

午後1時48分再開

○**清山委員長** 委員会を再開いたします。

委員長報告につきましては、ただいまの御意見を参考にしながら、正副委員長に御一任いただくということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**清山委員長** それでは、そのようにいたしま

す。

次に、閉会中の継続調査についてお諮りいたします。総務政策及び行財政対策に関する調査については継続調査といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**清山委員長** 異議ありませんので、この旨議長に申し出ることといたします。

次に、閉会中の委員会について御意見を伺いたいと思います。10月29日木曜日に予定されております閉会中の委員会につきまして、御意見・御要望はございませんか。特になければ、執行部と話し合いながら、委員長、副委員長で決めさせてもらいますけど、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**清山委員長** ありがとうございます。それでは、そのようにいたします。

その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**清山委員長** 何もないようですので、以上で委員会を終了いたします。

午後1時49分閉会